

令和元年度版

# 赤穂の環境

第50号

（自 平成30年4月  
至 平成31年3月）

兵庫県赤穂市

# 目 次

## 第1章 環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務	1
2. 環境保全関係予算	2
3. 環境保全行政の取り組み	3
4. 環境基本計画の概要	4
5. 環境保全に関する普及・啓発	6
6. 環境審議会	7
7. 公害等紛争調整委員会	7
8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会	9
9. 環境保全協定の締結	10
10. 赤穂環境保全協議会	12
11. 市内環境調査及び立入り調査実施状況	13
12. 環境関係法令等に基づく届出状況	18
13. 公害苦情の状況	21

## 第2章 環境基本計画の進捗状況

1. 環境基本計画の進捗状況	23
2. 環境基本計画推進事業	25

## 第3章 気象

1. 兵庫県南西部の気象	29
2. 赤穂の気象	30
3. 風向風速の状況	30

## 第4章 大気環境の状況

1. 現況	35
(1) 硫黄酸化物(二酸化硫黄)	35
(2) 浮遊粒子状物質	37
(3) 窒素酸化物(二酸化窒素)	39
(4) 光化学オキシダント	41
(5) 降下ばいじん	42
(6) 微小粒子状物質(PM2.5)	46
(7) 市内放射線測定結果	47

## **第5章 水質の状況**

1. 水質の現況	49
(1) 市内河川の水質	49
(2) 地先海域の水質	55
(3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）	58
(4) 千種川水質精密調査	59
(5) 市内河川水質精密調査	62
(6) 水生生物調査関連調査	63
(7) ゴルフ場周辺水質調査	64

## **第6章 騒音の状況**

1. 道路交通騒音調査	65
-------------	----

## **第7章 廃棄物の状況**

1. 市内廃棄物排出量の状況	67
(1) 一般廃棄物関係	67
(2) 産業廃棄物関係	69

## **第8章 地球温暖化への取り組み**

1. 地球温暖化防止への取り組み	71
2. 地域推進計画の位置づけ	71
3. 地域推進計画の対象	71
4. 地域推進計画の期間と温室効果ガス削減目標の設定	72
5. 低炭素化を推進するための重点施策	73
6. 赤穂市地球温暖化対策実行計画	74
7. 赤穂市の温室効果ガス排出量の状況等	75
8. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量	77

## **第9章 環境行政のあゆみ**

1. 環境行政のあゆみ（抜粋）	81
-----------------	----

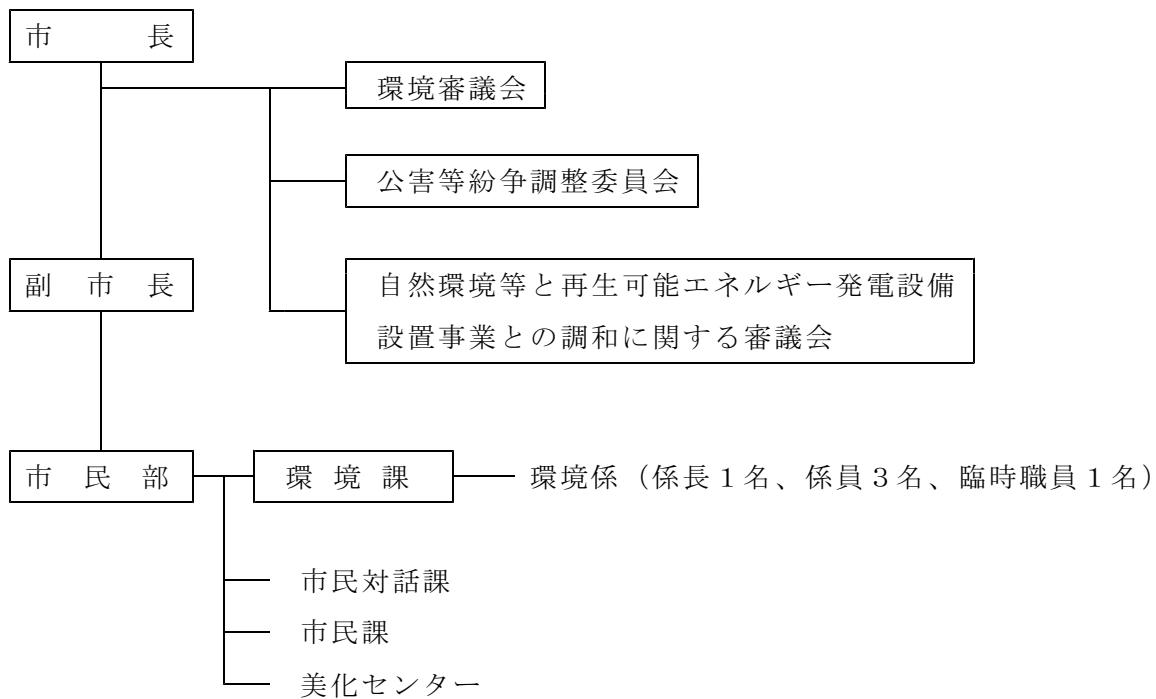
## 第1章

# 環境行政の概要

## 1. 機構及び分掌事務

本市における環境保全関係事務は、市民部環境課で所掌しているが、平成30年度の市民部機構及び環境課の所掌事務等の内容は次のとおりである。

### (1) 機構図



### (2) 分掌事務

- ① 環境基本計画に関すること
- ② 環境関係条例の運用調整に関すること
- ③ 環境審議会の運営に関すること
- ④ 環境保全思想の普及啓発に関すること
  - ・広報資料の作成
  - ・その他の啓発活動
- ⑤ 公害審査及び技術指導に関すること
- ⑥ 公害苦情の処理に関すること
- ⑦ 環境保全協定の締結又は改廃に関すること
- ⑧ 調査分析に関すること
- ⑨ 公害等紛争調整委員会の運営に関すること
- ⑩ 公害関係団体の指導に関すること
- ⑪ レンタルルーム等指導要綱の運用に関すること

## 2. 環境保全関係予算

平成30年度における本市の環境保全関係（環境課執行分）当初予算の内訳は次に示すとおりである。

### 環境保全関係当初予算内訳（人件費は除く）

(千円)

予算科目	報酬	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料
公害対策費	1,256	480	519	5,628	8,156	30,566

予算科目	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	合計
公害対策費	825	3,500	5,743	56,673

### 主な事業費内訳

#### (公害対策費)

○環境調査事業	37,514千円
○公害測定機器等整備事業	5,000千円
○千種川等水質精密調査事業	3,500千円
○環境基本計画推進事業	2,020千円
○住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助事業	5,500千円
○一般事務費等	3,139千円

### 環境保全関係当初予算の推移（人件費は除く）

(千円)

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9
予算総額	45,417	45,551	56,059	92,298	74,514	111,133	43,199	51,753	50,271

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
予算総額	50,061	60,663	78,377	53,610	45,550	47,114	45,637	41,379	35,982

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
予算総額	36,039	41,164	50,824	36,133	57,983	70,793	55,254	55,499	61,308

年 度	28	29	30
予算総額	63,697	60,476	56,673

### 3. 環境保全行政の取り組み

本市における環境行政への取り組みは、昭和30年代の重化学工業の発展を中心とした高度成長期を迎えるとともに、大気汚染・水質汚濁などの産業公害による人の健康や生活環境への深刻な影響が懸念されるようになり、公害対策への積極的な対応が求められ、これに対し、昭和46年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、環境問題に対応してきた。

その後、昭和60年代に入ると、環境に関する考え方の範囲やイメージは「都市環境の安全性」や「公害の防止」という枠から文化的・歴史的環境の保全、さらには文化性や美観的要素を兼備した都市環境づくりが求められるようになった。

このような時代の潮流に対処していくため、より快適な生活環境の創造に向けて、本市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めることが必要となり、まちとしての望ましい環境像を明らかにし、いわゆる「赤穂らしさ」のあるまちづくりのガイドラインとなる「赤穂市環境管理計画」を平成元年度に策定した。

さらに、環境基本法制定の背景及び、循環型社会形成推進基本法の制定並びに「赤穂市総合計画」（平成12年度）の策定等を踏まえ、平成13年3月に「赤穂市環境基本条例」の全面改正を行った。同時に、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の展開を図るため、「赤穂市環境管理計画」を全面改定し、新たに21世紀へのまちづくりの指針となる「赤穂市環境基本計画」を策定した。

その後、予想を遙かに上回り進行している地球温暖化対策に市民・事業者・市が協働で取り組むための道標となる「赤穂市低炭素戦略2020」（赤穂市地球温暖化対策地域推進計画）を平成21年3月に策定し、同時に、この計画との整合性を図るため、「赤穂市環境基本計画」の改訂を行ったが、環境に係る社会情勢や国の政策動向、社会全体の環境政策の変化を反映し、また、本市の環境に係る情勢や施策動向の変化を反映するため、平成28年3月に再度「赤穂市環境基本計画」の一部改訂を行った。

## 4. 環境基本計画の概要

この計画は、「赤穂市環境基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示すものであり、「赤穂市総合計画」に描かれたまちづくりの基本理念や都市像を環境面から実現するものでもあり、本市の環境行政の基本的指針としての性格を有するものである。

### (1) 本市がめざす都市イメージ

この計画は、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化する都市をめざす。

#### 『環境進化都市・赤穂』

～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

### (2) 都市イメージを実現するための基本目標

「環境進化都市・赤穂」を実現するため次の5つの基本目標に沿って取り組みを進める。

- ① 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
- ② 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
- ③ うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
- ④ 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
- ⑤ 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕

### (3) 対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境の範囲は次の4分野とする。

分 野	環 境 の 項 目
生活環境	大気質・騒音・振動・悪臭・土壤・廃棄物・有害化学物質など
自然環境	水質・多様な生態系・地形・地質など
快適環境	良好な景観・水辺・自然とのふれあい・歴史文化資源など
地球環境	地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・海洋汚染 有害廃棄物の越境移動・森林の減少・野生生物種の減少など

### (4) 計画の期間

計画の期間は、平成23（2011）年からスタートした新しい赤穂市総合計画の目標年次との整合を図り、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までとする。

また、社会情勢の変化・計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の改定を図る。

## (5) 重点的に取り組むこと

本計画においては、計画全体を牽引（リード）するものとして、次の6つの重点テーマを掲げている。

- ① 清流千種川のために －上流域との広域連携－
- ② 赤穂式環境パートナーシップ登録制度 －遠くまで見える澄んだ空－
- ③ ぶらり赤穂のまち －歩いて・自転車で楽しいまちづくり－
- ④ 足下からの地球温暖化対策 －協働のライフスタイル－
- ⑤ 赤穂ゼロエミッション －最少負荷のまちへ－
- ⑥ 太陽の恵みをもう一度 －自然エネルギー利用文化の普及－

### 重点施策テーマと基本目標・施策体系との関連

重点施策テーマ	基本目標・施策体系				
	1 最適消費 と健全な循 環のまち	2 自然と共 生するまち	3 うるおいと やすらぎのあ るまち	4 環境への取 組を通じた活 力のあるまち	5 環境に配 慮した人・ 社会のまち
1 清流千種川のために －上流域との広域連携－	◎	○			○
2 赤穂式環境パートナーシップ登録 制度－遠くまで見える澄んだ空－	◎			○	○
3 ぶらり赤穂のまち －歩いて・自転車で楽しいまちづくり－	○		◎	○	
4 足下からの地球温暖化対策 －協働のライフスタイル－	◎	○			◎
5 赤穂ゼロエミッション －最少負荷のまちへ－	◎			◎	○
6 太陽の恵みをもう一度 －自然エネルギー利用文化の普及－	◎			◎	○

(◎ : 特に関連がある ○ : 関連がある)

## 5. 環境保全に関する普及・啓発

### (1) 啓発活動等

環境に関する情報提供及び啓発を行うことにより市民の理解と協力を求め、環境保全に対する意識の高揚を図るため、各種広報活動に努めている。

- 赤穂こどもエコクラブだよりの発行

### (2) 情報提供

#### ① 環境関連ホームページの開設

環境基本計画の概要や環境行政への取り組み、環境に関するお知らせ等について広く市民に周知を図るため、市のホームページで赤穂こどもエコクラブの活動状況、環境調査結果等の情報提供を行っている。

#### ② 「赤穂の環境」の発行

赤穂市生活環境の保全に関する条例第4条第3項の規定により、毎年、赤穂の大気、水質、騒音等の環境状況の調査結果をはじめとする環境保全対策事業についてとりまとめた「赤穂の環境」を発行し、市民に市の環境状況や環境施策の概要について周知を図っている。また、平成15年度より環境基本計画の進捗状況についての年次報告も「赤穂の環境」で行っている。

#### ③ 広報あこうにより情報を提供

広報あこうにおいて、市民に身近な環境に関する情報を提供するため、赤穂の環境の概要等の情報提供を行っている。

## 6. 環境審議会

良好な環境の保全及び創造のための基本施策について審議を行う市長の諮問機関であり、赤穂市環境基本条例（平成13年赤穂市条例第12号）第19条の規定に基づく「赤穂市環境審議会規則」（平成元年赤穂市規則第28号）により組織運営している。

平成30年度においては、当審議会に諮問はなかった。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

環境審議会開催状況

会議開催日	会議内容
平成30年7月17日	・平成30年度版「赤穂の環境」（速報）の概要について

## 7. 公害等紛争調整委員会

公害等生活環境に係る紛争の円滑な調整解決を図るために、赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年赤穂市条例第15号）第70条の規定に基づき「赤穂市公害等紛争調整委員会規則」（平成元年赤穂市規則第29号）を制定し、これにより組織運営している。

平成30年度においては、当委員会に調整申立の要請はなかった。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

公害等紛争調整委員会開催状況

会議開催日	会議内容
平成30年7月26日	(1)平成30年度版「赤穂の環境」（速報）の概要について (2)公害苦情の概要について

赤穂市環境審議会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

委嘱区分	委員名
学識経験者	中村 隆彦(赤穂市医師会会长) 赤井 高之(相生・赤穂市郡歯科医師会赤穂支部長) 寺田 晋一郎(赤穂薬剤師会会长) ○中村 隆紀(元赤穂市市民部長) ◎萬代 新一郎(司法書士)
市議会議員	田渕 和彦 山田 昌弘 前川 弘文 家入 時治
市民組織の代表者	沖 知道(赤穂市自治会連合会会长) 中村 文代(赤穂市消費者协会会长) 笛倉 明王(赤穂労働者福祉協議会会长)
産業界の代表者	寺田 祐三(赤穂商工会議所副会頭) 谷山 甫(赤穂市農業委員会会长) 平田 一典(赤穂市漁業協同組合参事) 清末 周一(赤穂環境保全協議会会长) 山本 真一(赤穂青年会議所理事長)
公募市民	本窪田 聖子 塩江 千津
関係行政機関の職員	柿本 裕一(赤穂健康福祉事務所長) 高谷 和彦(光都土木事務所長) 芦田 義則(光都農林振興事務所長) 清水 伸一郎(西播磨県民局県民交流室環境参事) 横山 博章(赤穂警察署長)
市關係職員	一 (副市長) 藤井 隆(市民病院院長) 河本 憲昭(消防長)

(注) ◎印は会長

○印は副会長

公害等紛争調整委員会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

区分	氏名	区分	氏名
委員長	菅野 新治	委員	小田 正勝
職務代理者	多田 憲子	〃	関 孝志
委員	吉備 徳治	〃	山本 達也
〃	仙丸 寛	〃	神吉 實
〃	清山 美千子	〃	金尾 宗悟
〃	沖 知道	〃	山田 和子
〃	住所 知之		

## 8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会

恵まれた自然環境、歴史ある景観、安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的に、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業を実施するにあたり必要な事項を定めた赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年赤穂市条例第48号）第15条の規定に基づき、赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会を置き、組織運営している。

なお、平成30年度においては、当審議会に諮問はなく、会議の開催はなかった。

### 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備 設置事業との調和に関する審議会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

区分	氏名	区分	氏名
委員長	有田伸弘	委員	吉備徳治
委員	友廣隆宣	〃	沖知道
〃	小堀豊	〃	山本達也

## 9. 環境保全協定の締結

### (1) 環境保全協定の推移

本市においては、昭和44年度から行政指導として公害防止協定の締結を進めてきたが、昭和46年10月以降は、赤穂市環境保全条例（昭和46年条例第35号）の規定により、公害発生要素の高い企業を対象に市との公害防止協定の締結を義務づけた。

その後、昭和48年4月27日、市内主要企業18工場を対象に、改めて県・市・企業の三者間において地域ぐるみの公害防止協定を締結した。

更に、NOx 対策の強化及び総排出量規制の徹底等本格的な対策を推進するため、昭和51年6月に全面改定を行ったが、昭和59年6月1日には、これら協定の全面的な見直し改定を行い、名称も環境保全協定と改めた。

しかし、近年の環境問題の変化に対応するため、地球環境問題、循環型社会の形成、化学物質対策などの法整備も行われ、協定においても新たな対応が求められていることから見直しの必要性が生じ、主要企業については平成17年度に自主的な環境保全活動等新たな枠組みを取り入れた見直しを行い、平成19年度、平成20年度には環境管理の徹底や違反時の措置強化等についての協定内容の見直しを行い、協定改定を行った。

そのほか中小企業では、化学工業、生コン製造業、採石事業場、養鶏事業場、ゴルフ場とも公害防止協定を締結しており、平成20年度には採石事業場、養鶏事業場について内容を見直し協定改定を行った。

なお現在、協定を締結している主要企業及び中小企業は32事業所となっている。

### (2) 主要企業の環境保全協定の見直し

主要企業との環境保全協定については、各事業所における施設の現状を踏まえ、また地球温暖化対策や情報公開への対応等新たな課題に対応するため、事業所個別の協定値見直しを含めた協定改定を平成17年度に行った。

平成19年度には協定締結事業所に対して環境保全意識の向上を図るため、改めて環境管理の徹底を促し、協定違反時の措置を強化する等協定内容の見直しを行った。

また平成20年度には、協定締結後年数が経過し事業所における操業や施設の状況等が協定締結時と変更を生じている事業所について協定内容の見直し改定を行った。

### (3) 今後の動向など

主要企業の環境保全協定の改定については平成17年度及び平成19年度に行い、また平成20年度には、協定締結時の操業状態や施設の状況等が大きく様変わりした事業所について協定の見直しを行ったが、今後も引き続き必要に応じて協定見直しの検討を進める。

なお、環境保全協定（一部公害防止協定も含む）では、工場等の施設変更等を行おうとする場合、市への事前協議を規定しており、平成30年度の事前協議は30件であった。

## 環境保全協定等の締結工場

(平成31年3月31日)

区分	工場等の名称	業種	締結年月日
市との二者協定締結工場等 (20)	㈱豊工業所赤穂碎石所	採石	H28.11.15 改定
	金田碎石(有)	"	H21.2.25 改定
	奥村組碎石生産㈱	"	"
	兵庫奥栄建設㈱	"	"
	大和紡績(㈱)	ゴルフ場	H2.1.29 改定
	赤穂開発(㈱)	"	H2.1.29
	富士フィルム和光純薬(㈱)赤穂農園	牧場	S62.10.3 改定
	タテホ化学工業(㈱)有年工場	化学工業	S57.5.31 改定
	赤穂生コン(㈱)	生コン製造業	S52.6.29
	アグロケミテック(㈱)赤穂工場	化学工業	"
	品川ゼネラル(㈱)東備事業所赤穂工場	土石製品製造業	"
	㈱ディリエッグ有年農場	養鶏業	H21.2.25 改定
	アース製薬(㈱)	化学工業	H29.5.22 改定
	㈱カンペ赤穂	塗料製造業	H20.3.25 改定
	㈱MORESCO 赤穂工場	潤滑油製造業	"
	富士フィルム和光純薬(㈱)播磨工場	化学工業	"
	ハヤシ アグロサイエンス(㈱)	農薬製造業	H27.7.1
県・市との三者協定締結工場 (12)	㈱クリーン赤穂 (㈱リングユニオンより承継)	産業廃棄物処理業	H30.10.2
	三菱電機(㈱)系統変電システム製作所赤穂工場	電気機械器具製造業	H28.12.1
	赤穂化成(㈱)	化学工業	H29.10.1
	関西電力(㈱)赤穂発電所	電気業	H20.12.25 改定
	黒崎播磨(㈱)赤穂工場	窯業	H20.3.25 改定
	高周波熱鍊(㈱)製品事業部赤穂工場	金属製品製造業	"
	品川リフラクトリーズ(㈱)赤穂工場	窯業	"
	住友大阪セメント(㈱)赤穂工場	窯業	"
	正同化学工業(㈱)赤穂工場	化学工業	"
	太陽鉱工(㈱)赤穂工場	非鉄金属精錬業	"
	タテホ化学工業(㈱)	化学工業	"
	DSL. ジャパン(㈱)赤穂工場	化学工業	"

## 10. 赤穂環境保全協議会

本市では、市内企業に対する公害防止対策指導の円滑化を図るため、各事業者の理解を得て、昭和45年に企業の公害防止担当者を構成員とする「赤穂市主要企業公害担当者会議」を設置した。

昭和49年に至って、地域ぐるみの公害防止協定の締結を機会に、企業としての公害防止に対する責任体制をより明確にするため、会議構成員を各企業の公害防止管理者等へ改めるとともに、組織機能の充実による自主運営を進めるため事務局を赤穂商工会議所に置いた。

更に、昭和60年に、環境保全に関する社会的要求を尊重し、清潔で健康な都市づくりに寄与するため、公害防止対策の一層の強化と環境保全の自主的な推進を図ることを目的に、会議の名称を赤穂市内主要企業環境保全協議会と改めるなど整備が行われた。

また、平成26年には赤穂環境保全協議会と名称を改め、現在、県・市と環境保全協定を締結している企業など20社が加入し、事業の推進に努めているが、市としても当該協議会に対する公害対策、環境保全についての指導や活動の円滑な推進のための協力や必要なアドバイスを行っている。

なお、当該協議会では、昭和49年以降地域の環境美化対策と快適な環境づくりのため、環境美化月間協賛行事として各種事業を継続実施されており、平成30年度には企業内における環境保全活動の事例研修、先進企業視察の事業を実施している。

### 赤穂環境保全協議会会員企業

(平成31年3月31日現在)

ア　一　ス　製　薬　(株)	太　陽　鉱　工　(株)　赤　穂　工　場
赤　穂　化　成　(株)	タ　テ　ホ　化　学　工　業　(株)
赤　穂　口　一　プ　(株)	D S L . ジ　ヤ　パ　ン　(株)　赤　穂　工　場
関　西　電　力　(株)　赤　穂　発　電　所	(株) 日　本　海　水　赤　穂　工　場
黒　崎　播　磨　(株)　赤　穂　工　場	(株) M O R E S C O　赤　穂　工　場
高　周　波　熱　鍊　(株)　赤　穂　工　場	三菱電機(株)系統変電システム製作所
品　川　リフラクトリーズ(株)西日本工場赤穂製造部	桃　　井　　製　　網　(株)
ジ　オ　マ　テ　ッ　ク　(株)　赤　穂　工　場	(株) 吉　野　工　業　所　赤　穂　工　場
住　友　大　阪　セ　メ　ン　ト　(株)　赤　穂　工　場	ロ　ザ　イ　工　業　(株)　赤　穂　工　場
正　同　化　学　工　業　(株)　赤　穂　工　場	富　士　フ　ィ　ル　ム　和　光　純　薬　(株)　播　磨　工　場

## 1 1. 市内環境調査及び立入り調査実施状況

### (1) 環境調査

本市においては、昭和39年に PbO<sub>2</sub>法による硫黄酸化物濃度、デポジットゲージ法による降下ばいじんの環境調査を開始したが、その後監視体制の整備を図り、現在では次に示すとおり環境の状況を広く継続的に調査を実施している。

### 環 境 調 査 実 施 状 況

区 分	測 定 対 象	測 定 地 点	地 点 数	備 考
大気汚染 関 係	硫黄酸化物	加里屋（市役所）・塩屋・尾崎・坂越・天和・大津・高雄・有年・西有年（自排局）	9	連続測定
	窒素酸化物	〃	9	〃
	浮遊粒子状物質	〃	9	〃
	微小粒子状物質	加里屋（市役所）	1	〃
	光化学キシダント	加里屋（市役所）・有年	2	〃
	風向・風速	加里屋（市役所）・千鳥・塩屋・尾崎・坂越・天和・大津・高雄・有年・西有年（自排局）	10	〃
	気象	有年	1	〃
	降下ばいじん	加里屋（市役所）・千鳥・塩屋・尾崎・坂越・折方・天和・大津・高雄・有年	10	常時測定
水質汚濁 関 係	河川水質	千種川5・長谷川2・新川1・加里屋川2 大津川2・塩屋川1・矢野川1・中ノ谷川1	15	年4回(5, 9, 11, 3月) ※中ノ谷川のみ毎月
	海域水質	地先海域一円	11	年4回(6, 9, 12, 2月)
騒音関係	自動車騒音常時監視	幹線道路沿線	3	年1回(12月)

## (2) 立入調査

公害関係法令や環境保全（公害防止）協定規定事項の適正な執行確保及び公害関係施設や管理組織体制の整備等についての指導を目的に、工場・事業場への立入調査を行っている。主な立入検査状況は次のとおりである。

工場排水検査	延 93 件
使用燃料中硫黄分検査	延 11 件
工事完成認定検査	延 38 件
帳簿書類等確認検査	延 18 件
苦情立入調査	延 10 件

また、特定建設作業現場及び特定開発事業現場については必要に応じ立入調査を実施するとともに、一般環境状況確認のため環境パトロールや、空地の管理状況調査等も隨時実施している。

### ① 市内工場立入調査

環境保全協定に基づき工場等に汚染物質排出量・濃度について自主測定を義務づけるとともに、測定結果の報告を求めているが、これら測定結果の報告内容について協定値超過の有無について書類審査するとともに、工場に立入を行い生産施設の実態及び公害防止対策施設の管理状況、その他工場等の環境美化対策等について調査を行った。また、その審査・調査結果に応じて指導等を行っている。

### ② 市内工場排水検査結果

公共用水域の水質保全対策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備を促進するとともに、工場等に対しては水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等法令に基づく規制をはじめ、市の生活環境の保全に関する条例や環境保全協定等により排水規制の強化、徹底を図っている。

主要工場については、環境保全協定により、工場排水の自主測定と県・市への報告を義務づけている。

なお、平成30年度においての工場排水の一斉立入調査結果（一般項目）については、次表に示すとおりである。

工場排水調査結果

項目 工場名	採水 年月日	時刻	水温 ℃	pH	SS mg/L	COD mg/L	大腸菌群数 個/cm <sup>3</sup>	備考
アース製薬(株) 赤穂工場	H30.6.7	10:30	33.2	7.3	<1	7.4	0	
	H30.8.30	10:23	37.5	7.1	2	22	4	
	H30.11.14	10:44	27.8	7.3	<1	6.0	11	
	H31.2.21	10:11	23.3	7.4	2	12	9	
アース製薬(株) 坂越工場	H30.6.7	10:06	22.7	7.5	<1	2.2	0	
	H30.8.30	10:01	32.8	7.3	<1	2.3	0.0	
	H30.11.14	10:18	15.5	7.5	<1	2.8	0	
	H31.2.21	9:48	9.5	7.6	<1	4.5	0	
赤穂化成(株)	H30.6.7	9:52	29.0	8.3	11	0.8	0	
	H30.8.30	9:44	32.8	8.2	12	20	1,100	
	H30.11.14	9:58	24.0	7.7	12	3.8	0	
	H31.2.21	9:32	20.8	6.8	4	2.1	0	
関西電力(株)赤穂発電所	H30.6.7	10:48	23.9	6.8	<1	0.9	0	
	H30.8.30	10:40	33.7	7.1	3	6.5	970	
	H30.11.14	11:03	16.9	7.4	0	0.0	0	
	H31.2.21	10:30	12.0	6.8	<1	0.9	0	
黒崎播磨(株)赤穂工場	H30.6.5	9:37	20.6	7.9	3	6.2	0	
	H30.8.29	9:53	27.0	7.9	3	6.5	970	
	-	-	-	-	-	-	-	排水なし
	H31.2.20	9:53	10.8	8.2	6	7.5	1,400	
高周波熱鍊(株)赤穂工場	H30.6.5	5:45	26.9	7.5	<1	0.6	0	
	H30.8.30	9:21	28.8	7.4	<1	<0.5	2	
	H30.11.14	9:32	25.6	7.6	<1	0.6	4	
	H31.2.21	9:08	24.1	7.4	<1	<0.5	3	
住友大阪セメント(株) 赤穂工場	H30.6.5	9:11	26.0	7.9	5	0.9	18	
	H30.8.29	9:17	25.7	7.6	2	0.7	0	
	H30.11.15	9:13	20.8	7.5	1	0.7	1	
	H31.2.20	9:15	20.6	7.4	2	0.7	0	
正同化学工業(株)赤穂工場	H30.6.5	10:40	26.8	7.3	2	0.8	3	
	H30.8.29	11:05	21.0	7.3	1	1.7	1	
	H30.11.15	11:14	22.0	7.4	<1	2.0	27	
	H31.2.20	11:10	19.5	7.3	1	1.6	0	
正同化学工業(株)西沖工場	H30.6.5	10:50	26.8	7.6	2	4.1	0	
	H30.9.11	10:18	27.1	7.3	1	5.6	0	
	H30.11.15	11:22	19.7	7.2	8	3.3	0	
	H31.2.20	11:22	16.8	6.9	1	3.8	0	
太陽鉱工(株)赤穂工場	H30.6.5	10:31	22.0	7.6	<1	1.8	2	
	H30.8.29	10:52	28.8	7.9	<1	2.4	6	
	H30.11.15	10:55	21.2	7.7	<1	2.1	0	
	H31.2.20	11:00	19.2	7.6	<1	2.4	0	

工場名\項目	採水年月日	時刻	水温 °C	pH	SS mg/L	COD mg/L	大腸菌群数 個/cm <sup>3</sup>	備考
タテホ化学工業(株) 本社工場	H30.7.19	10:03	39.4	7.4	1	1.1	0	
	H30.8.29	10:38	43.8	7.5	2	1.9	0	
	H30.11.15	10:38	36.4	7.6	23	3.7	0	
	H31.2.20	10:46	34.1	7.3	6	4.0	0	
DSL. ジャパン(株) 赤穂工場	H30.6.7	11:01	33.3	7.4	3	0.6	0	
	H30.9.11	9:55	29.9	7.5	2	2.0	0	
	H30.11.14	11:20	31.2	7.3	1	0.9	0	
	H31.2.21	10:46	27.8	7.3	2	1.2	3	
(株)日本海水赤穂工場	H30.6.5	8:55	28.2	7.6	3	1.7	0	
	H30.8.29	8:57	37.8	7.6	5	2.8	0	
	H30.11.15	8:51	24.8	7.4	8	3.4	0	
	H31.2.20	8:55	16.2	7.4	4	2.4	0	
(株)カシベ赤穂	H30.6.5	9:02	24.3	7.7	6	4.2	0	
	H30.8.29	9:05	30.4	7.4	5	8.1	0	
	H30.11.15	9:00	17.3	7.3	5	6.3	5	
	H31.2.20	9:02	12.2	7.3	3	8.8	0	
(株)MORESCO赤穂工場	H30.6.14	10:29	32.9	6.8	<1	0.7	0	
	H30.8.29	10:21	38.3	6.9	<1	<0.5	0	
	H30.11.15	10:18	32.5	6.8	<1	0.8	0	
	H31.2.20	10:25	24.2	7.0	<1	1.1	0	
三菱電機(株)系統変電 システム製作所赤穂工場	H30.6.5	9:53	22.4	7.8	3	2.7	0	
	H30.8.29	10:09	28.7	7.7	3	3.0	0	
	H30.11.15	10:00	16.2	7.4	1	1.5	0	
	H31.2.20	10:08	10.5	7.0	7	4.0	4	
富士フィルム和光純薬(株) 播磨工場	H30.6.5	9:21	21.8	7.5	2	1.2	0	
	H30.8.29	9:34	30.6	7.4	4	1.8	0	
	H30.11.15	9:28	16.8	7.2	<1	0.8	0	
	H31.2.20	9:30	10.5	7.0	<1	1.9	0	
谷尾食糧工業(株) 赤穂工場	H30.6.7	9:12	20.0	7.4	7	11	9	BOD 2.5
	H30.8.30	9:09	26.7	7.4	4	5.0	54	BOD 0.7
	H30.11.14	9:19	12.2	7.3	22	24	1,100	BOD 8.1
	H31.2.21	8:57	9.6	6.7	90	420	21	BOD 480
ハヤシアグロサイエンス(株)	H30.6.7	11:08	21.7	7.3	3	3.2	26	
	H30.8.30	11:07	24.7	7.8	3	1.6	36	
	H30.11.14	11:30	16.5	7.3	<1	1.2	8	
	H31.2.21	10:52	10.2	7.2	1	1.7	0	

### ③ 市内工場使用燃料中硫黄分検査結果

大気汚染物質排出量の低減を進めるため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例や市の生活環境の保全に関する条例、環境保全協定により規制強化を図ってきた。近年、工場における低硫黄燃料の使用及び燃料使用量の減少に伴い燃料の燃焼に伴う硫黄酸化物の排出量は大幅に減少してきた。

平成30年度において主要工場における使用燃料中硫黄分の実態確認のため立入調査を実施したが、これら調査結果は次表に示すとおり県条例の基準を大幅に下まわる良好な状況であった。

工場等の使用燃料中の硫黄分分析結果

工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)	工場名	採取年月日	燃料の種類	測定値S分(%)
アース製薬(株) 坂越工場	H31.1.17	A	0.08	住友大阪セメント(株) 赤穂工場	H31.1.29	再生重油	0.67
アース製薬(株) 赤穂工場	H31.1.17	A	0.08			石炭	0.26
関西電力(株) 赤穂発電所	H31.1.29	原油(1U)	0.64	正同化学工業(株) 赤穂工場	H31.2.1	A	0.08
		原油(2U)	0.63	(株)MORESCO 赤穂工場	H31.2.12	A	0.09
黒崎播磨(株) 赤穂工場	H31.1.28	A	0.16	富士フイルム 和光純薬(株) 播磨工場	H31.1.16	A	0.14
				谷尾食糧工業(株)	H31.2.5	A	0.09

## 1 2. 環境関係法令等に基づく届出状況

### (1) 赤穂市生活環境の保全に関する条例関係

赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年条例第15号）では、指定工場等及び指定家畜飼養施設に関し、許可申請等の義務づけ等の規定を設けている。平成30年度における工場・事業場の新規設置は3件であり、既設工場・事業場における生産設備及び公害対策施設の更新等変更に係るものは47件であった。

また、同条例では、一定規模以上の用地の造成等の事業を行おうとする場合の事前届出制度も設けているが、平成30年度の届出件数は12件であった。これら許可等の状況については次表のとおりである。

生活環境の保全に関する条例適用対象事業所数一覧

（平成31年3月31日現在）

区分	設置許可申請	変更許可申請
工 場	3	44
事 業 場	0	3
家畜飼養施設	0	0
計	3	47

注 家畜飼養施設は届出

設置・変更許可申請の内訳

届出内容	件 数
工 場 新 設	3
事 業 場 新 設	0
生 产 设 备 等 の 增 設	20
公 害 对 策 施 設 の 增 設	1
生 产 施 設 の 更新 等 変 更	18
その他の付帯施設の更新等変更	8

特定開発事業実施届出の内訳

届出内容	件 数
用地の造成等に関するもの	4
建築物・工作物の設置等に関するもの	7
道路の掘削工事に関するもの	1

## (2) 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例関係

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年条例第48号）においては、一定規模以上の太陽光発電施設または風力発電設備の設置事業に対し、事業着手の60日前までに協議を義務づけている。平成30年度の事前協議はなかった。

## (3) 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱関係

赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱（平成2年10月1日訓令甲第25号）においては、レンタルルーム類似施設、パチンコ店及びゲームセンターの建築等に関し必要な指導を行うため、事前協議を義務づけているが、平成30年度については事前協議はなかった。

## (4) その他公害関係法令

公害関係法令のうち本市においては、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規定に基づく届出の受理並びに兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく騒音、振動及び悪臭に係る届出の受理、ばい煙、粉じん、汚水に係る届出の経由に関する事務を行っている。

これら平成30年度の届出等の内訳は、次表のとおりである。

### ① 兵庫県条例に基づく特定施設届出数

区分 \ 種類	ばい煙	粉じん	汚水	騒音	振動	悪臭	合計
設置	18	0	0	63	0	0	81
施設等変更	0	8	0	0	0	0	8
廃止	3	3	0	0	0	0	6

### ② 関係法令に基づく特定施設届出数

種類 区分	大気汚染 防 止 法	水質汚濁 防 止 法	瀬戸内法	騒音 規制法	振動 規制法	ダイオキシン類 対策特別措置法
設置	13	0	15	27	1	0
使用	4	0	0	0	0	0
施設等変更	1	1	14	0	0	0
廃止	8	1	3	11	1	0

### ③ 特定建設作業の実施届

区分\種類	くい打機等を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	舗装版破碎機を使用する作業	プレーカーを使用する作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	フルトーマーを使用する作業	掘削機を使用する作業	解体作業又は破壊作業	合計
兵庫県条例によるもの	10	0	0	0	0				149	5	164
騒音規制法によるもの	9	43	10			0	0	0			62
振動規制法によるもの	9			0	45					0	54

### ④ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請等

区分	特定施設設置許可申請	特定施設構造等変更許可申請	特定施設使用変更届出	代表者氏名変更届	特定施設用廃止届	承継届
件数	6	7	0	5	1	0

### ⑤ 環境保全協定等に基づく事前協議件数

区分	大気		水質	騒音・振動	産廃	その他	合計
	ばい煙	粉じん					
件数	10	4	6	7	1	2	30

### (5) その他届出等

#### ① 汚染物質等測定結果報告

県・市又は市との間で環境保全協定を締結している工場等については汚染物質排出量・濃度等についての自主測定を義務づけており、法令の規定に基づくこれら測定結果とあわせ半期毎に年2回の報告を求めている。

#### ② 光化学スモッグ緊急時対策削減計画書・報告書

兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、緊急時対策措置要請対象工場14社からは、光化学スモッグ予報発令時等の燃料使用量削減等の対応策について事前に計画書の提出を求めている。また、広報等の発令及び解除の通報は県環境影響評価室から、市及び対象工場にファクシミリを主体とした連絡網により行っている。なお、発令時の燃料使用量削減等の確認については、削減措置状況の報告を求めている。

### 1 3 . 公害苦情の状況

#### (1) 公害等苦情の処理状況

平成30年度に市民から申し出のあった公害等に関する苦情は10件であった。また、前年度より繰り越した案件が1件あった。

個人所有地や事業所での野外焼却に関する苦情の申出が多く、それぞれの苦情内容については、発生源に対する対策の指導等によりほとんどが解決に至っているが、この他にも空地における雑草の繁茂等の近隣迷惑行為的な苦情の申し出、相談があり、現場確認のうえ発生元への適正指導等を行っている。

苦情内容及び対策措置については下記のとおりであった。

苦情内容及び対策措置

種類	苦情発生地域	苦情内容	対策措置等
大気汚染	折方 (工専地域)	事業者による粉じん発生	散水により発じんを防止するよう指導
	塩屋 (調整区域)	畑における野外焼却	野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導
	木津 (調整区域)	事業者による野外焼却	野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導
	片浜町 (第一種中高層住専)	畑における野外焼却	野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導
	尾崎 (調整区域)	畑における野外焼却	野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導
	塩屋 (調整区域)	畑における野外焼却	処理を野外焼却の中止、廃棄物の適正指導
	東有年 (調整区域)	家庭における野外焼却	野焼きの禁止について指導
騒音	城西町 (第一種中高層住専)	工場における騒音	騒音発生施設の特定と騒音の防止について指導
	塩屋 (第一種中高層住専)	工事現場における騒音	騒音の防止について指導
	南野中 (第一種中高層住専)	エアコン室外機による騒音	エアコンの修理について指導
臭気	高野 (調整区域)	牛舎、堆肥舎からの臭気	臭気対策の徹底を指導

## 第 2 章

# 環境基本計画の進捗状況

## 1. 環境基本計画の進捗状況

環境基本計画の進行管理状況については、その取り組み状況、目標達成状況等について年次報告書として毎年公表し、環境の情報を市民等と共有することとしている。

平成30年度の環境基本計画の目標達成のための取り組みに係る主な実施状況は、次のとおりとなっている。

### (1) 目標達成のための取り組みの主な実施状況

1. 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
<ul style="list-style-type: none"><li>漏水への注意喚起を検針時にお知らせの紙、広報、HP等で実施し、無駄な水が流れないよう啓発した。</li><li>各地区において、単位PTA、子ども会を中心とした資源ごみ等の分別収集に努めた。</li><li>月2回、古紙を回収し、リサイクル施設への搬入を行った。年間リサイクル量18,350kg(紙類)</li><li>ごみ問題対策等懇話会等を通じて、市民や事業者の視点によるごみ減量・資源化の推進体制作りを進めた。</li><li>環境月間及びごみ減量・資源化促進月間に啓発活動等を展開した。</li><li>みんなの生活展や子どもサマースクール等を実施し、ごみ減量・資源化の意識向上を図った。</li><li>生ごみ堆肥化容器、処理機の購入助成を実施した。</li><li>庁舎内における冷暖房管理を適正に管理・設定した。</li></ul>
2. 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
<ul style="list-style-type: none"><li>風致地区について、条例に基づき緑地保全を図った。</li><li>自然観察会を赤穂市教育研究所の自然研究部を中心に希望する児童を対象に8月上旬に実施した。</li><li>幼稚園、保育所において草花の植栽による緑化を図った。</li><li>加里屋川にてホタル生育環境の整備を行った。</li></ul>
3. うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
<ul style="list-style-type: none"><li>工事ごとに騒音、振動抑制の指導を行った。</li><li>安全・快適な環境づくりのための歩道等の整備を図った。</li><li>赤穂市のシンボルとして、赤穂城跡公園を計画的に整備した。</li><li>必要に応じて、景観アドバイザーの助言等を受けて、赤穂市の景観に沿うデザインとなるよう努めた。</li><li>「文化財をたずねて」の刊行や、説明標柱等を設置して、歴史遺産の探訪・散策の便に供した。</li></ul>

4. 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設残土の処分等資源化・循環に貢献するよう指導を行った。</li> <li>・赤穂城跡二之丸庭園において、屋形船を運行して、観光振興に寄与した。</li> <li>・赤穂城跡の整備、指定文化財の整備を通じて、赤穂の魅力ある歴史文化遺産の保存と顕彰を行った。</li> </ul>
5. 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育における環境学習では、周囲の環境とのかかわりや体験を通して、環境への見方や考え方を育み、協力して問題解決する実践力を培った。ライフステージに応じた環境学習を推進することで、環境づくりのリーダーとしての素地を養うことにつながっている。</li> <li>・小学校3年生では、県の事業として環境体験学習を推進した。本市においては、各校区の有する自然環境を生かし、特色ある取り組みが推進され、その取組と関連づけた体験学習として、全小学校から佐用町の「ひょうご環境体験館」を拠点として訪問した。</li> <li>・赤穂こどもエコクラブを年間計画に基づき活動運営した。</li> <li>・幼稚園・保育所において環境教育の取り組みを行った。</li> </ul>

## (2) 重点的に取組むテーマの実施状況

テーマ1：清流千種川のために　－上流域との広域連携－
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種川の環境学習や自然観察を行っている団体の支援を行った。</li> <li>・教育研究所自然研究部会がライオンズクラブと一緒に開催する赤穂自然観察会を通じて、千種川水系水生生物採集及び同定作業を行っている。また、水生生物調査結果の統計法の在り方と同定法の研修も行った。</li> </ul>
テーマ2：赤穂式環境パートナーシップ登録制度　－遠くまで見える澄んだ空－
<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤穂環境パートナーシップ登録制度において、現在17事業所を登録している。</li> </ul>
テーマ3：ぶらり赤穂のまち　－歩いて・自転車で楽しいまちづくり－
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千種川河川敷の維持管理を行い、サイクリングロード周辺の歩行者・自転車ネットワークに努めた。</li> <li>・御崎地区のサクラ、ウメの植栽、剪定、伐採等の維持管理業務を実施した。</li> <li>・(一社)赤穂観光協会においてレンタサイクルを実施した。</li> </ul>
テーマ4：足下からの地球温暖化対策　－協働のライフスタイル－
<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤穂こどもエコクラブによる環境教室を行った。(2. 環境基本計画推進事業(2)こどもエコクラブ事業参照)</li> <li>○市内小学4～6年生を対象に、地球温暖化のしくみや環境に配慮した生活についての学習会を年間を通じて8回開催。</li> </ul>

<p>○赤穂こどもエコクラブ会員数：26人（平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育所等においてグリーンカーテンを育成した。</li> <li>・保育所給食では地元食材を使った給食を取り入れた。</li> </ul>
<p>テーマ5：赤穂ゼロエミッション－最少負荷のまちへ－</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ堆肥化容器、処理機の普及に向けたPRを行った。また、公共施設の剪定木については、チップ状に破碎処理後、燃料として民間に売却し、再利用した。</li> <li>・ごみ問題対策等懇話会、みんなの生活展等の場で水切り器と水切りネットを配布し、生ごみの水切りに関して普及、啓発を行った。</li> </ul>
<p>テーマ6：太陽の恵みをもう一度－自然エネルギー利用文化の普及－</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施した。（平成23年度～）</li> </ul> <p>○設置規模に応じて1kwあたり2万円（上限8万円）を補助。設置にあたり市内の業者を利用した場合には1kwあたり3万円（上限12万円）を補助。ただし、平成28年3月31日までに電力需給契約を締結したものについては1kwあたり3万円（上限12万円）を補助。設置にあたり市内の業者を利用した場合には1kwあたり4万円（上限16万円）を補助。</p> <p>○平成30年度 申請件数41件（市内業者利用件数9件、市外業者利用件数32件）</p>

## 2. 環境基本計画推進事業

### (1) 赤穂環境パートナーシップ登録制度

平成16年7月1日創設した赤穂環境パートナーシップ登録制度は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境に配慮した事業者の自主的な取組や活動を広げるために、事業者と市が協働して環境への負荷の低減を図ることを目的に、一定の要件を満たす事業所を「赤穂環境パートナーシップ事業所」として市に登録し、登録証を交付するとともに、その取組を紹介しようとするものです。

#### ① 対象となる事業所は

赤穂市内で事業活動を行っている事業所で、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所を対象

#### ② 登録の方法と流れ

##### ア 登録の申し込み

登録申請書に必要事項を記入、必要書類を添付し申請

##### イ 環境方針の宣言

ウ 環境負荷の現状の把握

自己チェックシート及び自己チェックリストによる確認

エ 取組目標の設定

自己チェックリストの項目を参考に取組目標を5つ以上設定する。

※必須項目「エネルギーに関すること」・「廃棄物の排出に関すること」

③ 登録証の交付と公表

審査会で審査し、赤穂環境パートナーシップ事業所として登録された事業所（以下登録事業所）には「登録証」として登録事業所であることを明記したプレートを交付し、事業所の名称・所在地や取組の概要等を市の広報、ホームページ等により紹介する。

④ 目標達成のための行動の実践と見直し

登録事業所は目標の達成のための行動を実践し、毎年取組内容を点検（市に報告）するとともにその内容の見直しを行う。

ア 目標達成状況の報告

イ 取組方法の見直し

ウ 取組方法の再検討

エ 取組の実践

ア～エを毎年繰り返し行いながら、目標の達成に向けた取組を実践する。

平成30年度末現在、赤穂環境パートナーシップ登録事業所として、17事業所を登録している。

赤穂環境パートナーシップ登録事業所

登録年度	登録事業所名
H16	住友大阪セメント㈱赤穂工場、㈱日本海水赤穂工場、関西電力㈱赤穂発電所、ジオマテック㈱赤穂工場、三菱電機㈱系統変電システム製作所赤穂工場
H17	タテホ化学工業㈱、太陽鉱工㈱赤穂工場、富士フィルム和光純薬㈱播磨工場
H18	㈱M O R E S C O 赤穂工場、正同化学工業㈱赤穂工場、イオンリテール㈱イオン赤穂店
H19	㈱カンペ赤穂
H20	ハヤシアグロサイエンス㈱
H21	アース製薬㈱坂越工場・赤穂工場
H22	㈱オオキコーポレーション赤穂ロイヤルホテル
H23	タテホセラミック㈱（H31.1タテホ化学工業㈱と合併）、高周波熱鍊㈱赤穂工場
H25	黒崎播磨㈱赤穂工場

（平成31年3月31日現在）

## (2) こどもエコクラブ事業

持続可能な社会をつくるためには、次世代を担う子どもたちが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要であるとして、環境省の提唱により平成7年度から「こどもエコクラブ」事業が実施され、事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な環境の学習や実践活動が支援されている。

赤穂市においても環境教育を充実させるため、「赤穂こどもエコクラブ」を平成17年度に創設している。毎年、小学校4年生から6年生を対象に会員の募集を行い、地域の自然体験や社会体験をとおして、環境に配慮した活動を実践する能力と考え方を身につける場を提供している。



平成30年度赤穂こどもエコクラブ活動内容

月　　日	内　　容
5月27日（日）	赤穂こどもエコクラブ発足式 第1回学習「“たのしい科学マジックと環境のおはなし”の出前授業」
6月10日（日）	第2回学習「グリーンカーテン講習会」
7月28日（土）	第3回学習「水生生物調査」
8月23日（木）	第4回学習「施設見学」 (関西電力株式会社赤穂発電所)
9月29日（日）	第5回学習「月観察会」(雨天のため中止)
12月2日（日）	第6回学習「施設見学」 (カップヌードルミュージアム、大阪科学技術館)
1月27日（日）	第7回学習「エコ料理教室」
2月10日（日）	第8回学習「活動記録づくり」
3月10日（日）	活動記録発表会 赤穂こどもエコクラブ修了式

第 3 章

氣 象

## 1. 兵庫県南西部の気象

兵庫県南西部における平成30年度の気象経過は次のとおりであった。

春季の天気は周期的に変わったが、晴れた日が多く気温は高かった。梅雨期は雨の降った日が多く大雨になった日もあった。夏季は7月から8月は高気圧に覆われた日が多くなったが、7月上旬の台風第7号、下旬の台風第12号、8月下旬の台風第20号などの影響で大荒れになった。秋季は9月上旬に台風第21号、下旬には台風第24号の影響を受けたが、秋季後半には次第に高気圧に覆われる日が多くなった。冬季は初めのうちは冬型気圧配置もあり、中頃には強まった日もあった。終盤には気圧の谷の影響を受ける日が多くなった。

4月は全般に高気圧に覆われた日が多く、平均気温は平年よりかなり高くなかった。日照時間も平年より多く、降水量は平年並みであった。

5月は天気が周期的に変化し大雨の日もあったが、中旬を中心に晴れた日が多くなった。降水量は平年より多く平均気温も高かった。日照時間は平年並みであった。

6月は梅雨前線や湿った空気の影響で雨の日が多く大雨の日もあったが、降水量は平年並みであった。日照時間や平均気温も平年並みであった。梅雨入りは6月5日頃であった。

7月は高気圧に覆われた日が多くなったが、2個の台風や梅雨前線の影響で大荒れの日があった。平均気温は平年よりかなり高く、日照時間・降水量も平年よりかなり多かった。梅雨明けは7月9日頃であった。

8月は高気圧に覆われた日が多くなったが、湿った空気や台風の影響を受けた日もあった。日照時間は多く、平均気温は平年よりかなり高かった。降水量は平年並みであった。

9月は前線や湿った空気及び2個の台風の影響で雨の日が多くなった。降水量は平年よりかなり多く日照時間はかなり少なかった。平均気温は平年より低くなかった。

10月は高気圧に覆われた日が多くなったが、台風や前線、気圧の谷などで曇りや雨の日もあった。日照時間は平年よりかなり多く降水量は少なかった。平均気温は平年並みだった。

11月は中旬頃に曇りや雨の日があったが、高気圧に覆われ晴れた日が多くなった。日照時間は平年並みだったが降水量は平年よりかなり少なく、平均気温は平年より高くなかった。

12月は冬型気圧配置の日もあったが、気圧の谷や湿った空気の影響を受けた日が多くなった。日照時間は平年よりかなり少なく降水量はかなり多かった。平均気温は平年並みだった。

1月は初めのうちは気圧の谷などの影響で曇りの日が多くなったが、下旬には冬型気圧配置が強まった。日照時間は平年並み、降水量は少なく、平均気温は平年より高かった。

2月は気圧の谷や湿った空気などの影響で雨や曇り、雪の降った日もあったため日照時間は平年より少なく、平均気温は平年より高かった。降水量は平年並みであった。

3月は初めのうちは天気が周期的だったが、次第に曇りや雨の日が多くなった。平均気温は平年よりかなり高くなかったが、日照時間は平年並み、降水量は平年より少なかった。

(資料提供：姫路エコテック株)

## 2. 赤穂の気象

平成30年度の市南部での気象測定結果は、表3-1-1に示すとおり、年間平均気温が16.4°C、最高気温が7月の37.5°C、最低気温が1月の-1.5°Cで、前年度と比べ年間平均気温は0.8°C高く、最高気温は2.2°C高く、最低気温は4.0°C高い状況であった。年平均湿度は58%で前年度より2%低い状況であった。

また、年間降水量については1,307.5mmで前年度(1,320.0mm)と比べてほぼ同じ状況であった。(図3-1-1参照)

また、市南部と北部の状況を比較すると(表3-1-1参照)、年平均湿度は南部が58%、北部が78%、平均気温については年間を通して南部が高く、最高気温も南部が高い状況であった。最低気温は北部の方が低く、南部より1.5°C低い状況であった。

総雨量については南部が1,307.5mm、北部が1,439.0mmであり、北部の方が多い状況であった。

## 3. 風向風速の状況

本市は、三方が200m~400mの比較的標高は低いが起伏の多い山地で囲まれ、南は海に面し、その海岸から背後山麓までわずか2km~4kmしかなく、市の中央部は千種川をはじめ中小河川が貫流している等の地形条件にあるため、市内各地点の風向は複雑な動態を示している。

年間の風配(表3-1-2風向特性等解析表及び図3-1-2年間風配図参照)を見ると、市役所は東北東方向、塩屋は北及び北北西方向、尾崎は北北西方向、天和は西及び西北西方向、高雄は北及び北北東方向、下水管理センターは北北東方向、有年は東北東及び南方向がそれぞれ卓越している。また、大津と坂越は地形の影響をかなり強く受け、大津では北西から南東へかけての谷あいに位置しているため、四季を通じて北西方向の風が卓越しており、坂越では東側に位置する千種川とその両岸の山地の影響を受け、年間を通じ東方向の風が卓越している状況である。

年間平均風速は、1.4~2.7m/secとなっている。(表3-1-3参照) 各地点ともに季節的な変化はあまり認められず、静穏の出現頻度も0.6~11.4%となっている。

表3—1—1① 気象測定結果（赤穂小学校）

(平成30年度)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
温 度	平均	15.0	18.7	22.5	28.1	28.8	23.5	18.3	12.9	8.0	5.4	6.5	9.3	平均 16.4
	最高	26.3	27.5	32.1	37.5	36.0	32.0	29.2	23.3	20.8	13.5	16.9	19.6	最高 37.5
	最低	3.3	7.6	13.6	21.5	17.1	13.7	8.4	1.9	-1.2	-1.5	-0.7	0.1	最低 -1.5
湿 度	平均	57	60	61	62	58	68	57	55	58	51	54	53	平均 58
雨 量	月 間	62.0	147.5	135.5	358.5	37.5	332.5	45.5	1.0	66.5	19.0	38.0	64.0	合計 1,307.5

(注) 1. 雨量については総雨量を掲記  
2. 単位は温度(℃), 湿度(%), 雨量(mm)

表3—1—1② 気象測定結果（有年中学校）

(平成30年度)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
温 度	平均	14.2	17.8	21.7	27.3	27.6	22.4	16.8	11.2	6.9	4.2	5.6	8.4	平均 15.4
	最高	24.3	27.9	30.2	36.4	34.7	30.2	29.0	22.3	20.3	13.5	15.6	20.0	最高 36.4
	最低	1.6	5.4	12.0	21.0	15.4	12.8	6.6	0.2	-2.5	-3.0	-2.2	-1.0	最低 -3.0
湿 度	平均	73	76	82	82	78	87	81	79	80	74	74	72	平均 78
雨 量	月 間	71.5	142.0	158.0	405.0	58.0	312.0	84.5	1.5	79.0	18.0	45.0	64.5	合計 1,439.0

(注) 1. 雨量については総雨量を掲記  
2. 単位は温度(℃), 湿度(%), 雨量(mm)

図3—1—1 年間平均気温・年間総雨量経年変化

(測定地点: ~H16下水管管理センター H17~H27.8消防本部 H27.9~赤穂小学校)

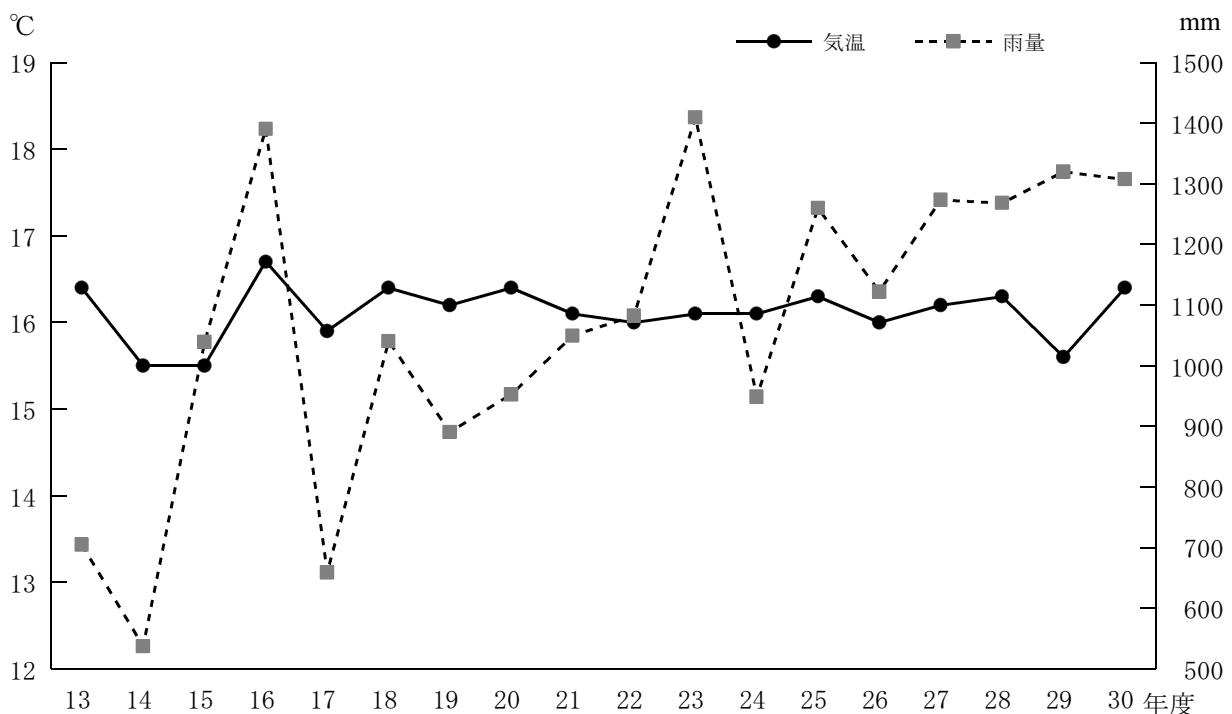


表3-1-2 風向特性等解析表

(平成30年度)

解析項目	測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
風向特性		ENE 卓越	N, NNW 卓越	NNW 卓越	W, WNW 卓越	ENE, E 卓越
風速特性 (m/sec)		1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越
年間平均風速 (m/sec)		2.4	1.9	2.1	1.9	2.1
静穏状態出現率 (%)		2.2	4.5	3.0	6.8	1.3
風向別平均風速特性		ENE 卓越	N 卓越	NNW 卓越	W 卓越	ENE 卓越

解析項目	測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管管理センター
風向特性		N, NNE 卓越	NW 卓越	ENE, S やや卓越	NNE 卓越
風速特性 (m/sec)		0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 卓越	0.4~0.9 1.0~1.9 卓越	1.0~1.9 2.0~2.9 卓越
年間平均風速 (m/sec)		1.7	2.0	1.4	2.7
静穏状態出現率 (%)		4.0	2.6	11.4	0.6
風向別平均風速特性		N 卓越	NW 卓越	ENE, S やや卓越	NNE 卓越

(注) 静穏とは、風速が0.3m/sec以下をいう。

表3-1-3 年間平均風速

(平成30年度)(単位:m/sec)

測定地点	市役所	塩屋監視局	尾崎監視局	天和監視局	坂越監視局
4月～6月	2.3	1.8	2.0	1.9	2.1
7月～9月	2.5	2.1	2.4	2.1	2.2
10月～12月	2.3	1.9	2.0	1.8	2.2
1月～3月	2.5	1.8	2.0	1.9	2.1
年間	2.4	1.9	2.1	1.9	2.1

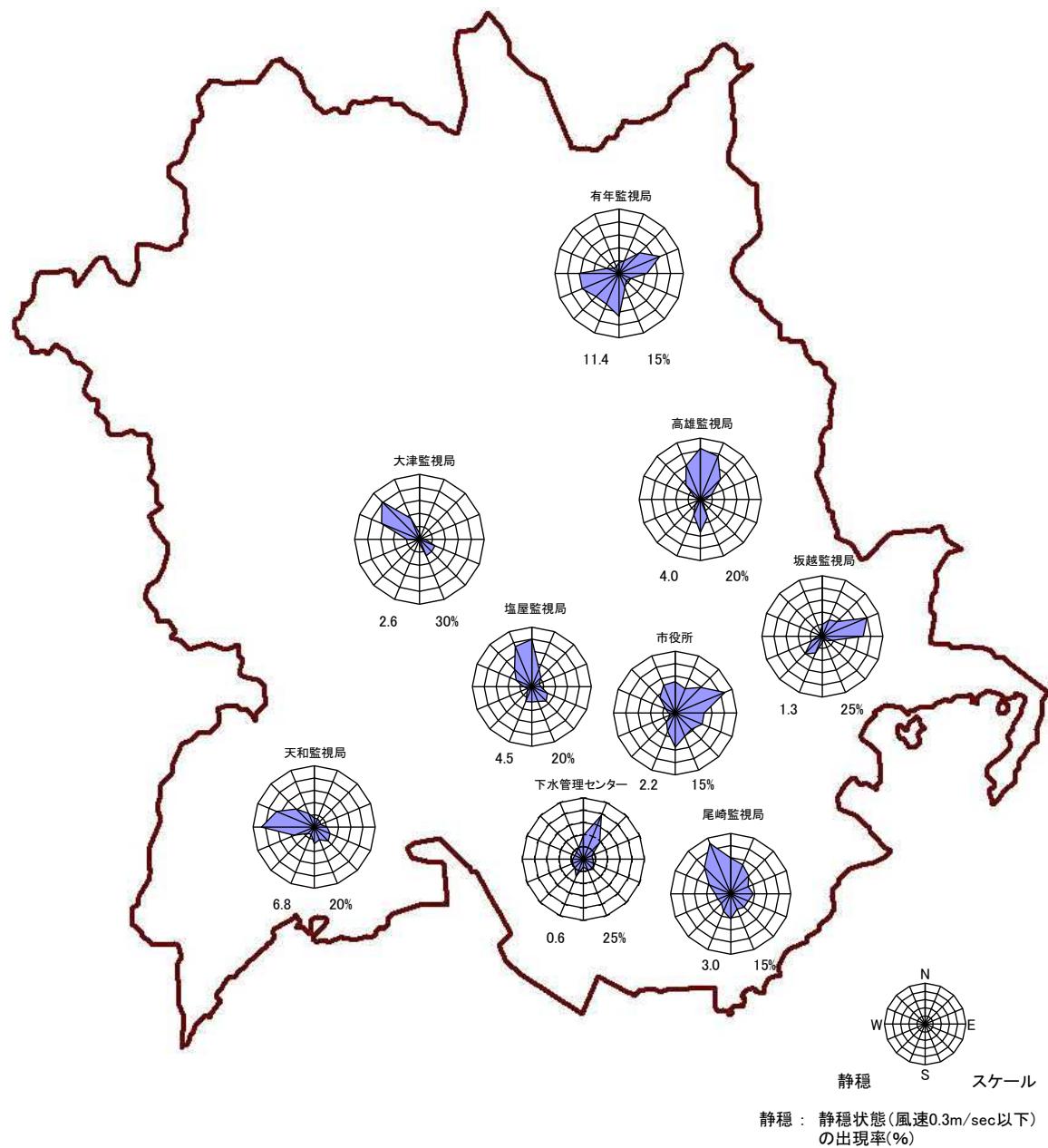
測定地点	高雄監視局	大津監視局	有年監視局	下水管管理センター
4月～6月	1.7	1.9	1.5	2.5
7月～9月	1.7	2.0	1.5	2.8
10月～12月	1.5	2.1	1.3	2.7
1月～3月	1.8	2.1	1.5	2.7
年間	1.7	2.0	1.4	2.7

表3-1-4 風向別平均風速

(平成30年度)(単位:m/sec)

測定地点	風向	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
市役所	2.6	1.8	1.6	1.3	1.2	2.1	2.8	3.3	2.9	3.0	4.0	3.9	3.8	3.8	3.4	2.9	
塩屋監視局	1.6	1.3	1.4	1.0	1.3	2.2	2.5	2.4	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.1	1.8	
尾崎監視局	1.4	1.7	1.6	2.0	2.7	2.7	3.5	2.3	2.2	2.4	3.0	2.9	2.8	2.5	2.1	1.6	
天和監視局	1.6	1.5	2.0	1.9	2.3	2.9	2.6	2.0	2.0	1.6	2.4	2.2	1.8	1.7	2.4	2.6	
坂越監視局	1.9	2.1	2.0	1.9	2.0	1.9	1.8	1.5	2.2	2.8	3.1	2.7	1.9	1.6	1.4	1.5	
高雄監視局	2.0	1.2	0.9	0.9	0.9	1.0	1.3	2.5	2.7	2.4	2.0	1.1	0.9	1.3	1.3	2.0	
大津監視局	1.8	1.1	1.0	1.3	1.5	2.6	2.4	2.4	1.7	1.1	1.0	1.0	2.2	2.3	1.7	2.4	
有年監視局	1.3	1.2	1.4	1.5	1.3	1.0	0.9	1.6	2.3	1.6	1.2	1.7	2.2	1.5	1.2	1.1	
下水管管理センター	1.9	2.0	2.1	1.8	2.1	2.2	3.3	3.2	2.8	3.2	4.4	4.5	3.5	2.8	3.0	2.9	

図 3-1-2 年間風配図(平成30年度)



## 第4章

# 大気環境の状況

## 1. 現況

大気環境監視網については、一般大気監視局として市内8カ所に監視局舎を設置し大気環境の監視を行っている。

平成30年度の一般環境大気監視局（8監視局）の監視結果概要は次に示すとおりである。

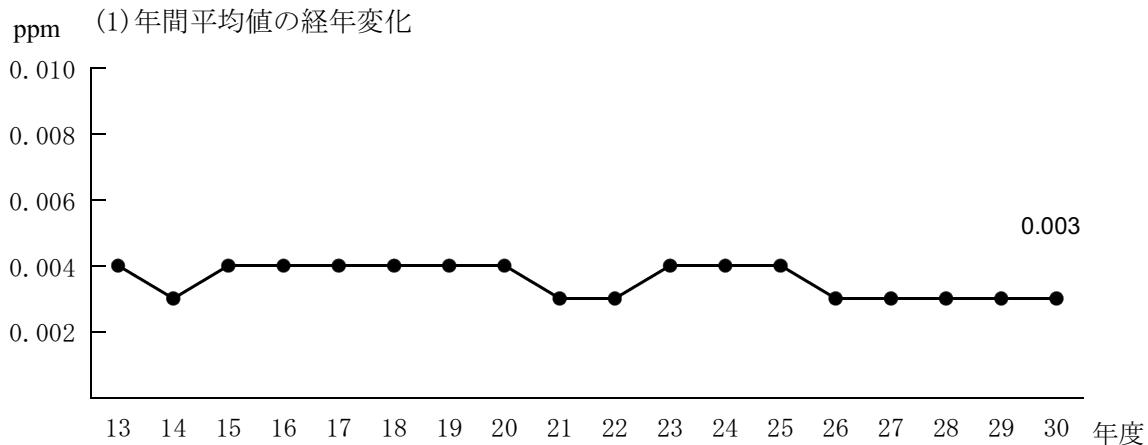
### (1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

二酸化硫黄については、導電率法及び紫外線蛍光法により測定しており、濃度の経年変化を年間平均値でみると、昭和47年度の0.027 ppmをピークに減少しており、昭和60年度以降0.003～0.005 ppmの低濃度で推移している。

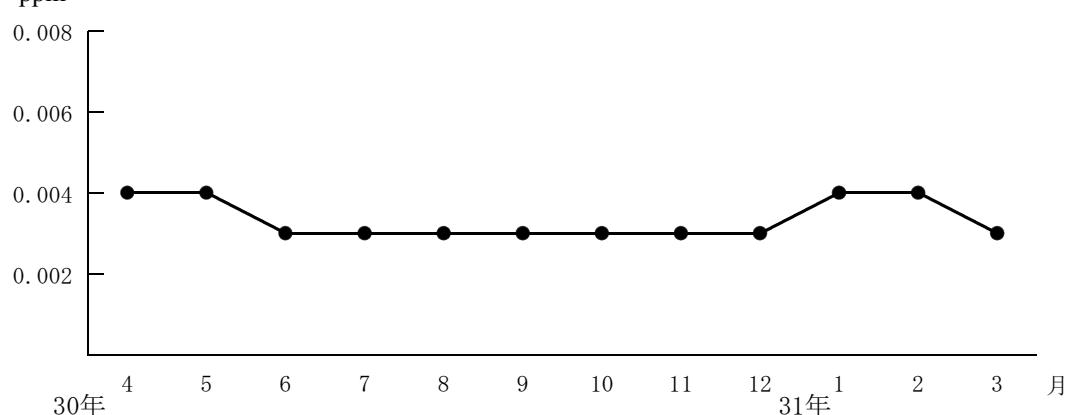
平成30年度の年間平均値（8地点平均）は、0.003 ppmとなっている。季節的、地域的に有意な較差は認められない。

また、二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること」であるが、表4-1-1にも示すとおり全ての地点において適合している状況である。

図4-1-1 二酸化硫黄濃度



ppm (2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値・日平均値及び1時間値最高値

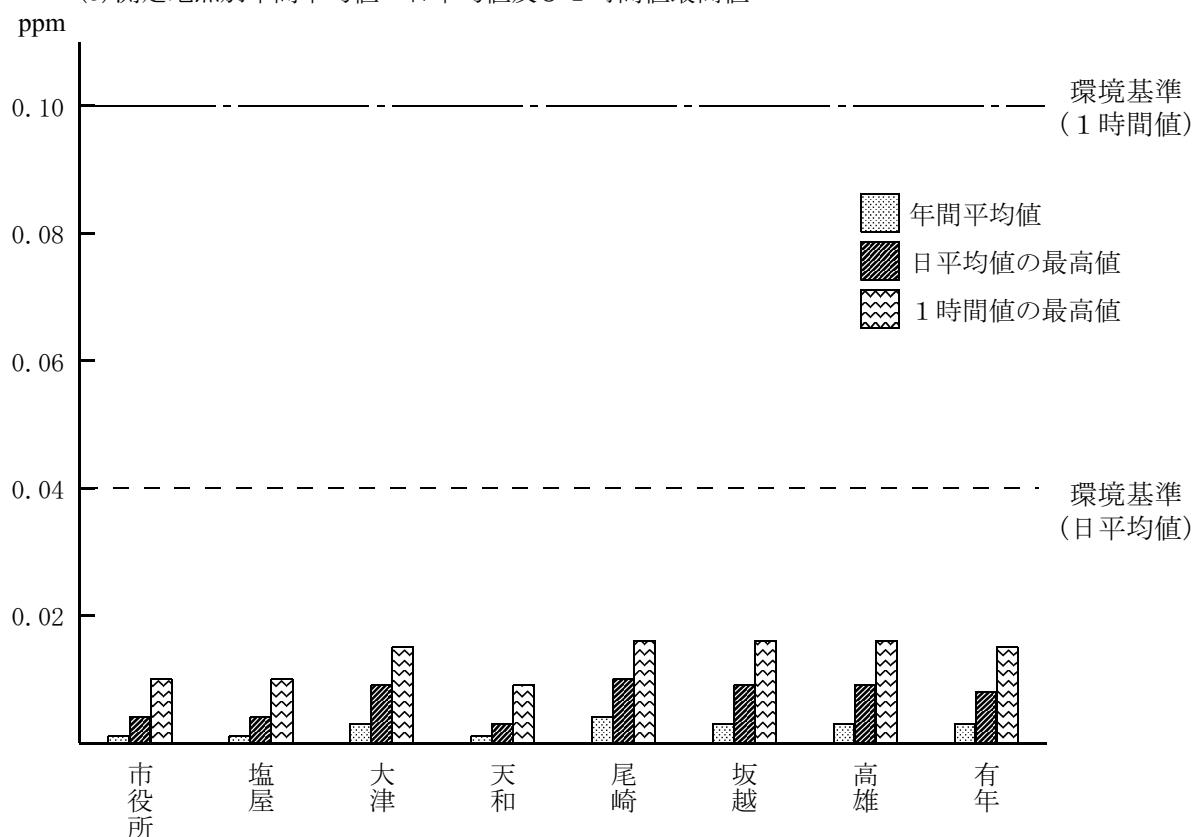


表 4－1－1 二酸化硫黄濃度に係る環境基準の達成状況

測定期	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連續したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
		日			時間	%	日	%			有×・無○	
市役所	商業	362	8645	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0
塩屋	1種中高層住専	363	8670	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0
尾崎	1種中高層住専	365	8744	0.004	0	0.0	0	0.0	0.016	0.008	○	0
天和	工専	356	8532	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
坂越	1種住居	364	8747	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.007	○	0
大津	市街化調整	365	8744	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.007	○	0
有年	市街化調整	365	8747	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006	○	0
高雄	市街化調整	364	8725	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.006	○	0

## (2) 浮遊粒子状物質

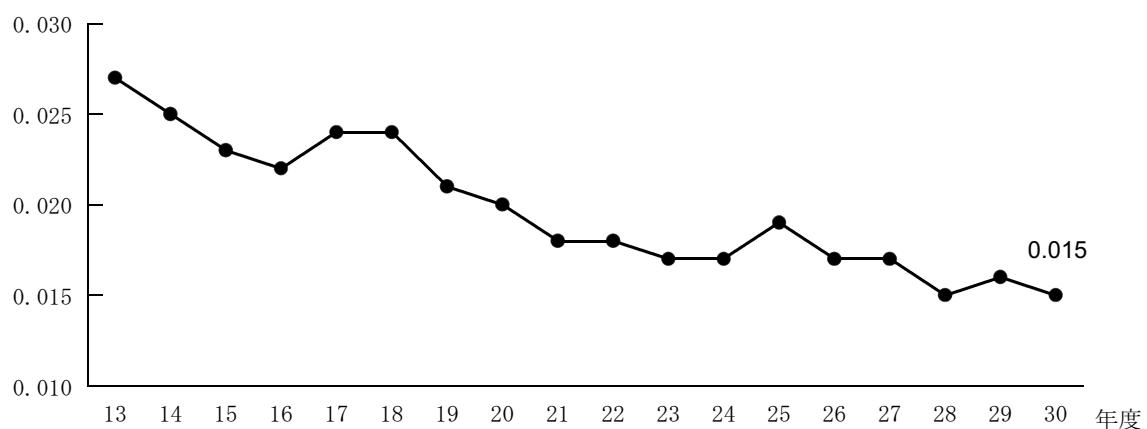
浮遊粒子状物質についてはベータ線吸収法により測定を行っているが、平成30年度の年間平均値（8地点平均）は、 $0.015 \text{ mg/m}^3$ であり、図4-1-2に示すとおり前年度と同程度の値となっている。月間平均値においては、4月から8月にやや高い傾向がみられた。

また、浮遊粒子状物質に係る環境基準は、「1時間値の1日平均が $0.10 \text{ mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{ mg/m}^3$ 以下であること」であるが、適合率については表4-1-2に示すとおり1時間値の1日平均、1時間値ともに100%となっている。

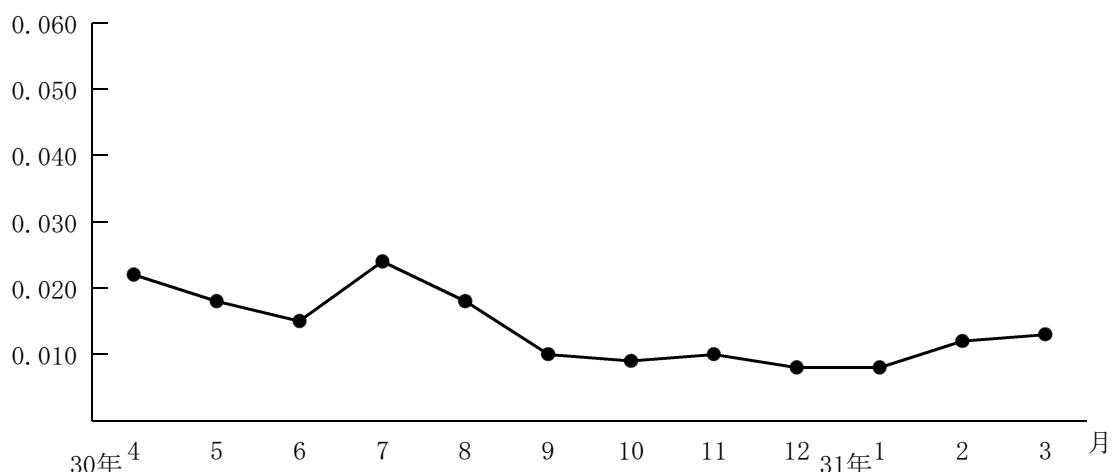
浮遊粒子状物質には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と硫黄酸化物・窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子があり、一次粒子の発生源には工場などから排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人的発生源と黄砂や土壤の巻き上げ等の自然発生源がある。

図4-1-2 浮遊粒子状物質濃度

$\text{mg/m}^3$  (1) 年間平均値の経年変化



$\text{mg/m}^3$  (2) 月間平均値の経月変化



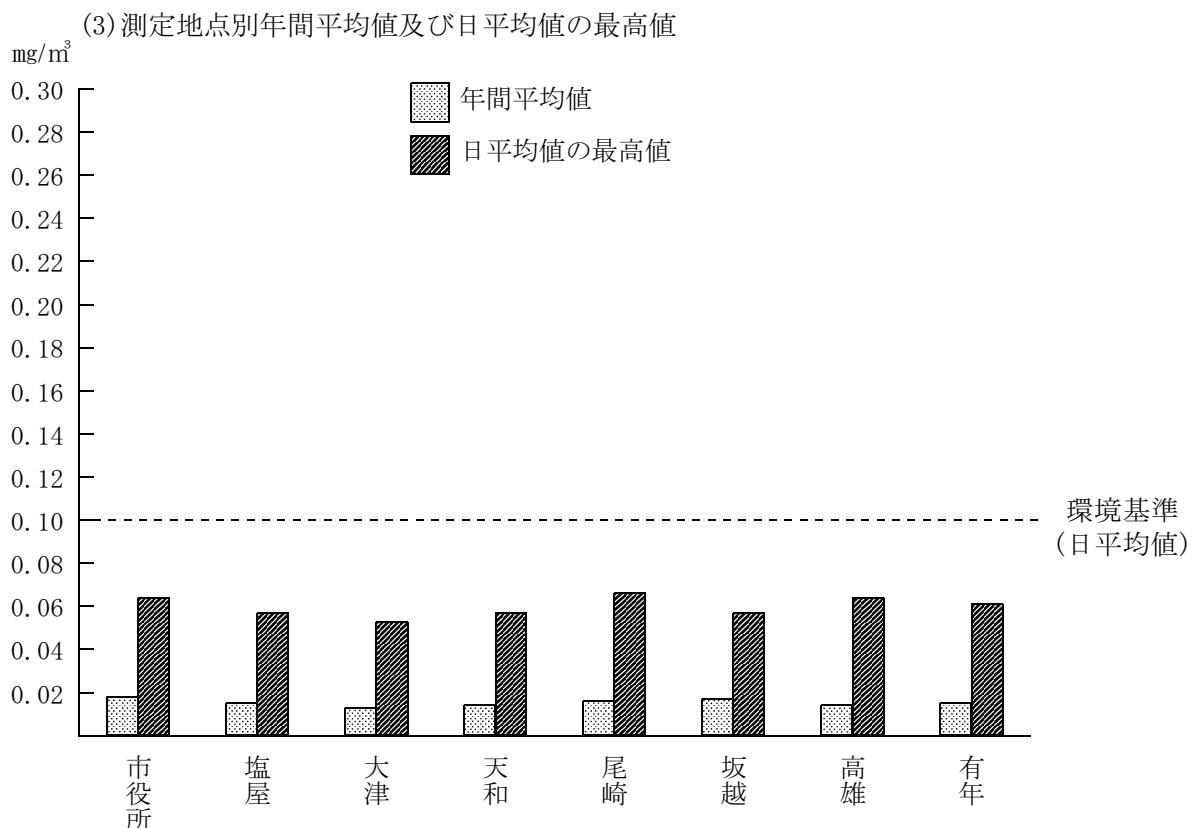


表 4－1－2 浮遊粒子状物質濃度に係る環境基準の達成状況

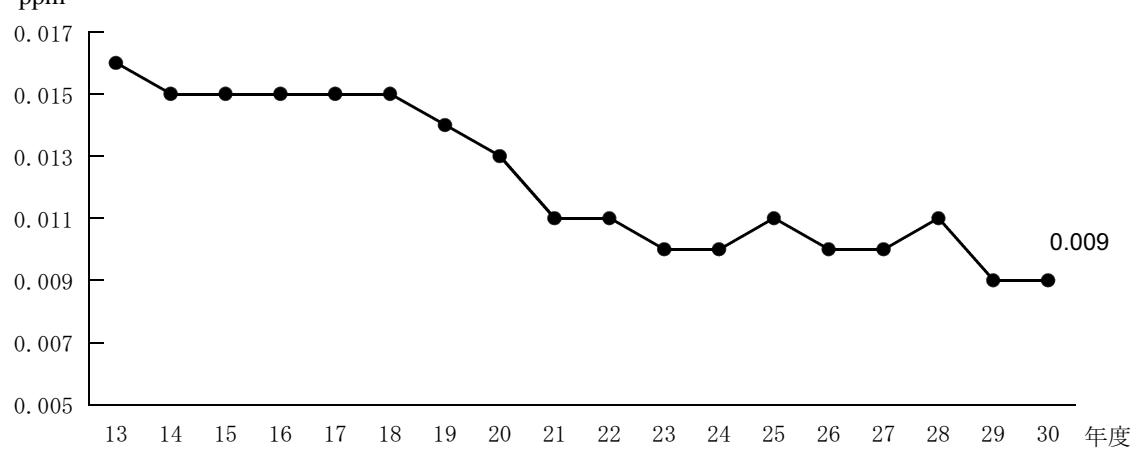
測定局	用途地域	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数			
		日	時間			mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×	・	無○	日
市役所	商業	362	8722	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.111	0.048	○			0
塩屋	1種中高層住専	364	8732	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.105	0.041	○			0
尾崎	1種中高層住専	365	8732	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.113	0.113	○			0
天和	工専	350	8407	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.094	0.094	○			0
坂越	1種住居	364	8734	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.128	0.128	○			0
大津	市街化調整	365	8740	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.105	0.105	○			0
有年	市街化調整	361	8654	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.127	0.127	○			0
高雄	市街化調整	364	8713	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.109	0.109	○			0

### (3) 窒素酸化物（二酸化窒素）

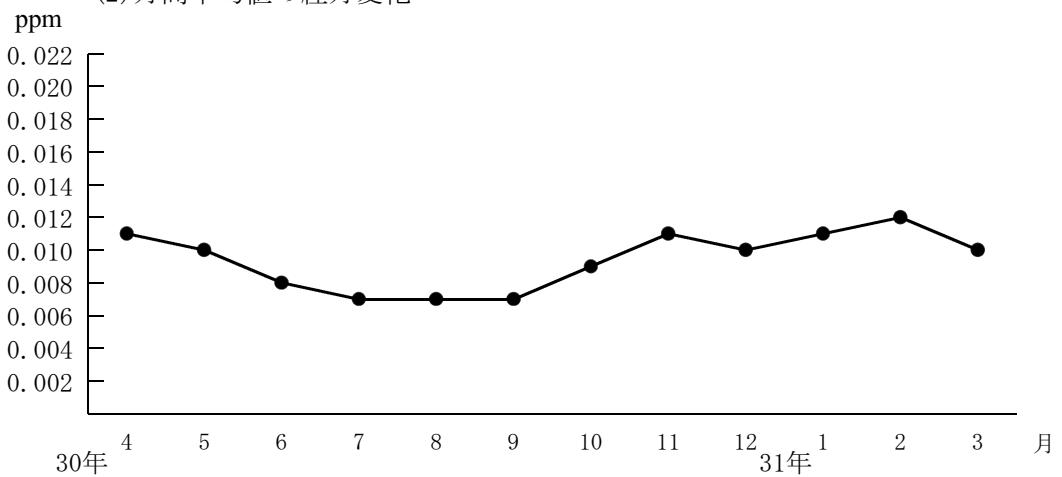
二酸化窒素についてはザルツマン法により測定を行っており、平成30年度の年間平均値（8地点平均）は、0.009 ppmであり、図4-1-3に示すとおり近年同程度の濃度で推移している。季節的には冬期から春期がやや高くなっている。二酸化窒素の環境基準「1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」については、表4-1-3に示すとおり全ての地点において適合している。

図4-1-3 二酸化窒素濃度

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び日平均値の最高値

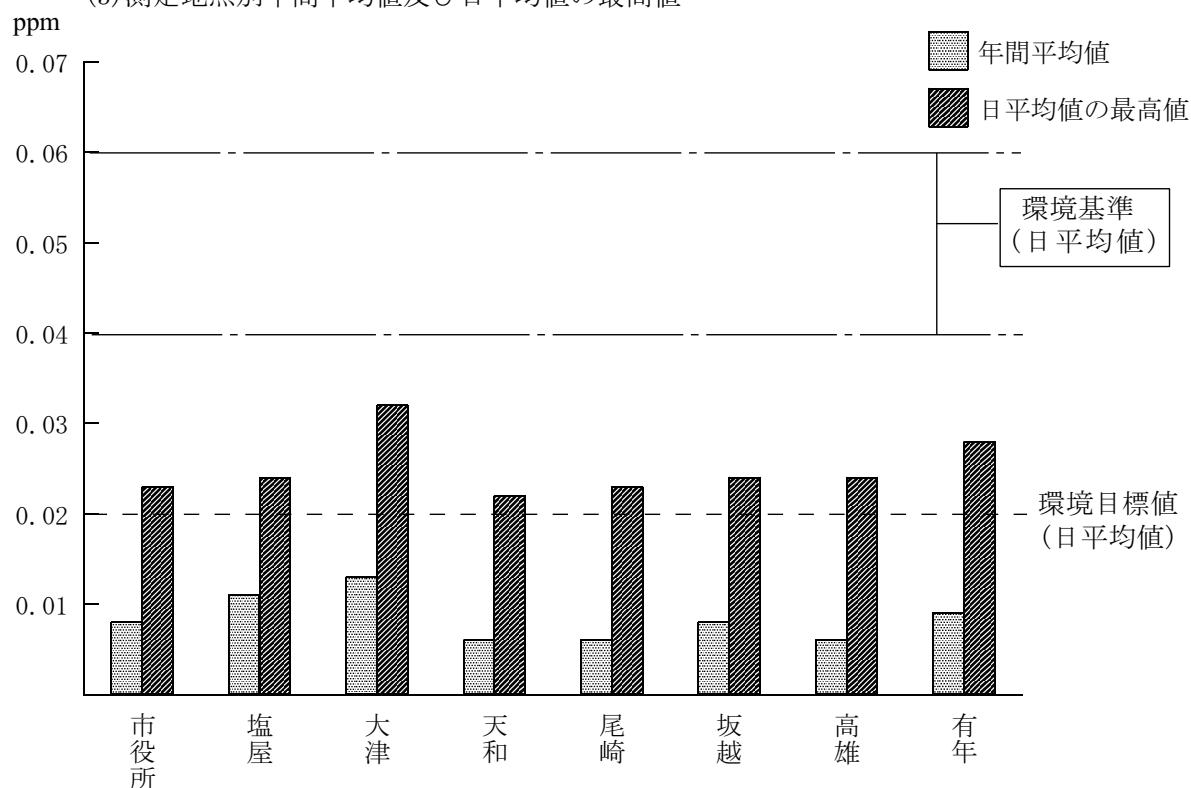


表 4－1－3 二酸化窒素濃度に係る環境基準の達成状況

測定期	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
市役所	商業	362	8657	0.009	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
塩屋	1種中高層住専	362	8672	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
尾崎	1種中高層住専	364	8727	0.006	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
天和	工専	364	8733	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
坂越	1種住居	360	8650	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
大津	市街化調整	364	8743	0.013	0.066	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0
有年	市街化調整	364	8726	0.009	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
高雄	市街化調整	364	8740	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0

#### (4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、市内 2 地点において測定（吸光光度法）しているが、2 地点の年間平均値（昼間測定時間平均）は、0.033 ppm となっている。光化学オキシダントについては、午前 6 時から午後 8 時の時間帯について評価することとされており、環境基準「1 時間値が 0.06 ppm 以下であること」については、表 4-1-5 に示すとおり、適合率は 90.3 %～93.9 % となっている。

なお、本市における光化学オキシダント予報等は、市役所局のデータに基づき発令されることとなっている。過去 10 年間の状況は表 4-1-4 に示すとおりであり、平成 27 年 8 月に予報及び注意報が 1 回、平成 30 年 8 月に注意報が 1 回発令された。

表 4-1-4 光化学オキシダント発生状況の経年推移

(測定期：市役所)

年度 月	21		22		23		24		25		26		27		28		29		30	
	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報								
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最高濃度	0.111 ppm	0.132 ppm	0.106 ppm	0.115 ppm	0.120 ppm	0.107 ppm	0.135 ppm	0.118 ppm	0.110 ppm	0.127 ppm										

表 4-1-5 オキシダント濃度に係る環境基準の達成状況

測定期	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06 ppm を超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12 ppm 以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値		昼間の日最高1時間値の年平均値		
					日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
市役所	商業	362	5448	0.036	103		528	1	1	0.127		0.052	
有年	市街化調整	355	5364	0.029	64		327	0	0	0.118		0.047	

## (5) 降下ばいじん

降下ばいじんについては、市内10地点においてデポジットゲージ法により測定を行っている。降下ばいじん量の推移についてみると、平成30年度は市内平均 $1.97\text{ t/Km}^2/\text{月}$ と前年度と比べやや減少している。図4-1-4に示す年平均値の経年変化のとおり $3\text{ t/Km}^2/\text{月}$ 以下で推移している。

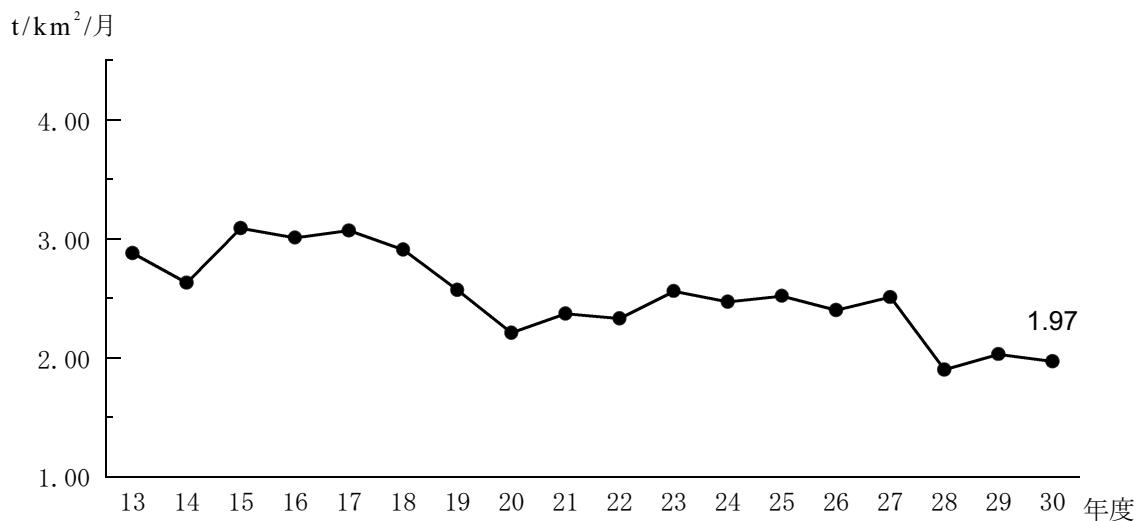
また、降下ばいじん中の総量に対する不溶解性物質の比率を年平均でみると、全測定地点において50%以下となっている。(表4-1-8, 9参照)

なお、降下ばいじんに係る本市の環境目標値「月間値の年間平均値が $5\text{ t/Km}^2/\text{月}$ 以下であり、かつ、月間値が $10\text{ t/Km}^2/\text{月}$ 以下であること」については、全ての測定地点で適合している状況である。(表4-1-7参照)

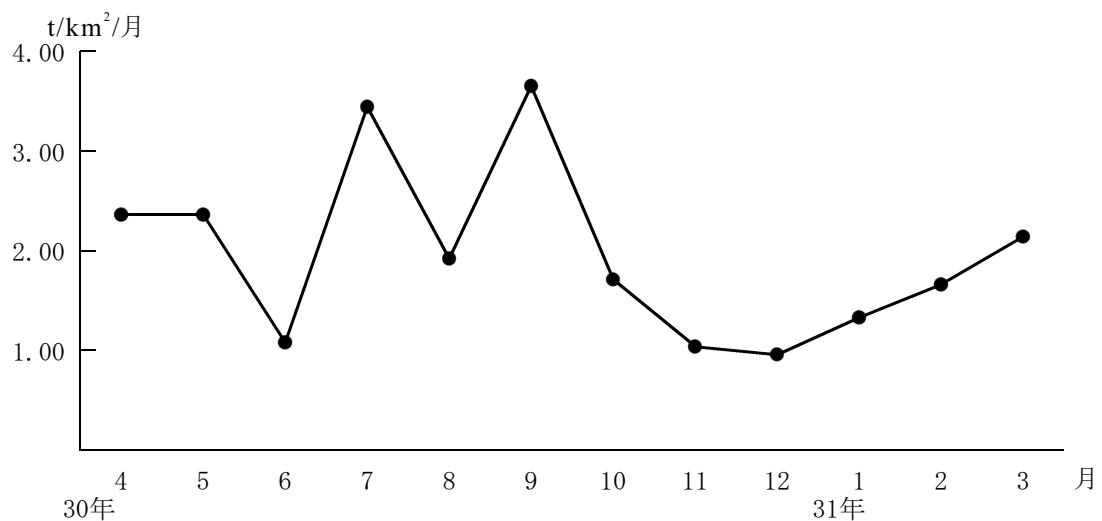
今後とも良好な環境を維持するために工場に対する集じん対策の推進や発じん防止措置の徹底、集じん装置等の適正な維持管理、碎石作業場の粉じん対策の強化、採石場内での散水徹底、採石跡地の早期緑化等粉じん防止対策等について引き続き指導を行う方針である。

図4-1-4 降下ばいじん量

(1) 年間平均値の経年変化



(2) 月間平均値の経月変化



(3) 測定地点別年間平均値及び月間最高値

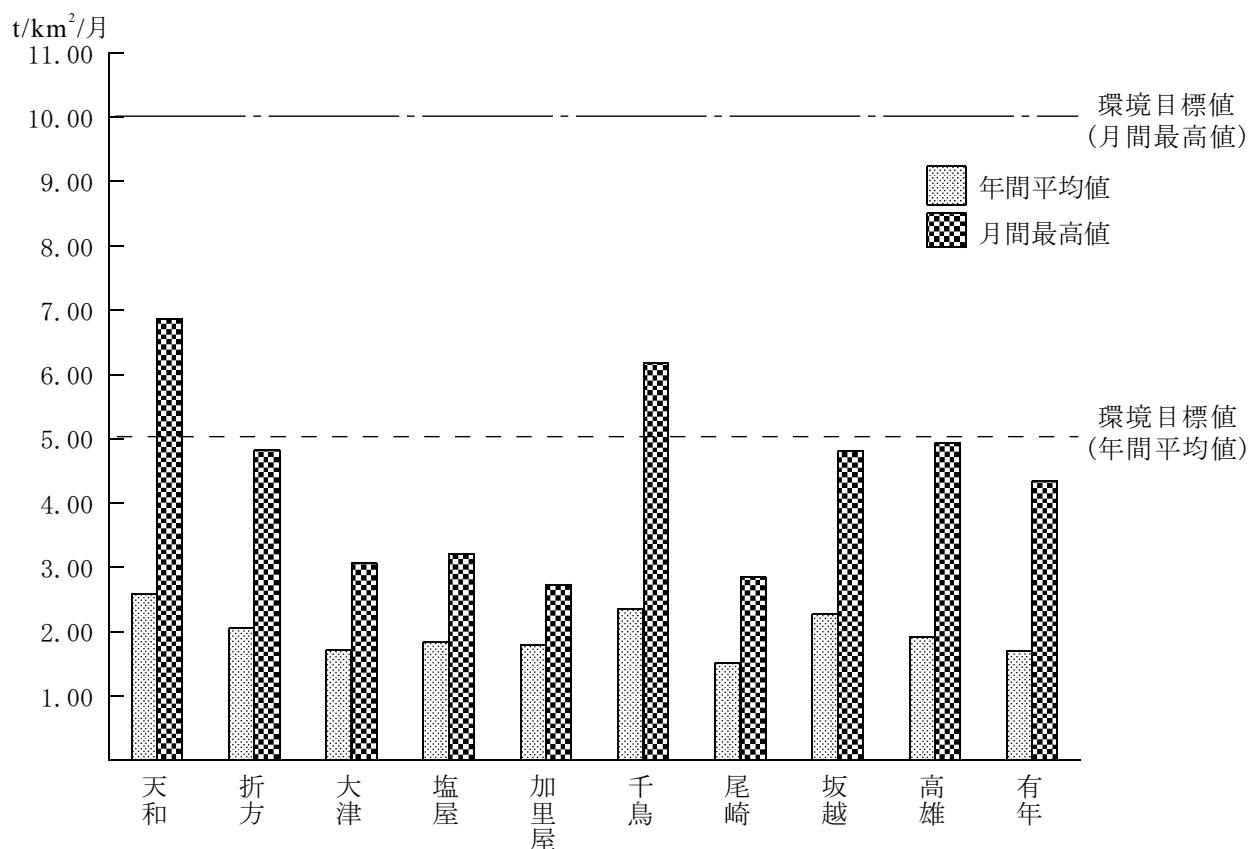


表4－1－6 降下ばいじん(総量)測定結果(平成30年度)

単位 : t/km<sup>2</sup>/月

地 点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天 和	1.96	3.23	3.16	6.87	2.87	4.16	1.84	1.03	0.74	1.43	1.62	2.02	6.87	0.74	2.58
折 方	2.84	1.52	0.57	4.82	1.73	3.67	1.92	1.25	1.33	1.21	1.85	1.89	4.82	0.57	2.05
大 津	2.40	2.30	0.56	1.72	1.64	3.06	1.55	1.15	1.12	1.46	1.27	2.23	3.06	0.56	1.71
塩 屋	2.76	2.33	0.87	3.21	1.58	2.33	1.47	1.19	0.72	1.21	2.19	2.16	3.21	0.72	1.83
加 里 屋	2.73	2.62	1.13	1.75	1.76	2.66	1.68	1.06	0.83	1.33	1.55	2.35	2.73	0.83	1.79
千 鳥	2.45	2.59	1.22	6.18	2.01	3.70	1.72	1.17	1.12	1.75	1.87	2.52	6.18	1.12	2.36
尾 崎	2.25	2.17	0.53	1.33	1.59	2.85	1.16	0.92	0.77	1.21	1.27	2.04	2.85	0.53	1.51
坂 越	3.02	2.59	0.84	4.53	1.90	4.81	1.78	0.87	1.26	1.31	1.66	2.67	4.81	0.84	2.27
高 雄	1.48	2.44	0.75	2.61	2.28	4.94	1.92	0.99	0.90	1.28	1.75	1.65	4.94	0.75	1.92
有 年	1.68	1.76	1.20	1.36	1.80	4.34	2.06	0.81	0.78	1.12	1.54	1.84	4.34	0.78	1.69
最 高	3.02	3.23	3.16	6.87	2.87	4.94	2.06	1.25	1.33	1.75	2.19	2.67	6.87		
最 低	1.48	1.52	0.53	1.33	1.58	2.33	1.16	0.81	0.72	1.12	1.27	1.65		0.53	
平 均	2.36	2.36	1.08	3.44	1.92	3.65	1.71	1.04	0.96	1.33	1.66	2.14			1.97

表4－1－7 降下ばいじんに係る環境目標値の達成状況

測定点	有効測定月数 (月)	月間値の最高値 (t/km <sup>2</sup> /月)	年平均値 (t/km <sup>2</sup> /月)	月間値が10 t を超えた月数
天 和	12	6.87	2.58	0
折 方	12	4.82	2.05	0
大 津	12	3.06	1.71	0
塩 屋	12	3.21	1.83	0
加 里 屋	12	2.73	1.79	0
千 鳥	12	6.18	2.36	0
尾 崎	12	2.85	1.51	0
坂 越	12	4.81	2.27	0
高 雄	12	4.94	1.92	0
有 年	12	4.34	1.69	0

表4－1－8 降下ばいじん量（溶解性）測定結果（平成30年度）

単位：t/Km<sup>2</sup>/月

地 点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天 和	0.94	1.51	0.67	4.79	1.14	2.63	1.20	0.54	0.48	0.81	1.01	0.98	4.79	0.48	1.39
折 方	1.45	0.26	0.00	3.34	0.91	2.74	1.23	0.73	1.00	0.57	1.13	0.77	3.34	0.00	1.18
大 津	1.22	1.23	0.00	1.01	0.83	2.47	1.16	0.57	0.75	0.84	0.64	1.37	2.47	0.00	1.01
塩 屋	1.29	1.26	0.42	2.38	0.74	1.79	1.06	0.56	0.44	0.62	1.48	1.05	2.38	0.42	1.09
加 里 屋	1.37	1.31	0.37	0.98	1.01	2.03	1.19	0.63	0.56	0.84	1.05	1.04	2.03	0.37	1.03
千 鳥	1.11	1.40	0.84	4.18	1.15	3.25	1.26	0.71	0.59	0.83	1.14	1.45	4.18	0.59	1.49
尾 崎	0.93	1.15	0.05	0.73	0.82	2.35	0.91	0.61	0.61	0.92	0.83	1.09	2.35	0.05	0.92
坂 越	1.27	1.28	0.00	3.42	0.95	3.81	1.11	0.55	0.84	0.70	0.90	1.41	3.81	0.00	1.35
高 雄	0.59	1.40	0.00	1.59	1.03	4.07	1.48	0.84	0.61	0.81	1.02	1.05	4.07	0.00	1.21
有 年	1.04	1.16	0.37	0.78	0.94	3.13	1.57	0.40	0.55	0.87	1.00	1.06	3.13	0.37	1.07
最 高	1.45	1.51	0.84	4.79	1.15	4.07	1.57	0.84	1.00	0.92	1.48	1.45	4.79		
最 低	0.59	0.26	0.00	0.73	0.74	1.79	0.91	0.40	0.44	0.57	0.64	0.77		0.00	
平 均	1.12	1.20	0.27	2.32	0.95	2.83	1.22	0.61	0.64	0.78	1.02	1.13			1.17

表4－1－9 降下ばいじん量（不溶解性）測定結果（平成30年度）

単位：t/Km<sup>2</sup>/月

地 点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最大	最小	平均
天 和	1.02	1.72	2.49	2.08	1.73	1.53	0.64	0.49	0.26	0.62	0.61	1.04	2.49	0.26	1.19
折 方	1.39	1.26	0.57	1.48	0.82	0.93	0.69	0.52	0.33	0.64	0.72	1.12	1.48	0.33	0.87
大 津	1.18	1.07	0.56	0.71	0.81	0.59	0.39	0.58	0.37	0.62	0.63	0.86	1.18	0.37	0.70
塩 屋	1.47	1.07	0.45	0.83	0.84	0.54	0.41	0.63	0.28	0.59	0.71	1.11	1.47	0.28	0.74
加 里 屋	1.36	1.31	0.76	0.77	0.75	0.63	0.49	0.43	0.27	0.49	0.50	1.31	1.36	0.27	0.76
千 鳥	1.34	1.19	0.38	2.00	0.86	0.45	0.46	0.46	0.53	0.92	0.73	1.07	2.00	0.38	0.87
尾 崎	1.32	1.02	0.48	0.60	0.77	0.50	0.25	0.31	0.16	0.29	0.44	0.95	1.32	0.16	0.59
坂 越	1.75	1.31	0.84	1.11	0.95	1.00	0.67	0.32	0.42	0.61	0.76	1.26	1.75	0.32	0.92
高 雄	0.89	1.04	0.75	1.02	1.25	0.87	0.44	0.15	0.29	0.47	0.73	0.60	1.25	0.15	0.71
有 年	0.64	0.60	0.83	0.58	0.86	1.21	0.49	0.41	0.23	0.25	0.54	0.78	1.21	0.23	0.62
最 高	1.75	1.72	2.49	2.08	1.73	1.53	0.69	0.63	0.53	0.92	0.76	1.31	2.49		
最 低	0.64	0.60	0.38	0.58	0.75	0.45	0.25	0.15	0.16	0.25	0.44	0.60		0.15	
平 均	1.24	1.16	0.81	1.12	0.96	0.83	0.49	0.43	0.31	0.55	0.64	1.01			0.80

## (6) 微小粒子状物質（PM2.5）

大気環境中における微小粒子状物質（PM2.5）については、平成25年11月から、県により微小粒子状物質測定機が市役所庁舎に設置され、測定が開始された。県下39カ所（平成30年度）の一般大気監視局にて測定されている値は県へ集約され、1時間ごとに県ホームページにて公表されている。一方、県下の地域を測定地点のエリアごとに6地区に区分し、各地点のPM2.5の濃度が注意喚起情報の発信基準（最下欄参照）を超えるような場合には、県からその地域に対して注意喚起情報が発信される。

赤穂市は、姫路市、たつの市、相生市など11市町を含む播磨西部地域に区分されているが、測定が開始された平成25年11月以降、赤穂市が属する播磨西部地域への注意喚起情報の発信は無い。（表4-1-12）

表4-1-10 平成30年度 微小粒子状物質測定結果(年間値)

測定局	有効測定日数	平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合
市役所	363	10.1	28	0	0.000

出典：「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-11 平成30年度 微小粒子状物質測定結果(月間値)

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
		有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	27	31
市役所	平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	15.3	11.6	9.8	12.7	9.0	6.1	7.3	9.3	7.3	8.5	12.9	11.7	10.1
	日平均値の最高値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	28.9	30.7	28	31.7	21.5	12.4	11.8	25.8	17	16.5	31.6	24.9	31.7
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「ひょうごの環境 兵庫県大気環境の状況(兵庫県)」

表4-1-12 播磨西部地区における微小粒子状物質の注意喚起情報の発信状況

(単位：日)

月 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 〈注意喚起情報の発信について〉

#### (1) 発信基準

- ① 午前5時から7時の1時間値の平均が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合  
(各地域内の全測定局の上記1時間値全てを平均して判断する。)
- ② 午前5時から12時の1時間値の平均が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合  
(各地域内の全測定局の上記1時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。)
- ③ ①及び②の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれのある場合

#### (2) 地域区分

県下を6地域(神戸・阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路)に区分  
播磨西部地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町)

## (7) 市内放射線測定結果

市内における放射線の測定については、平成24年3月より市役所本庁舎と有年公民館で測定を開始した。平成29年度からは市役所本庁舎にて毎月1回測定を行っており、測定値については、0.07～0.09マイクロシーベルト／時で推移しており、大きな変動は無い状態である。また、測定結果については放射線測定後、市ホームページにおいて随時公表を行っている。

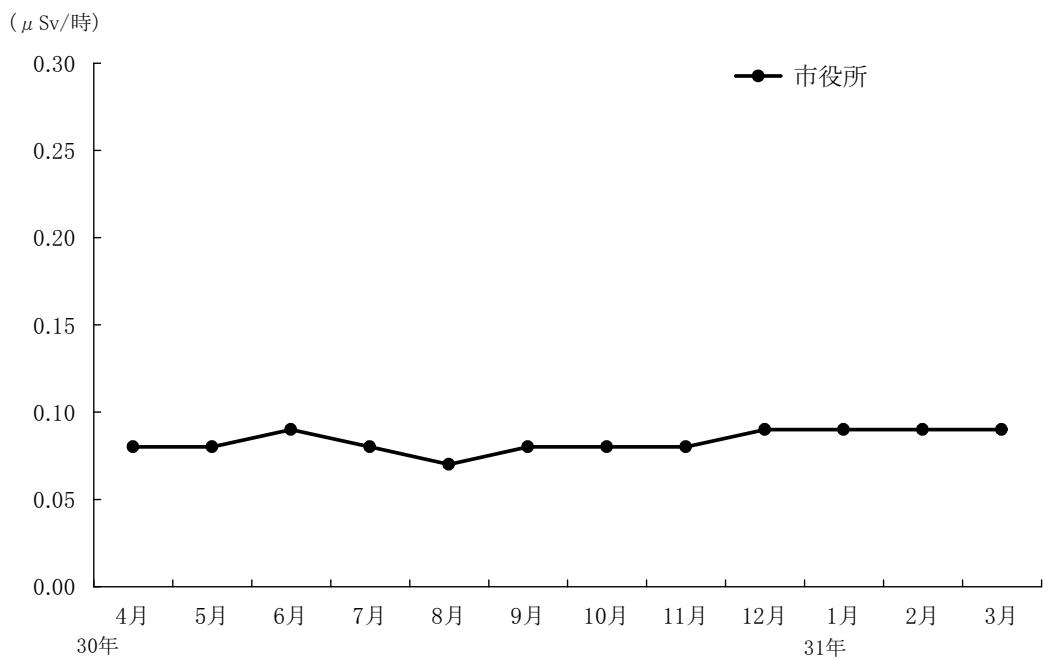
現在測定結果において、自然界に存在するといわれている放射線量（2.4ミリシーベルト／年（0.27マイクロシーベルト／時））を超える値は観測されていない。

表4-1-13 平成30年度 放射線測定結果

(単位:  $\mu\text{Sv}/\text{時}$ )

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市役所	0.08	0.08	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.09	0.09

図4-1-5 地点別放射線測定値における経月変化



## 第 5 章

# 水質の状況

## 1. 水質の現況

### (1) 市内河川の水質

本市の主要河川である、千種川・長谷川・加里屋川・新川・大津川・塩屋川・矢野川の7河川の計13地点において年間4回水質調査を実施した。

これら河川の水質は、前年度と比較すると、各河川とも前年度と同じような数値を示しており、近年ほぼ横ばいの状況で推移している。7河川の水質をBODを指標に比較すると、千種川が最も良好で次に長谷川、新川及び矢野川、大津川、塩屋川、加里屋川の順となっている。（表5-1-1参照）なお、千種川以外は環境基準が設定されていないためこれらの河川については、環境基準に準じた環境目標値（表5-1-3参照、以下「目標値」という）を設け、水質保全の指針としている。

各河川の概況は以下に記すとおりである。

#### ① 千種川

環境省より名水百選に選定されている千種川はA類型の環境基準（千種町室橋より上流はAA類型）があてはめられている。調査は有年橋・富原橋・高雄橋・旧坂越橋及び新赤穂大橋の5地点で行ったが、表5-1-2に示すように、pH、BOD、SS、DOが100%、大腸菌群数が65%となっており、BOD、大腸菌群数について前年度より適合率が上がっている状況であった。

各測定地点（感潮域の新赤穂大橋を除く）ごとの状況をみると、pH、SS、DO、COD、BODについては上流から下流域までほとんど水質変動は認められない。

なお、旧坂越橋における水質の経年変化を図5-1-1に示している。上流域における河川改修の影響によるものと考えられるSSの変動があるが、基準値の範囲内となっている。

#### ② 長谷川

千種川の支流である長谷川は、源流から千種川への流入点まで全水域を目標値A類型に指定し、上組橋で調査を実施している。

目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DO、CODは完全適合、大腸菌群数が50%となっている。（表5-1-3参照）

#### ③ 加里屋川

加里屋川は、源流部から河口部まで目標値の適用水域をA-Dの4類型に区分しており、中洲橋及び城南橋は、それぞれC、Dにあてはめられている。市街地の中心部水域の中洲橋（C類型）では、pH、BOD、SS、DO、CODは完全適合、大腸菌群数が75%となっている。河口部域の城南橋（D類型）では、pH、DOは完全適合、BOD、SS、COD、大腸菌群数が75%となっている。（表5-1-3参照）

河口部域の水質経年変化を図5-1-2に示しているが、前年度と比較して城南橋橋梁改修工事の影響により数値が上昇している。

#### ④ 新川

新川は、源流部から河口部へかけて4類型に区分しており、城西橋はD類型にあてはめられており、目標値適合状況は、全項目で完全適合となっている。（表5-1-3参照）

また、水質経年変化を図5-1-2に示しているが、前年と比較してほぼ横ばいの状況であり、良好な水質を呈している。

#### ⑤ 大津川

大津川は、源流部から河口部へかけて4類型に区分しており、船渡橋及び石ヶ崎橋はそれぞれ、A、C類型にあてはめられている。船渡橋（A類型）での目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DOが完全適合、CODが50%、大腸菌群数が25%となっている。石ヶ崎橋（C類型）では、全項目で完全適合となっている。

#### ⑥ 塩屋川

塩屋川の目標値は未設定であるが、昭和61年度より塩屋橋において調査を実施している。調査結果については、年間平均値でpH 7.7、BOD 1.6 mg/l、DO 9.7 mg/l、COD 4.3 mg/l、SS 5 mg/l、大腸菌群数 8,475 MPN/100mlとなっており、大腸菌群数については前年度より年間平均値が減少しており、BOD、DO、COD、SSについては前年度より増加している。

#### ⑦ 矢野川

矢野川については、赤穂市境界線から千種川流入点までの水域をA類型に指定し、黒尾橋で調査を実施している。目標値適合状況は、pH、BOD、SS、DOは完全適合、COD、大腸菌群数が50%となっている。（表5-1-3参照）

表 5-1-1 市内主要河川の水質状況（平均値）

項目 河川名	p H	B O D (mg/ℓ)	S S (mg/ℓ)	D O (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
千種川	7.5	0.7	2	9.7	$1.5 \times 10^3$
長谷川	6.9	0.8	1	11.1	$1.4 \times 10^3$
加里屋川	7.6	5.0	9	10.6	$5.1 \times 10^3$
新川	7.9	0.9	3	9.8	$1.5 \times 10^3$
大津川	7.6	1.0	6	8.9	$2.8 \times 10^3$
塩屋川	7.7	1.6	5	9.7	$7.3 \times 10^3$
矢野川	7.7	0.9	2	11.3	$4.5 \times 10^3$

表 5-1-2 千種川水質の環境基準適合状況

項目	p H		B O D		S S		D O		大腸菌群数	
基 準 値	6.5～8.5		2mg/ℓ以下		25mg/ℓ以下		7.5mg/ℓ以上		1000MPN/100mℓ以下	
有年橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
富原橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	2/4	50%
高雄橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
旧坂越橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
新赤穂大橋	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	4/4	100%	3/4	75%
総合評価	20/20	100%	20/20	100%	20/20	100%	20/20	100%	13/20	65%

図 5-1-1 旧坂越橋における水質の経年変化

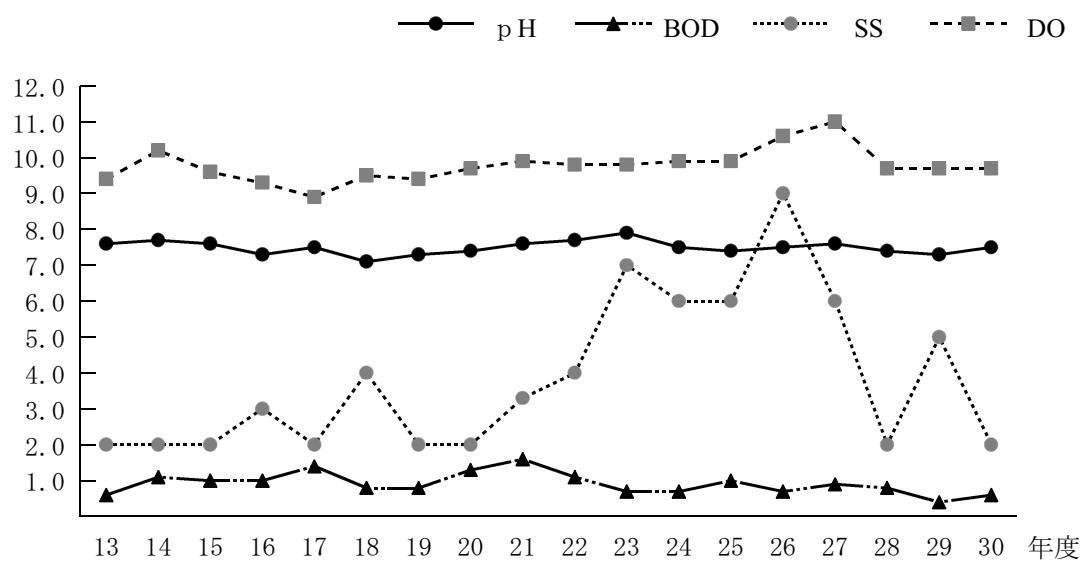
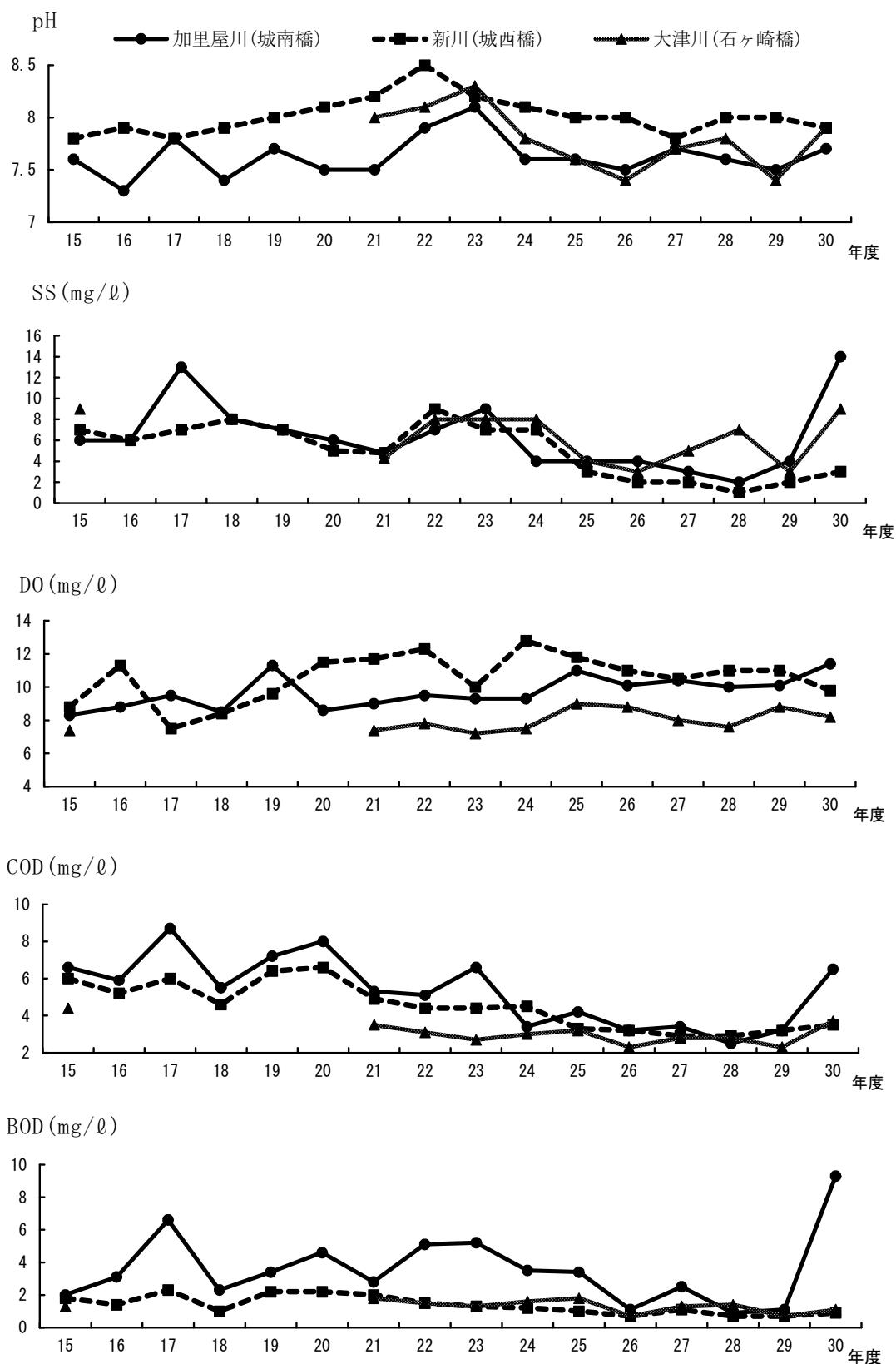


表5－1－3 市内小河川水質の環境目標値適合状況

河川 \ 測定地点	類型	環 境 目 標 値								
		p H	B O D	S S	D O	C O D	大腸菌群数			
河川 \ 測定地点	A	6.5～8.5	2mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	2mg/ℓ以下	1000MPN/100ml以下			
	B	6.5～8.5	3 " "	10 " "	5 " "	3 " "	2500 "			
	C	6.5～8.5	5 " "	15 " "	5 " "	5 " "	5000 "			
	D	6.0～8.5	8 " "	20 " "	2 " "	8 " "	10000 "			
長谷川	上組橋	A	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	2/4	50%	
加里	中洲橋	C	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	3/4	75%	
屋川	城南橋	D	4/4 100%	3/4 75%	3/4 75%	4/4 100%	3/4 75%	3/4	75%	
大津川	船渡橋	A	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	2/4 50%	1/4	25%	
	石ヶ崎橋	C	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4	100%	
新川	城西橋	D	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4	100%	
矢野川	黒尾橋	A	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	4/4 100%	2/4 50%	2/4	50%	
総合評価		28/28 100%	27/28 96%	27/28 96%	28/28 100%	23/28 82%	19/28 68%			

図5-1-2 市内小河川の水質経年変化（最下流地点）



※平成16年度～20年度の石ヶ崎橋は橋梁工事のため採水できず、調査は実施していない。

## 河川水質調査結果(定例調査)総括

水 系				生活環境項目						その他項目				
	項目		水温 ℃	pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	Cl <sup>-</sup>	NH <sub>4</sub> -N	NO <sub>2</sub> -N	NO <sub>3</sub> -N	PO <sub>4</sub> -P
	地点	mg/l			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
千 種 川	有年橋	最高	21.4	7.7	1.3	1.6	2	11	4,900	7	0.04	ND	0.75	0.02
		最低	9.3	7.4	ND	1.3	1	8.8	330	4	0.01	ND	0.24	0.01
		平均	16.1	7.5	0.7	1.5	2	10.1	1,930	6	0.03	ND	0.45	0.02
	富原橋	最高	21.7	7.6	1.0	1.8	4	11	7,900	7	0.05	ND	0.77	0.02
		最低	9.0	7.3	ND	1.1	2	8.5	330	4	0.01	ND	0.28	0.01
		平均	16.4	7.5	0.7	1.5	3	9.6	3,080	6	0.04	ND	0.47	0.02
	高雄橋	最高	22.1	7.7	1.5	1.8	5	12	4,900	8	0.05	ND	0.77	0.02
		最低	9.2	7.3	ND	1.3	2	8.7	23	4	0.01	ND	0.26	0.01
		平均	16.6	7.5	0.7	1.6	3	10.0	1,413	6	0.04	ND	0.48	0.02
	旧坂越橋	最高	22.1	7.7	0.8	2.0	3	11	1,700	6	0.04	ND	0.76	0.02
		最低	9.2	7.4	ND	1.1	2	8.7	70	4	0.02	ND	0.27	0.01
		平均	16.4	7.5	0.6	1.6	2	9.7	542	5	0.03	ND	0.47	0.02
	新赤穂大橋	最高	22.5	7.8	1.5	2.5	3	11	2,400	14,000	0.05	0.02	0.76	0.02
		最低	9.9	7.4	ND	1.5	1	8.6	8	270	0.02	ND	0.11	0.01
		平均	17.4	7.6	0.7	1.9	2	9.3	704	3,910	0.04	0.01	0.43	0.02
加 里 屋 川	中洲橋	最高	22.2	7.8	1.1	3.6	6	11	7,900	7	0.06	0.01	0.61	0.03
		最低	10.1	7.3	ND	2.1	1	7.9	110	4	0.03	ND	0.08	0.02
		平均	16.2	7.6	0.7	2.6	4	9.7	2,870	6	0.04	0.01	0.31	0.02
	城南橋	最高	23.0	7.8	29	17	24	14	24,000	1,600	84	0.37	1.4	0.05
		最低	12.0	7.5	0.7	2.4	6	9.8	1,100	9	0.02	ND	0.13	0.02
		平均	18.4	7.7	9.3	6.5	14	11.4	7,300	563	29.03	0.12	0.67	0.04
新 川	城西橋	最高	23.1	8.2	1.8	4.6	4	12	2,400	2,900	0.24	0.01	0.86	0.16
		最低	8.8	7.6	ND	2.3	2	7.8	490	180	0.08	ND	0.07	0.09
		平均	17.8	7.9	0.9	3.5	3	9.8	1,498	1,203	0.15	0.01	0.36	0.12
長 谷 川	上組橋	最高	21.3	7.0	1.4	1.2	1	15	3,300	6	0.03	ND	0.28	ND
		最低	8.1	6.8	ND	0.9	ND	8.6	330	3	0.01	ND	0.11	ND
		平均	14.5	6.9	0.8	1.1	ND	11.1	1,355	5	0.02	ND	0.20	ND
大 津 川	船渡橋	最高	22.2	7.7	1.0	3.2	4	10	13,000	6,200	0.06	ND	0.81	0.01
		最低	8.8	7.1	ND	1.1	1	8.8	790	16	0.02	ND	0.39	ND
		平均	16.0	7.4	0.8	2.0	3	9.7	4,698	1,632	0.04	ND	0.56	0.01
	石ヶ崎橋	最高	24.1	8.0	1.7	4.9	14	10	2,200	16,000	0.10	0.02	0.39	0.07
		最低	9.8	7.6	0.5	2.2	4	6.3	13	7,800	0.08	ND	0.04	0.01
		平均	17.5	7.9	1.1	3.7	9	8.2	806	11,850	0.09	0.01	0.17	0.03
塩 屋 川	塩屋橋	最高	22.2	8.4	3.6	5.7	7	13	24,000	210	0.04	0.01	2.0	0.04
		最低	7.0	7.3	0.7	2.9	1	7.8	1,700	18	0.02	ND	0.70	0.01
		平均	15.2	7.7	1.6	4.3	5	9.7	8,475	70	0.03	0.01	1.30	0.02
矢 野 川	黒尾橋	最高	22.5	7.8	1.5	2.6	3	13	14,000	11	0.04	ND	0.86	0.04
		最低	10.1	7.5	ND	1.7	ND	9.0	490	5	0.03	ND	0.37	0.02
		平均	16.6	7.7	0.9	2.2	2	11.3	4,498	8	0.04	ND	0.58	0.03
定量限界					0.5	0.5	1	0.5	2	0.087	0.01	0.01	0.01	0.01

## (2) 地先海域の水質

地先海域の水質（環境基準はA類型に指定されている）については、昭和46年度より地先海域11地点において調査を実施しているが平成30年度は、6月、9月、12月、2月に水質調査を実施した。（表5-2-1参照）

水質の調査結果について年間平均値でみてみると、pH 8.1、COD 2.4 mg/l、DO 9.3 mg/l、大腸菌群数 28 MPN/100ml になっている。この調査は年4回の調査であるが環境基準の適合率をみると、pHが100%、CODが27%、DOが93%、大腸菌群数が100%となっており、前年と比較しDOの適合率は上がっている状況であった。

また、水質の重金属、有機塩素系化合物等の健康項目については、古池沖、取揚島、放水口地先、生島沖の4地点で9月に調査を実施したが、表5-2-2に示すとおり全ての項目について、環境基準に適合していた。

地先海域の水質状況（平均）

p H	C O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
8.1	2.4	9.3	28

地先海域水質の環境基準達成状況

項目	p H	C O D	D O	大腸菌群数
環境基準	7.8～8.3	2 mg/l以下	7.5 mg/l以上	1000MPN/100ml
適合率	100%	27%	93%	100%

地先海域の水質経年変化

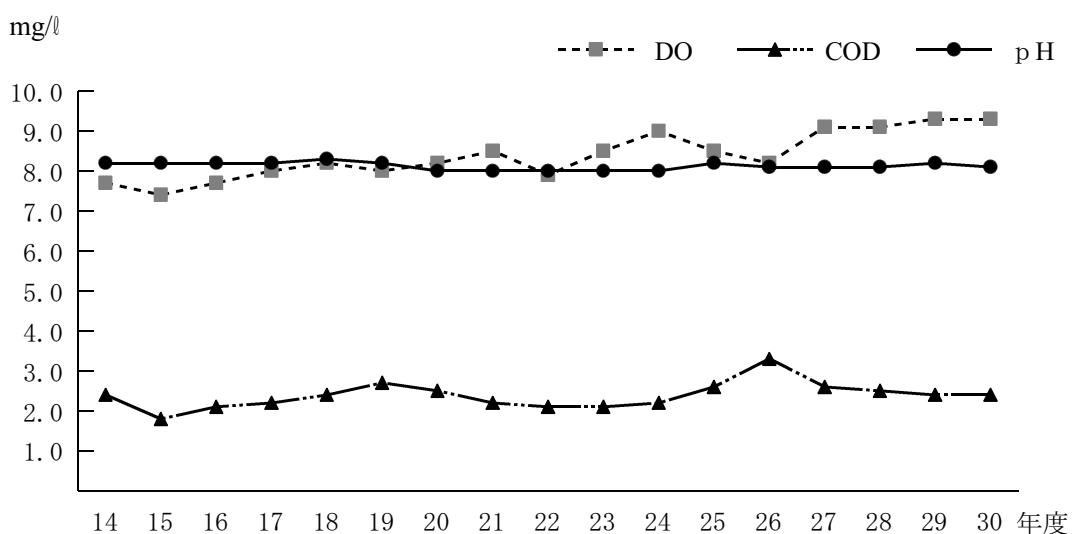


表5-2-1 地先海域水質調査結果

項目 地點				生活環境項目				その他の項目					
	月日	時刻	水温 ℃	pH	DO mg/l	COD mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	濁度 mg/l	Cl <sup>-</sup> mg/l	NH <sub>4</sub> -N mg/l	NO <sub>2</sub> -N mg/l	NO <sub>3</sub> -N mg/l	PO <sub>4</sub> -P mg/l
古池沖	6.26	10:00	25.2	8.0	7.4	2.7	ND	2	16,000	0.08	ND	0.04	0.018
	9.19	10:40	27.3	8.1	9.2	2.8	33	7	16,000	0.01	ND	ND	0.021
	12.3	10:13	14.8	8.2	11	3.4	ND	6	16,000	0.07	ND	0.02	0.007
	2.7	10:00	8.9	8.0	11	2.0	ND	3	17,000	0.10	0.01	0.07	0.019
	平均		19.1	8.1	9.7	2.7	9	5	16,250	0.07	0.01	0.02	0.016
大津川河口	6.26	10:25	24.7	8.1	8.7	2.9	2	ND	16,000	0.10	ND	0.06	0.018
	9.19	11:10	27.8	8.0	8.1	2.6	79	4	15,000	0.24	ND	ND	0.056
	12.3	10:47	15.5	8.1	10	3.2	7	4	16,000	0.11	0.02	0.04	0.012
	2.7	10:20	9.2	8.1	11	2.1	ND	5	16,000	0.10	0.01	0.01	0.014
	平均		19.3	8.1	9.5	2.7	22	4	15,750	0.14	0.01	0.03	0.025
江見ノ鼻	6.26	10:30	23.7	8.1	8.8	2.8	2	1	17,000	0.10	ND	0.07	0.016
	9.19	11:20	28.1	8.0	8.6	2.3	33	4	16,000	0.22	ND	0.28	0.054
	12.3	10:55	15.8	8.1	10	4.1	49	5	16,000	0.09	0.02	0.04	0.012
	2.7	10:25	9.4	8.1	10	1.8	2	2	17,000	0.11	0.01	0.01	0.015
	平均		19.3	8.1	9.4	2.8	22	3	16,500	0.13	0.01	0.10	0.024
江見ノ鼻沖	6.26	10:15	25.0	8.1	8.5	2.6	ND	ND	16,000	0.08	ND	0.06	0.013
	9.19	11:00	26.9	8.3	9.9	2.0	33	3	16,000	0.07	ND	0.02	0.011
	12.3	10:25	15.1	8.2	10	3.9	2	4	17,000	0.09	0.01	0.03	0.008
	2.7	10:10	9.2	8.1	10	2.0	ND	3	17,000	0.08	0.01	0.05	0.015
	平均		19.1	8.2	9.6	2.6	9	3	16,500	0.08	0.01	0.04	0.012
松ノ鼻	6.26	10:40	23.5	8.1	9.5	3.3	11	1	17,000	1.3	ND	0.13	0.009
	9.19	11:25	27.1	8.1	8.7	2.5	49	2	15,000	0.24	ND	0.05	0.027
	12.3	11:05	15.5	8.1	10	3.2	14	4	16,000	0.40	0.05	0.32	0.020
	2.7	10:35	9.2	8.1	10	2.1	14	3	16,000	1.6	0.03	0.16	0.026
	平均		18.8	8.1	9.6	2.8	22	3	16,000	0.89	0.01	0.17	0.021
取揚島	6.26	9:45	23.5	8.0	8.0	2.3	2	ND	16,000	0.10	ND	0.11	0.022
	9.19	10:15	26.1	8.1	8.3	1.8	130	3	12,000	0.13	ND	0.19	0.027
	12.3	9:55	15.6	8.1	10	2.5	2	4	16,000	0.07	0.03	0.07	0.018
	2.7	9:45	9.2	8.1	10	2.0	ND	7	17,000	0.07	0.01	0.06	0.017
	平均		18.6	8.1	9.1	2.2	31	3	15,250	0.09	0.01	0.11	0.021
千種川河口	6.26	10:50	23.6	8.0	6.7	2.5	9	ND	15,000	0.08	ND	0.23	0.028
	9.19	11:40	26.8	8.0	7.1	2.2	79	2	11,000	0.16	ND	0.17	0.046
	12.3	11:17	15.7	8.0	9.3	2.4	2	5	15,000	0.02	0.06	0.12	0.041
	2.7	10:45	9.2	8.1	10	1.9	2	4	16,000	0.08	ND	0.19	0.022
	平均		18.8	8.0	8.3	2.3	23	3	14,250	0.09	0.02	0.18	0.034
御崎港	6.26	11:00	24.3	8.1	8.5	2.4	ND	ND	16,000	0.06	ND	0.08	0.020
	9.19	11:50	27.4	8.3	10	2.3	23	2	16,000	0.10	ND	0.01	0.028
	12.3	11:30	16.2	8.1	9.1	2.4	22	2	16,000	0.02	0.01	0.13	0.027
	2.7	10:55	9.3	8.1	10	1.9	ND	3	17,000	0.07	ND	0.08	0.023
	平均		19.3	8.2	9.4	2.3	12	2	16,250	0.06	0.01	0.08	0.025
御前岩	6.26	9:35	24.2	8.1	8.6	2.5	ND	ND	16,000	0.04	ND	0.05	0.014
	9.19	10:00	26.6	8.3	10	1.6	33	2	16,000	0.06	ND	0.01	0.016
	12.3	9:45	16.2	8.1	9.2	2.2	ND	4	17,000	ND	ND	ND	0.024
	2.7	9:35	9.1	8.1	10	1.9	ND	3	17,000	0.06	ND	0.08	0.015
	平均		19.0	8.2	9.5	2.1	9	2	16,500	0.05	ND	0.05	0.017
放水口地先	6.26	9:25	24.5	8.1	8.4	2.5	ND	ND	17,000	0.04	ND	0.05	0.017
	9.19	9:40	26.8	8.3	10	2.3	33	2	17,000	0.06	ND	ND	0.010
	12.3	9:35	16.1	8.0	9.0	2.5	ND	3	17,000	0.03	0.01	0.11	0.024
	2.7	9:25	9.1	8.1	10	2.1	ND	3	17,000	0.20	0.01	0.05	0.021
	平均		19.1	8.1	9.4	2.4	9	3	17,000	0.08	0.01	0.05	0.018
生島沖	6.26	9:10	25.4	8.1	8.7	2.2	ND	ND	17,000	0.04	ND	0.01	0.015
	9.19	9:15	26.9	8.2	8.4	2.0	70	2	17,000	0.12	ND	ND	0.022
	12.3	9:20	15.1	8.1	10	2.4	ND	2	16,000	0.02	ND	ND	0.016
	2.7	9:15	8.9	8.1	11	1.9	ND	2	17,000	0.10	0.01	0.07	0.023
	平均		19.1	8.1	9.5	2.1	19	1	16,750	0.07	0.01	0.02	0.019

表 5－2－2 地先海域水質調査結果（健康項目）

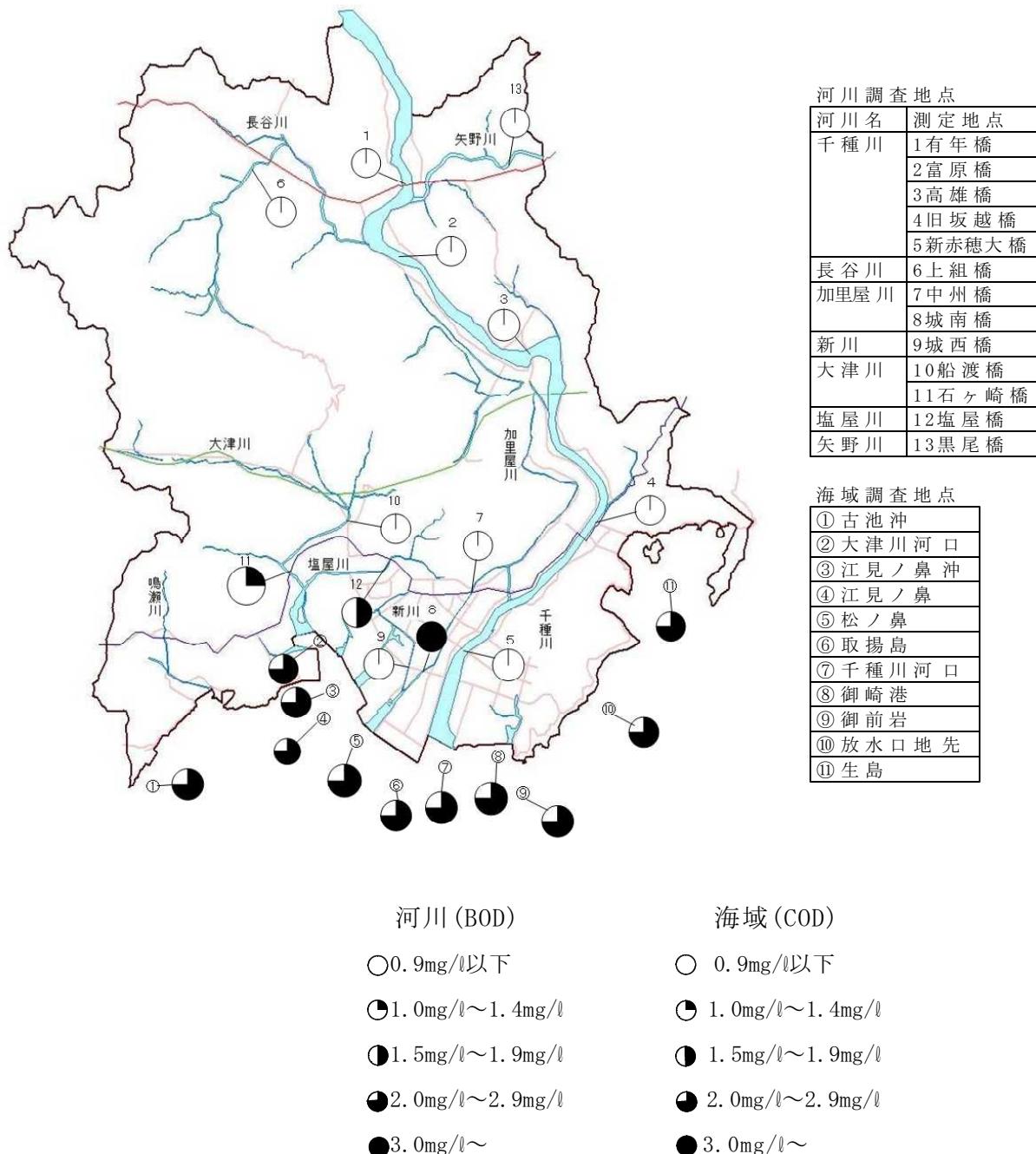
(調査月日 平成30年 9月19日)

	測定項目	単位	古池沖	取揚島	放水口地先	生島沖	環境基準
健 康 項 目	カドミウム	mg/ℓ	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
	六価クロム	mg/ℓ	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05以下
	砒素	mg/ℓ	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下
	総水銀	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	PCB	mg/ℓ	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.003	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.03以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロパン	mg/ℓ	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/ℓ	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/ℓ	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02以下
	ベニゼン	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
	セレン	mg/ℓ	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	10以下
	1, 4-ジオキシン	mg/ℓ	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05以下

### (3) 市内河川及び地先海域の水質状況（総括）

市内河川 13 地点及び地先海域 11 地点における水質の状況については（1）、（2）に掲記のとおりであるが、BOD 及び COD を指標として河川、海域の状況をみると、次図のとおりである。河川の状況は、前年度と同様であり、良好な水質を維持している。海域の状況については、大きな水質の変化は見られなかった。

市内河川及び海域水質状況



#### (4) 千種川水質精密調査

千種川上流部の集落排水、工場排水、西播磨テクノポリス関連の排水等による千種川への影響を把握するため、高雄橋下流、中ノ谷川、安室川において水質の重金属、有機塩素系化合物、農薬、ダイオキシン類等の精密調査を実施した。

その結果は、次表に示すとおりであった。

千種川水質精密調査結果

(調査年月日 平成31年1月30、31日)

測定項目		単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等
健	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	PCB	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
項	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
目	シマジン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベニゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレネン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下

測定項目		単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等
健 康 項 目	ほうう素	mg/ℓ	<0.01	<0.01	0.02	0.01	1以下
	ふつ素	mg/ℓ	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.8以下
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.012	0.013	0.40	0.007	硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素10以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	0.31	0.36	11	0.43	
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
要 監 視 項 目	クロロホルム	mg/ℓ	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	◇0.06以下
	トラン-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	◇0.04以下
	1,2-ジクロロプロパン	mg/ℓ	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	◇0.06以下
	p-ジクロロベンゼン	mg/ℓ	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	◇0.2以下
	イソキサチオン	mg/ℓ	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	◇0.008以下
	ダイアジノン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	◇0.005以下
	フェニトロチオン	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	◇0.003以下
	イソプロチオラン	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	◇0.04以下
	オキシン銅	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	◇0.04以下
	クロロタロニル	mg/ℓ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	◇0.05以下
	プロピザミド	mg/ℓ	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	◇0.008以下
	E.P.N	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	◇0.006以下
	ジクロルボス	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	◇0.008以下
	フェノブカルブ	mg/ℓ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	◇0.03以下
	イプロベンホス	mg/ℓ	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	◇0.008以下
	クロルニトロフェン	mg/ℓ	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
	トルエン	mg/ℓ	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	◇0.6以下
	キシレン	mg/ℓ	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	◇0.4以下
	フタル酸ジエチルヘキシリ	mg/ℓ	0.001	0.005	0.001	0.002	◇0.06以下
	ニツケル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
	モリブデン	mg/ℓ	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	◇0.07以下
	アンチモン	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	◇0.02以下
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	◇0.002以下
	エピクロロヒドリン	mg/ℓ	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	◇0.0004以下
	ウラシ	mg/ℓ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	◇0.002以下
	全マシンガシ	mg/ℓ	<0.01	<0.01	0.38	<0.01	◇0.2以下

測定項目		単位	有年橋	高雄橋下流	中ノ谷川	安室川	環境基準等
その他の農薬	アセフェート	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.001 以下
	イソフェンホス	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
	クロルピリホス	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	* 0.02 以下
	トリクロルホン(DEP)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.05 以下
	ピリダフェンチオン	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
	イプロジオン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 3 以下
	キヤプタン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 3 以下
	トルクロホスマチル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 2 以下
	フルトラニル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 2.3 以下
	エトリジアゾール(カガール)	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—
	クロロネブ	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
	ペンシクロン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 1.4 以下
	メタラキシリル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.58 以下
	メプロニル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 1 以下
農薬	アシュラム	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	* 10 以下
	ジチオピル	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.095 以下
	ブタミホス	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	* 0.2 以下
	ナプロパミド	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.3 以下
	ベンスリド(SAP)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
	ペンディメタリン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 3.1 以下
	トリクロピル	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	* 0.06 以下
	テルブカルブ(MBPMC)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
	ピリブチカルブ	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.23 以下
	ベシフレラリン(ベシロジン)	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	* 0.1 以下
農薬	メコプロップ(MCPP)	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	* 0.47 以下
	メチルダイムロン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.028	0.024	0.019	0.025	1 以下

・◇は要監視項目の指針値

・\*は環境省の「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づく水濁指針値

## (5) 市内河川水質精密調査

市内の河川についても、重金属、有機塩素系化合物、農薬等の水質状況を把握するため、加里屋川（汐見橋）、大津川（船渡橋）、長谷川（上組橋）地点において精密調査を実施してきたが、平成18年度から有機塩素系化合物及び農薬等については、2年に1回の調査頻度に変更した。また平成24年度より矢野川（黒尾橋）を新たに調査対象としている。その結果については、次表に示すとおり、いずれの地点においても環境基準値以下であった。

市内河川水質精密調査結果

(調査年月日 平成31年1月31日)

測定項目		単位	加里屋川	大津川	長谷川	矢野川	環境基準値
健 康 項 目	カドミウム	mg/ℓ	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	六価クロム	mg/ℓ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
	砒素	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	総水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下
	アルキル水銀	mg/ℓ	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ベンゼン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	セレン	mg/ℓ	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	ほう素	mg/ℓ	0.03	0.06	<0.01	0.01	1以下
	ふつ素	mg/ℓ	0.1	0.2	0.1	0.1	0.8以下
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.012	0.016	0.011	0.021	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素10以下
	硝酸性窒素	mg/ℓ	<0.05	0.43	0.22	1.0	
1,4-ジオキサン		mg/ℓ	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

## (6) 水生生物調査関連調査

千種川の水生生物調査は、流域全域（支流河川を含む）に亘り、70地点においてライオンズクラブ国際協会（335-D地区）が中心となり、昭和48年度より流域の小中学生や地域住民が参加し、関係機関の指導を得て実施されている。平成30年度も9月上旬に調査が実施され、本市も当該調査にあわせ主要地点において水質調査を行っている。

水質調査（理化学分析）の結果からはBODを指標として評価すると、各地点とも2.0 mg/ℓ以下と清浄な水質を維持しているといえる状況である。

水生生物による水質汚濁階級（千種川関連）

採 取 地	水 質 階 級 の 判 定		昨年分
有 年 橋	II	少しきたない水	II
高 雄 橋	II	少しきたない水	II
下 高 野	II	少しきたない水	I ~ II

水質階級の判定： I ……きれいな水      II ……少しきたない水  
 III ……きたない水      IV ……大変きたない水

(資料「千種川の生態」第46集)

水生生物調査に伴う水質調査結果（平成30年9月12日）

測定地点	項目	水 温	pH	導電率	SS	DO	BOD	COD
	°C	μs / cm		mg / ℓ				
有 年 橋	21.4	7.5	100	2	8.8	0.6	1.4	
高 雄 橋	22.1	7.5	100	2	8.7	0.6	1.5	
赤穂線鉄橋下流	22.1	7.5	100	2	8.7	0.8	1.3	
定 量 限 界				1	0.5	0.5	0.5	

## (7) ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場において使用されている農薬汚染問題に対処するため、兵庫県においては「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」が制定されるとともに、環境省からは平成2年5月に「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針」が示された。その後、平成29年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」が定められている。

本市においては2箇所のゴルフ場があり、環境保全協定の規定により農薬の使用状況のほか水質検査結果等について市への報告を義務づけているが、分析の結果はいずれも異常は認められない状況であった。

なお、市ではこれらのゴルフ場での使用農薬の周辺環境への影響を確認するため、平成30年10月にゴルフ場周辺河川等8地点（赤穂カンツリークラブ：鳴瀬川、槇木川、南の池、船谷川、赤穂国際カントリークラブ：坂折池、馬路池、長谷川、その他：矢野川）において水質調査を実施した。

その結果は、次の表に示す農薬成分について全調査地点において、不検出（定量下限値未満）であった。

ゴルフ場周辺河川等環境水質調査結果（調査年月日：平成30年10月9日）

（単位：mg/L）

用途	農薬名	赤穂カンツリークラブ				赤穂国際カントリークラブ			その他	水濁指針値
		鳴瀬川	槇木川	南の池	船谷川	坂折池	馬路池	長谷川		
殺虫剤	クロチアニジン					<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2.5
	フェノブカルブ(BPMC)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03					0.34
	エトフェンプロックス	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08					0.82
	チオジカルブ					<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8
殺菌剤	ベンシクリン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.4
	メプロニル	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	チオファネートメチル	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3
	テブコナゾール	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					0.77
	ベンチオピラド	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2
	メタラキシル	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.58
	チフルザミド					<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.37
	イミノクタジン酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩					<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
	ホセチル					<2	<2	<2	<2	23
除草剤	フルポキサム	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					0.21
	アシュラム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02					10
	ベンディメタリン	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3					3.1
	オキサジアルギル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005					0.2
	ビリブチカルブ					<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.23
	カフェンストロール					<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.07

## 第 6 章

# 騒音の状況

## 1. 道路交通騒音調査

通過車両による騒音が環境へ及ぼす影響を把握するため、騒音規制法に基づく市内における自動車騒音常時監視調査を実施した。道路沿線にて実施した騒音調査結果に基づき道路の状況及び道路沿線の周辺家屋への影響把握のため、面的評価（※）を行った調査結果は次のとおりである。

今年度における調査対象道路を、一般国道2号、一般国道250号及び県道赤穂佐伯線とし、道路沿線における24時間騒音測定を行った。評価については、評価対象区間における道路に面する区域に立地している住居等（評価対象範囲は原則として道路端から50mの範囲）を対象に自動車騒音の面的評価を行った。

### ※面的評価

面的評価とは、幹線を担う道路(国道、県道、4車線以上の市道)を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間に代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するもの。

### 1) 調査対象道路（3区間）

対象道路	車線数	評価延長 (km)	評価区間	
			(始点)	(終点)
一般国道2号	2	2.5	有年原交差点	東有年交番前
一般国道250号	2	3.8	坂越橋西	赤穂駅前
県道赤穂佐伯線	2	3.0	坂越橋西	高雄トンネル入口

### 2) 環境基準の達成状況（全体）

	昼夜ともに基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,651戸)	2,618	98.8	28	1.1	0	0.0	5	0.2
近接空間 ※1 (961戸)	946	98.4	13	1.4	0	0.0	2	0.2
非近接空間 (1,690戸)	1,672	98.9	15	0.9	0	0.0	3	0.2

※1 近接空間：2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路の場合、道路端からの距離が15mの範囲の空間。

### 3) 環境基準の達成状況（路線別）

#### (1) 昼夜とも基準値以下の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)	合計 戸数	基準以 下戸数	割合(%)
一般国道2号	168	136	81.0	45	30	66.7	123	106	86.2
一般国道250号	1,134	1,133	99.9	412	412	100	722	721	99.9
県道赤穂佐伯線	86	86	100	21	21	100	65	65	100

#### (2) 昼夜とも基準値超過の戸数と割合

	面的評価結果 (全体)			面的評価結果 (近接空間)			面的評価結果 (非近接空間)		
	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)	合計 戸数	基準超 過戸数	割合(%)
一般国道2号	168	4	2.4	45	2	4.4	123	2	1.6
一般国道250号	1,134	1	0.1	412	0	0	722	1	0.1
県道赤穂佐伯線	86	0	0	21	0	0	65	0	0

## 第 7 章

# 廃棄物の状況

## 1. 市内廃棄物排出量の状況

### (1) 一般廃棄物関係

#### ① ごみの収集

本市においては、家庭から的一般廃棄物のうち燃やすごみは週2回、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ダンボールはそれぞれ月1回の定期収集を行っており、平成16年10月からは、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目についても、月1回の定期収集を実施している（平成17年度からその他プラスチック製容器包装は月2回収集）。また、ダンボールに併せて、紙パックの収集も行っている。平成30年度のごみ処理の状況及びごみ処理の推移は、次図のとおりである。

#### ② ごみ焼却施設

本市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設（准連続燃焼式－流動床式 80t/日 40t/16H × 2炉）は平成6年3月に竣工し、燃やすごみを焼却処理してきたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、排ガス中のダイオキシン類濃度 5 ng-TEQ / Nm<sup>3</sup>以下、CO 濃度 1時間平均値 100 ppm 以下等を達成する為に、排ガス高度処理施設を平成15年3月に設置した。また、施設の長寿命化のため、平成25年～27年度まで大規模改修を実施した。

#### ③ 資源化等の対策

本市においては、循環型社会の構築のため、ごみの排出抑制や、ものを大切にし、再使用することを実践してもらうとともに、限られた資源の有効活用を図るため、効率的な回収・資源化を行うことを基本方針とし、市民への啓発を図っている。また、廃棄物循環型施設として、平成8年4月から粗大ごみ処理施設（処理能力：23t/日）を、平成16年10月からリサイクル施設（処理能力：6t/日）を稼働している。

粗大ごみ処理施設は、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶・びんの3系列の処理により、ごみの中の鉄やアルミ、カレットなどを選別し、資源の再利用と埋立量の減量化が図れるようにしていることから、昭和60年2月に周世地区に設置した不燃物最終処分場（埋立許可容量 227,500 m<sup>3</sup>）への搬入量は、施設稼働後減少している。

リサイクル施設は、これまで燃やすごみとして処理されていたごみの中から、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルの容器包装廃棄物3品目を圧縮梱包して資源の再利用と焼却量の減少を図っている。

また、廃棄物の減量・資源化を目的とした「資源ごみ集団回収奨励事業」を平成2年10月1日から実施し、資源ごみ回収登録団体への奨励金を1キログラムにつき4円助成している。平成30年度の回収量は、1,082tであった。

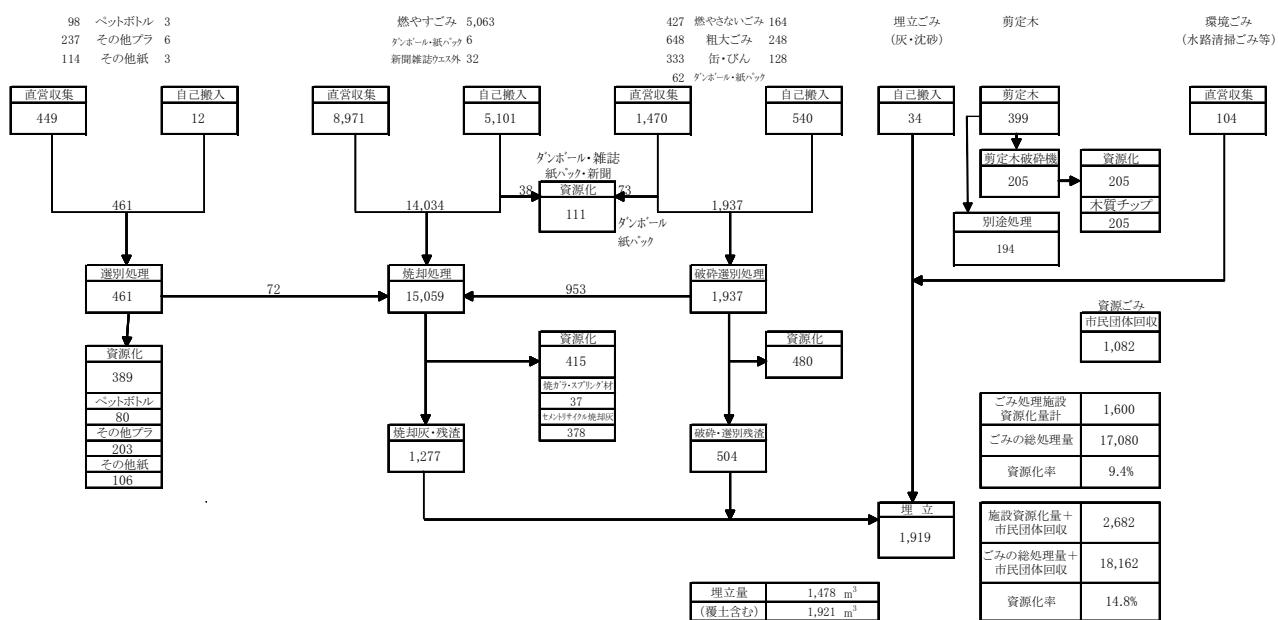
さらに、地域団体、関係事業者及び市関係部局で組織する「ごみ問題対策等懇話会」や市内の量販店等で組織する「量販店ごみ減量対策協議会」を設け、資源の有効活用に

に関する意識啓発を図るとともに、実践の輪の拡大に努めている。

なお、平成30年度のごみの資源化量は2,682t（ごみ処理施設1,600t、集団回収1,082t）となっている。

## ごみ処理の状況（平成30年度）

(単位:t)



## (2) 産業廃棄物関係

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令において、工場などの事業活動から出る廃棄物で、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など20種類の品目及び特別管理産業廃棄物が規定されており、その排出者である事業者が自らの責任において処理しなければならないと定められている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は、平成15年6月に不法投棄の未然防止のための厳格化等を内容とする改正が、平成16年4月には国の役割の強化による不適正処理事案の解決、罰則の強化などによる不法投棄の撲滅などを内容とする改正があった。平成17年5月には産業廃棄物管理票の強化等に関する改正、平成18年2月には石綿の無害化処理認定制度の創設に関する改正、平成20年度には産業廃棄物の「木くず」の区分に関する改正が行われた。また、平成22年5月には、排出事業者による適正な処理を確保するための対策強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化及び排出抑制の徹底などを柱とする改正が行われた。

なお、県及び市においては、廃棄物処理施設の設置、または廃棄物処理等を行おうとする者に対する事前指導等に係る手続きなどにより廃棄物処理の適正化の推進に努めている。

本市における主要工場からの産業廃棄物の量は、次表に示すとおり総排出量 34,518.3 t であり、前年度より増加している。処分地においては市内処分 20%、市外処分 80% の状況となっている。

また、特定建設作業実施届出書によると建設工事等により排出されたコンクリート片、アスファルト片、木くず等の建設廃材は約 8,700 m<sup>3</sup> であり、これらは主に中間処理施設等において処理がなされ、再利用されている。

## 主要工場等の産業廃棄物量と処理状況

(t／年)

種類＼	処理方法	焼却	埋立	再利用	売却	計
燃えがら	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	234.3	3,965.0	0.0	4,199.3
	計	0.0	234.3	3,965.0	0.0	4,199.3
汚泥	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	74.9	3,278.7	7,153.1	326.1	10,832.8
	計	74.9	3,278.7	7,153.1	326.1	10,832.8
廃油	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	5.4	6.0	150.7	0.0	162.1
	計	5.4	6.0	150.7	0.0	162.1
廃酸・廃アルカリ	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	2,069.4	0.3	93.9	0.0	2,163.6
	計	2,069.4	0.3	93.9	0.0	2,163.6
廃プラスチック	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	218.7	487.6	1,974.7	0.0	2,681.0
	計	218.7	487.6	1,974.7	0.0	2,681.0
ガラス・煉瓦くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	1.1	657.6	603.8	0.0	1,262.5
	計	1.1	657.6	603.8	0.0	1,262.5
集じんダスト	自家処理	0.0	0.0	350.2	0.0	350.2
	委託処理	0.0	608.5	3,922.5	0.0	4,531.0
	計	0.0	608.5	4,272.7	0.0	4,881.2
木くず	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	0.0	0.0	808.8	0.0	808.8
	計	0.0	0.0	808.8	0.0	808.8
鉱さい・金属くず	自家処理	0.0	0.0	1,183.0	0.0	1,183.0
	委託処理	12.9	572.8	2,290.0	2,712.2	5,587.9
	計	12.9	572.8	3,473.0	2,712.2	6,770.9
その他がれき類等	自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	委託処理	558.1	63.1	134.9	0.0	756.1
	計	558.1	63.1	134.9	0.0	756.1
計	自家処理	0.0	0.0	1,533.2	0.0	1,533.2
	委託処理	2,940.5	5,908.9	21,097.4	3,038.3	32,985.1
	計	2,940.5	5,908.9	22,630.6	3,038.3	34,518.3

(注) 市内協定工場のばい煙等測定結果報告書による

## 第8章

# 地球温暖化への取り組み

## 1. 地球温暖化防止への取り組み

赤穂市では、平成元年度に「赤穂市環境管理計画」を策定し、その後、平成13年度に同計画を全面改定し、「赤穂市環境基本計画」を策定するなど、「環境進化都市 赤穂」の実現に向けて様々な取り組みを実施してきました。

しかし、近年の環境をみると、地球温暖化に見られるように、一地方都市の環境を考えるのではなく、地球規模で環境を考える時代となっています。

今、問題となっている地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出は、私たちの日常生活や事業活動に伴って生じています。また、地球温暖化を取り巻く情勢は危機的状況にまで発展しようとしています。

そのため、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら市民や事業者を含む赤穂市に関わる全ての人々が問題意識や目標を共有し、温室効果ガス排出の抑制に向けた取り組みを進めるための指針として平成21年3月に「赤穂市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

## 2. 地域推進計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条に基づき、「京都議定書目標達成計画」で定める地方公共団体の基本的役割に沿って策定する、赤穂市における地球温暖化対策の最上位計画と位置付けられます。

そして、本計画で対象とする領域は、気候安定・資源循環の中で、エネルギー利用に関連のない純粋に資源循環に関する領域を除くすべての取り組みとします。

## 3. 地域推進計画の対象

### (1) 温室効果ガス

京都議定書では、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の対象となる温室効果ガスである、二酸化炭素 ( $\text{CO}_2$ )、メタン ( $\text{CH}_4$ )、一酸化二窒素 ( $\text{N}_2\text{O}$ ) と代替フロン等3ガスのハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六フッ化硫黄 ( $\text{SF}_6$ ) の6ガスとしています。本計画でもこれら6ガスを対象とします。ただし、排出抑制及び削減のための取り組みに関しては、赤穂市内での排出量のうち、大部分を占める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を主たる対象とします。

### (2) 分野

(排出系) 産業部門<sup>\*1</sup> : 製造業、建設業、農林水産業など

民生家庭部門 : 住居

民生業務部門 : オフィスビル、商業施設、宿泊施設、病院、官公庁など

運輸部門 : 乗用車、トラック、鉄道、船舶など

廃棄物部門：一般廃棄物、産業廃棄物（廃プラスチック、廃油等化石燃料起源のものに限る）

（吸收・その他系）緑

\*1 産業部門は、規制等の措置をはじめとして主に国および県の施策が関係し、市レベルでの対策余地が少ないと考えられることから、シミュレーション上は対象外とします。また、エネルギー転換・工業プロセス部門も含みます。

### （3）主体

赤穂にかかわる全ての市民、事業者、行政等の機関を取り組みの主体とします。また、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民、事業者、行政は、各々の役割を担うとともに協働し、パートナーシップを組むことで具体的な取り組みを進めることとします。

## 4. 地域推進計画の期間と温室効果ガス削減目標の設定

本計画では、国の策定する「低炭素社会づくり行動計画」などから 2050 年度を超長期、2030 年度を長期として位置づけ、CO<sub>2</sub> 削減目標を設定します。

ただし、計画期間は上位計画である環境基本計画等の期間や持続可能性の観点から 2020 年度までとします。

表 年度及び温室効果ガス削減目標

区分	基準年度	計画 初年度	計画期間 (中期)	長期	超長期
年 度 (期間)	1990年	2009年	2020年	2030年	2050年
削減目標 (期間差)	—	—	20%	30% (+ 10%)	43% (+ 13%)

	1990年度	2007年度	2020年度	2050年度
エネルギー転換・産業・工業プロセス部門	3,881,913	3,555,801	3,105,531	2,329,148
民生家庭部門	39,904	51,875	31,923	11,971
民生業務部門	54,446	72,429	43,557	16,334
運輸部門	226,655	264,507	181,324	67,997
廃棄物部門	85,908	127,916	68,726	25,772
総排出量(CO <sub>2</sub> -t/y r)	4,286,300	4,072,528	3,431,061	2,451,222
1990年度比(%)	100%	95%	80%	57%

※各部門の排出量は四捨五入して掲載しているため、総排出量とは一致しない場合があります。

## 5. 低炭素化を推進するための重点施策

### (1) 低炭素化を推進するための戦略

低炭素化が真に進むためには、低炭素化が社会経済システムの中に組み込まれ、特別に意識しなくとも、暮らしや事業活動の中で自然に低炭素な行動をとるようになること、すなわち「意識せずとも減るまちに－見えない化－」することが必要です。

### (2) 低炭素化を推進するための重点施策

重点施策	具体的取り組み
まちづくり	○建築物の省エネルギー化（断熱性能向上）の推進
	○徒歩・自転車・公共交通を基礎とした都市構造への転換の検討
省エネ設備機器の購入促進	○事業所・商店街でのE S C Oの普及啓発
	○環境ラベルの普及と家庭での省エネ機器購入の促進
交通対策	○公共交通機関の利用促進
	○レンタサイクルの推進
	○低公害・低燃費車の普及と導入の際の事業所向けの利子補給
廃棄物対策	○3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進
環境学習	○学校・家庭・地域における環境学習の推進
緑化の推進	○樹林、樹木の保全及び緑化の推進
環境に配慮したライフスタイルの提唱・支援	○地産地消など環境に配慮した消費生活の促進
	○エコポイント制度等温室効果ガス排出量に応じて負担が変わる市独自の施策検討

### (3) 当面の重点施策

各部門別に CO<sub>2</sub> 排出量を減らすために、当面の重点施策として次の施策を進めます。

#### 低炭素1人1日1kgマイナス運動

民生家庭部門における CO<sub>2</sub> 排出量を減らすために、市民が生活の中で低炭素化に取り組みます。

#### 小規模 E S C O の普及

パートナーシップ登録制度への参加事業者を広げつつ、民生業務部門また民生家庭部門における CO<sub>2</sub> 排出量を減らすための仕組み作りを行います。

#### パーソナルモビリティの低炭素シフト

移動における CO<sub>2</sub> 排出量を減らすためガソリン燃料の自動車利用を削減します。

#### 赤穂低炭素義士ファンド

市内の大規模事業者と中小事業者が連携し低炭素化を進めます。

#### 赤穂低炭素タウン推進プロジェクト

前出(1)～(4)の取り組みについて異なる主体・部門が横断的に連携し、低炭素化を効果的に進めます。

## 6. 赤穂市地球温暖化対策実行計画

赤穂市地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき平成14年3月に策定した計画である。

計画では平成14年度から平成18年度までの5年間に、平成12年度を「基準年」として、様々な取組を実施し、市の実施する事務事業から排出される温室効果ガスを6%（毎年1.2%ずつ）削減することを目標としている。なお、平成19年度以降も毎年1.2%ずつ削減し、平成25年度以降も平成24年度削減率を維持することを目標として継続実施中である。

温室効果ガス削減年次表

年 度	説 明	推定値	削減率 〔達成率〕	目標値
平成2年度 (1990)	京都議定書基準年	19,147		
	国全体で1990年より6.8%増加している	↑		
平成12年度 (2000)	赤穂市基準年（調査数値）	20,449		
平成13年度 (2001)	実行計画策定	20,449		
平成14年度 (2002)	赤穂市地球温暖化対策実行計画期間開始	20,203	1.2% [98.8%]	
平成15年度 (2003)		19,958	2.4% [97.6%]	
平成16年度 (2004)		19,713	3.6% [96.4%]	
平成17年度 (2005)		19,467	4.8% [95.2%]	
平成18年度 (2006)	・市として2000年より6.0%減を目標とする ・計画期間終了	19,222	6.0% [94.0%]	19,222 [94.0%]
平成19年度 (2007)		18,977	7.2% [92.8%]	
平成20年度 (2008)		18,731	8.4% [91.6%]	
平成21年度 (2009)		18,486	9.6% [90.4%]	
平成22年度 (2010)		18,240	10.8% [89.2%]	
平成23年度 (2011)		17,995	12.0% [88.0%]	
平成24年度 (2012)	・国として1990年より6.0%減を目標とする ・市として2000年より12.8%減を目標とする	17,750	13.2% [86.8%]	17,831 [87.2%]

※平成25年度以降も平成24年度削減率（13.2%）を維持し継続実施

## 7. 赤穂市の温室効果ガス排出量の状況等

### (1) 平成30年度の温室効果ガスの総排出量の状況

本市における温室効果ガスの総排出量は、市の事務事業全体で約17,736トンを排出しており、温室効果ガス別に見ると二酸化炭素が98.08%を占めている。

また、基準年である平成12年度の温室効果ガスの総排出量と比較すると13.26%減少している。

なお、減少の主な要因は、ごみの収集の分別により廃プラスチック類の焼却量が減少したこと、またA重油及び灯油の使用量が減少したためである。

温室効果ガスの排出状況内訳

単位：kg（二酸化炭素換算）

温室効果ガスの種類	平成12年度		平成30年度		12年度と の比較(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	20,015,888	97.88	17,395,611	98.08	-13.09
メタン(CH <sub>4</sub> )	133,497	0.65	130,697	0.74	-2.10
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	297,413	1.45	207,591	1.17	-30.20
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2,067	0.01	2,438	0.01	17.95
合計	20,448,865	100.00	17,736,337	100.00	-13.26
備考	基 準 年 (基 準 排 出 量)		削減対象の17年目 (目標13.2%減)		

※1 基準排出量とは、本市の事務事業の実施に伴い、基準年（平成12年度）に排出された各種の温室効果ガスを、その種類ごとに排出量を集計し、これをすべて二酸化炭素の量に換算した場合の量をいい、温室効果ガスの削減についてはこの排出量を基準に削減を図っている。

※2 温室効果ガスであるパーカーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄は排出量の把握が困難であるため対象外としている。

### (2) 電気使用量等の平成12年度（基準年）との比較

- ・電気使用量 → 0.28%減
- ・廃棄物の焼却量 → 2.40%減
- ・公用車の運行距離 → 0.16%減
- ・用紙の使用量 → 27.94%増
- ・水の使用量 → 8.46%減



温室効果ガス総排出量 13.26%減（目標13.2%減）

### (3) 活動別排出量の状況

温室効果ガス排出量のうち活動別排出量から見ると、排出源としては電気の使用に伴うものが最も多く約8,514トンで全体の排出量の48.00%を占めている。

次いで、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却によるものが32.13%、燃料の使用によるものが17.66%となっている。

また、平成12年度と比較すると電気の使用によるものは0.28%の減少となっており、廃プラスチックの燃焼によるものが17.49%の減少となっている。

#### 活動別排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）

主な排出源	平成12年度		平成30年度		12年度との比較(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
電気の使用	8,537,780	41.75	8,514,054	48.00	-0.28
燃料	ガソリンの燃焼	188,744	0.92	167,585	0.94
	灯油の燃焼	2,353,195	11.51	251,215	1.42
	軽油の燃焼	234,335	1.15	197,957	1.12
	A重油の燃焼	1,720,133	8.41	567,241	3.20
	都市ガスの燃焼	—	—	1,872,873	10.56
	液化石油ガスの燃焼	75,551	0.37	73,740	0.42
一般廃棄物焼却	217,558	1.06	194,009	1.09	-10.82
廃プラスチックの焼却	6,906,240	33.77	5,698,090	32.13	-17.49
下水処理	129,919	0.64	127,492	0.72	-1.87
笑気ガスの使用	73,005	0.36	5,859	0.03	-91.97
その他	12,405	0.06	66,222	0.37	433.83
合計	20,448,865	100.00	17,736,337	100.00	-13.26
備考	基準年		削減対象の16年目 (目標13.2%減)		

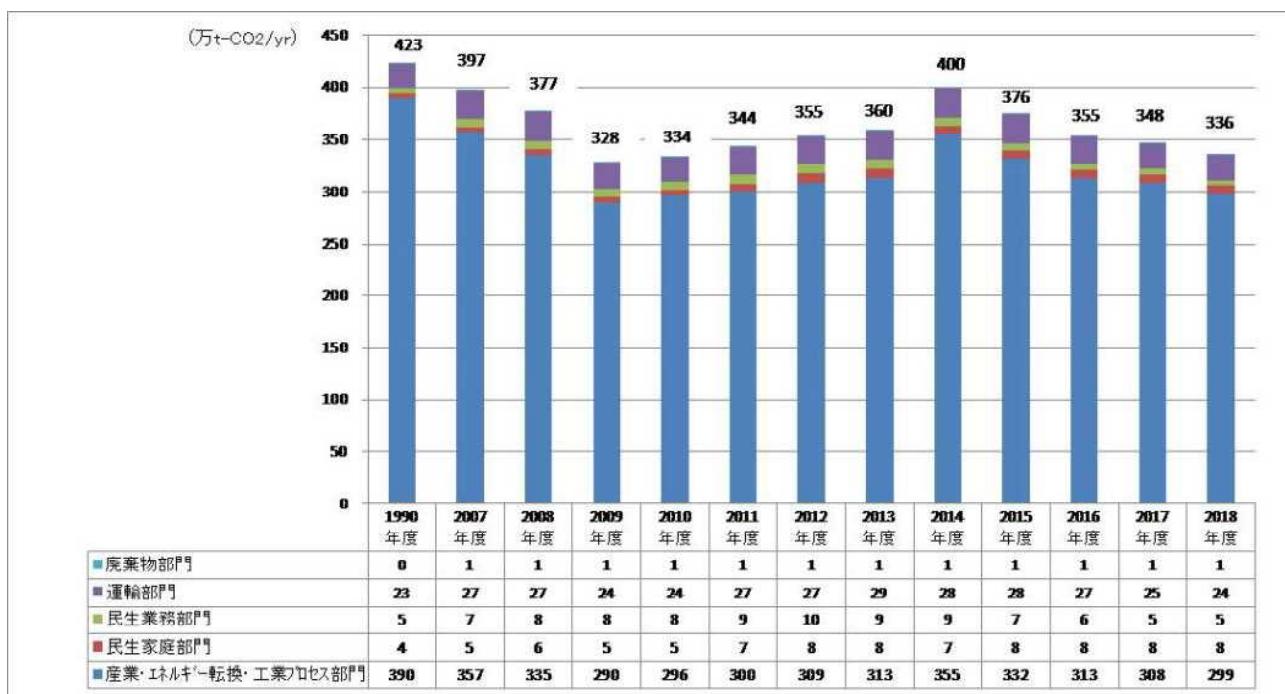
## 8. 赤穂市全体の温室効果ガス排出量

### (1) 温室効果ガス算定結果の概略

赤穂市全体の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で約336万t-CO<sub>2</sub>/年となっている。うち、CO<sub>2</sub>のみの排出量は、約334万t-CO<sub>2</sub>/年となっている。

平成29年度と平成30年度を比較すると、産業・エネルギー転換・工業プロセス、民生業務、運輸部門が減少している。減少の要因としては、エネルギー転換部門でエネルギー消費量が減少したこと、運輸部門でエネルギー消費量が減少したことが考えられる。

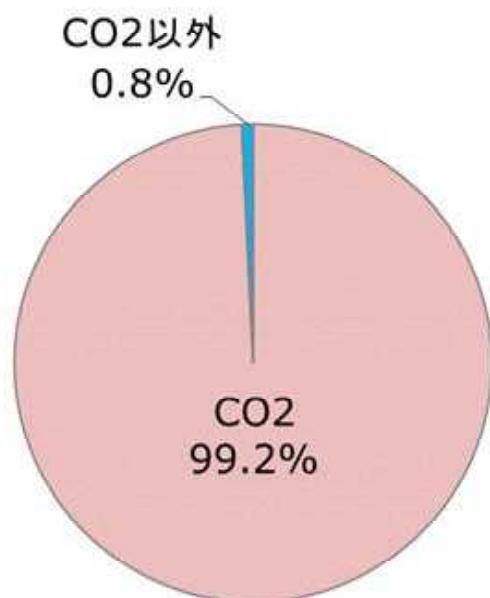
赤穂市におけるCO<sub>2</sub>排出量



## (2) ガス別の温室効果ガス排出量

ガス別について、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、フロン類などを排出しているが、CO<sub>2</sub>が99%以上を占めている。

ガス別の排出量割合



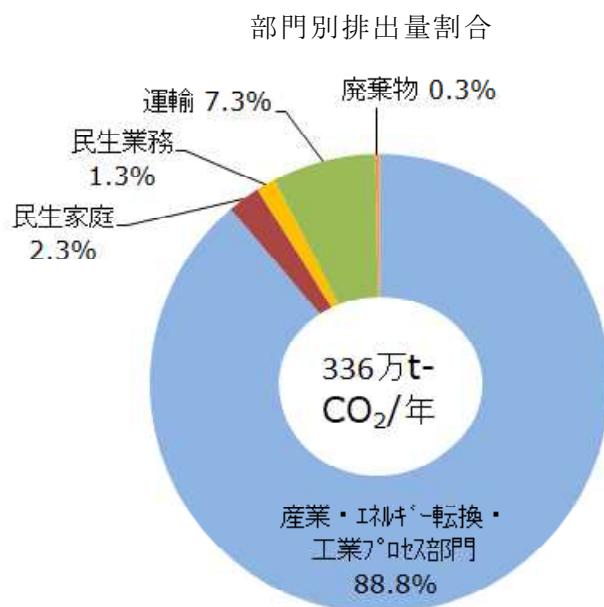
ガス種類	排出量 (万t-CO <sub>2</sub> /年)
CO <sub>2</sub>	333.8
CH <sub>4</sub>	0.3
SF <sub>6</sub>	0.0
N <sub>2</sub> O	0.8
HFC	1.6
PFC	0.0

### (3) 部門別の温室効果ガス排出量

部門別の温室効果ガス排出量については、市で実測可能な項目についてはヒアリング調査等により実績値の集計を行い、その他については全国値等の原単位を利用し、推計を行った。

部門別には、産業活動等（エネルギー転換、産業、工業プロセス）による排出が約9割を占めている。赤穂市は、臨海工業地帯を中心として、西浜工業団地、磯産業団地、清水工業団地などに先端技術産業をはじめ多種多様な企業が立地している。これら企業による温室効果ガス排出が多くを占めている。

一方で、民生部門（家庭・業務）においては、約13万tとなっており全市的には3.6%と割合は低いが、1人あたり排出量にすると約2.5t-CO<sub>2</sub>/年となっている。



部門別排出量

部門	排出量 (万t-CO <sub>2</sub> /年)	割合
産業・エネルギー転換・工業プロセス部門	299	88.8%
民生家庭	8	2.3%
民生業務	5	1.3%
運輸	24	7.3%
廃棄物	1	0.3%
合計	336	100%

## 第9章

# 環境行政のあゆみ

## 1. 環境行政のあゆみ（抜粋）

- 昭和45年10月 1日 市内企業に対する公害対策指導の円滑化をはかるため、赤穂市内主要企業公害担当者会議を設置
- 昭和46年 4月 1日 赤穂市公害対策課の設置、公害対策業務を分掌
- 昭和46年 4月23日 赤穂市公害対策審議会設置条例の制定公布(赤穂市条例第26号)
- 昭和46年 5月21日 市内企業の公害対策指導の円滑化をはかるため、庁内関係課及び国・県関係出先機関の担当課長等より構成する赤穂市公害担当者事務連絡会議の設置
- 昭和46年 6月 1日 赤穂市公害対策審議会の設置、委員30名委嘱
- 昭和46年 6月 1日 兵庫県公害モニター（赤穂地区担当者5名）の設置
- 昭和46年10月 1日 赤穂市環境保全条例の制定公布（赤穂市条例第35号）
- 昭和47年 3月31日 赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定公布（赤穂市条例第10号）
- 昭和47年 4月 1日 赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則の制定公布（赤穂市規則第16号）
- 昭和47年 4月 1日 赤穂市環境保全条例施行規則の制定公布（赤穂市規則第17号）
- 昭和47年 5月 1日 赤穂市公害モニターの設置（5名委嘱）
- 昭和47年 6月23日 千種川環境基準の設定（千種町室橋上流水系AA類型、下流水系A類型）（兵庫県告示第892号）
- 昭和47年10月18日 赤穂市公害紛争調整委員会規則の制定公布（赤穂市規則第23号）
- 昭和48年 4月27日 市内主要18企業を対象とする地域ぐるみの公害防止協定の締結（兵庫県・赤穂市・企業三者間協定）
- 昭和49年 5月13日 播磨灘北西部の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（A類型）（環境庁告示第39号）
- 昭和49年 5月24日 テレメータシステムによる赤穂市役所大気汚染監視局舎観測データの県公害監視センター（現環境情報センター）への直送開始
- 昭和49年 5月28日 赤穂市環境保全条例施行規則の一部改正（赤穂市規則第18号）
- 昭和49年 7月10日 赤穂市内中小企業公害対策協議会の設置（公害担当者会議の改組）
- 昭和49年 8月 1日 地域ぐるみ公害防止協定に基づく公害防止対策書の改訂（硫黄酸化物・ばいじん・粉じん・化学的酸素要求量・浮遊物質量の総量規制の実施）
- 昭和49年 8月～9月 第2次慢性気管支炎疫学調査の実施（全市40才以上の成人対象）
- 昭和49年 10月 坂越湾ヘドロの試験浚渫（水産省・県共同事業）  
浚渫土量約5000m<sup>3</sup>
- 昭和50年 3月30日 千種川水質常時監視所の設置（県事業）
- 昭和50年 7月 1日 県委嘱公害モニターを市モニターへ委嘱替え

昭和 50 年	7月 14 日	赤穂市環境目標値の設定 (赤穂市環境保全条例第6条2項に定める環境保全計画策定上の環境目標値として、大気汚染物質及び水質汚濁物質について市公害対策審議会の議を経て設定)
昭和 51 年	6月 18 日	地域ぐるみ公害防止協定の改定調印
昭和 51 年	7月 2 日	新幹線鉄道環境基準適用地域の告示（兵庫県告示第1377号）
昭和 51 年	9月 10 日	大気汚染監視局舎整備（天和コンクリートブロック造10m <sup>2</sup> ）
昭和 52 年	6月 29 日	市内特定中小企業 7 社と公害防止協定の締結
昭和 52 年	9月 1 日	千種川災害復旧助成事業に伴う漁場環境影響調査開始 (昭和55年度まで)
昭和 53 年	3月 15 日	赤穂発電所基本構想に関する基本協定の締結（市・関西電力株）
昭和 53 年	3月 15 日	環境調査の実施に関する協定の締結（市・関西電力株）
昭和 53 年	9月 7 日	大気汚染監視局舎整備（折方コンクリートブロック造10m <sup>2</sup> ）
昭和 53 年 10 月	1 日	赤穂市廃タイヤ処理要綱の制定
昭和 53 年 10 月 23 日		市内採石企業 5 社と公害防止協定の締結
昭和 54 年	7月 1 日	大気汚染監視局舎移設(坂越・尾崎各コンクリートブロック 10m <sup>2</sup> )
昭和 53 年 11 月～		関電相生火力対策大気汚染監視局舎整備事業（高雄、西有年、高取峠、有年 2 号線自排局）
昭和 54 年	7月 1 日	千種川水質自動監視局管理委託
昭和 54 年	7月～9月	指定地域追跡調査の実施（環境庁委託事業）
昭和 54 年 10 月～11 月		第3次呼吸器疾患疫学調査の実施(市内小中学全生徒及び父兄)
昭和 55 年	5月	西播地区自動車公害実態調査（国道 2 号線西有年） (県・西播市町合同調査)
昭和 55 年 10 月	1 日	大気汚染監視局舎整備（小島）
昭和 56 年	1 月～2 月	学童の呼吸器疾患疫学調査の実施
昭和 56 年	4 月	千種川播磨高汐対策事業に伴う漁場環境調査事業の委託
昭和 56 年	5 月	公害分析室の新設（下水管里センター管理棟内） 旧分析室（御崎）の閉鎖
昭和 56 年	7月 10 日	環境行政機構の変更（環境部を廃止し、民生部組織内へ環境管理課を設置）
昭和 56 年	9月 1 日	大気汚染監視局舎移設（市役所）
昭和 56 年 11 月～		学童を中心とした呼吸器疾患疫学調査の実施
昭和 57 年	2 月	
昭和 57 年	2月 28 日	大気汚染監視局舎整備（大津コンクリートブロック造10m <sup>2</sup> ）
昭和 57 年	8月 31 日	赤穂火力発電所計画環境調査の実施
昭和 58 年	5月～	大気中の水銀濃度調査
昭和 59 年	1 月	

昭和 59 年 4 月～ 国道 2 号赤穂地区交通公害対策調査

昭和 60 年 3 月 (環境庁委託、県実施)

昭和 59 年 6 月 1 日 主要企業との環境保全協定の締結  
(従来の公害防止協定の全面改定)

昭和 59 年 10 月 27 日 赤穂発電所の建設等に関する「建設協定」の締結  
(市・関西電力㈱)

赤穂発電所の建設工事に関する「工事中の防災協定」の締結  
(市・関西電力㈱)

昭和 59 年 11 月 1 日 赤穂発電所建設工事関連環境調査の開始

昭和 59 年 12 月 19 日 赤穂発電所放水路安全監視委員会の設置

昭和 60 年 3 月 11 日 赤穂発電所の操業に係る「環境保全協定」の締結  
(県・市・関西電力㈱)

昭和 60 年 3 月 28 日 環境庁が千種川を「名水百選」に選定

昭和 61 年 3 月 31 日 大気環境情報管理室完成 (下水管理センター管理棟内)  
大気環境状況表示盤設置 (市役所ロビー)  
公害モニター制度廃止

昭和 61 年 5 月 15 日 環境管理計画策定プロジェクトの設置

昭和 61 年 7 月 26 日 都市環境管理セミナー開催  
(日本環境プランナーズ会議主催・赤穂市後援)

昭和 62 年 3 月 25 日 大気汚染監視局舎移設 (塩屋コンクリートブロック造 10m<sup>2</sup>)

昭和 62 年 3 月 31 日 赤穂市廃タイヤ処理要綱の廃止

昭和 63 年 3 月 22 日 環境管理計画全市的目標方針編策定

昭和 63 年 7 月～9 月 環境懇談会の開催 (市内 8 地区)

昭和 63 年 11 月 1 日 アメニティマスターPLAN の策定 (県委託事業)

昭和 63 年 12 月 28 日 環境管理計画地域別目標方針編策定

平成 元年 2 月 13 日 環境管理計画環境利用配慮指針・環境情報システム編策定

平成 元年 3 月 14 日 環境保全関係 4 条例の制定  
(環境保全基本条例、生活環境の保全に関する条例、都市景観の形成に関する条例、自然環境の保全に関する条例)  
環境保全条例(昭和46年)及び公害対策審議会条例(昭和46年)の廃止

平成 元年 5 月 12 日 環境管理計画の策定

平成 元年 9 月 29 日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の制定 (規則第27号)  
赤穂市環境保全審議会規則の制定 (規則第28号)

平成 元年 9 月 29 日 赤穂市公害等紛争調整委員会規則の制定 (規則第29号)  
赤穂市公害紛争調整委員会規則 (昭和47年) の廃止

平成 元年 9 月 30 日 赤穂市生活環境の保全に関する条例運用要綱の制定

平成 元年 12月 1日 赤穂市都市景観対策検討委員会設置運営要綱の制定

平成 元年 12月 28日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正  
(規則第33号)

赤穂市中高層共同住宅の建築に関する指導要綱の制定

赤穂市都市景観の形成に関する条例施行規則の制定(規則第34号)

赤穂市自然環境の保全に関する条例施行規則の制定(規則第35号)

平成 2年 1月 4日 大規模建築物等指導基準の制定 (告示第1号)

平成 2年 1月 29日 ゴルフ場2社と環境保全協定の締結

平成 2年 2月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施

平成 元年 7月～ 都市景観形成計画策定調査の実施

平成 2年 2月

平成 2年 7月～ 自然環境保全計画策定調査の実施

平成 3年 3月

平成 2年 9月 12日 大気環境監視網の再編整備 (実施平成3年4月)

平成 2年 9月 30日 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等に関する指導要綱の制定

平成 2年 10月～ 市街地景観形成地区等の指定調査の実施 (坂越地区)

平成 3年 3月

平成 3年 3月 7日 都市景観形成計画の策定

平成 3年 3月 18日 大規模建築物等景観ガイドラインの策定

平成 3年 6月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施

平成 3年 6月～ 色彩ガイドライン作成調査

平成 4年 2月

平成 3年 6月 23日 のじぎく記念植栽

平成 3年 7月～ 市街地景観形成地区等の指定調査の実施 (加里屋地区)

平成 3年 12月

平成 3年 10月 17日 第1回赤穂市都市景観賞表彰

平成 4年 3月 31日 自然環境保全計画の策定

平成 4年 4月 1日 坂越地区を「市街地景観形成地区」として指定

平成 4年 4月 1日 赤穂市都市景観形成助成制度開始

平成 4年 7月 1日 景観アドバイザー制度設置

平成 4年 10月 1日 赤穂まちづくり色彩計画作成

平成 4年 10月 28日 第2回赤穂市都市景観賞表彰

平成 4年 12月 2日 大気汚染監視局舎整備 (千鳥)

平成 5年 3月 27日 電気自動車導入

平成 5年 5月～ 都市デザイン計画策定調査の実施

平成 6年 2月

平成 5年 7月 坂越地区景観整備計画策定

平成 5年 7月29日 水環境フォーラム開催  
(兵庫県・赤穂市ほか主催)

平成 5年 9月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施

平成 5年10月 赤穂市緑化ガイドライン作成

平成 6年 3月16日 市街地景観重要建築物の指定（3件）

平成 6年 7月～ 都市デザイン計画策定調査（第Ⅱ期）の実施

平成 6年12月

平成 6年10月27日 第3回赤穂市都市景観賞表彰

平成 6年12月13日 第八分団詰所修景整備（坂越地区景観整備）

平成 7年 3月24日 記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）

平成 7年 3月24日 シンボリックサイン（坂越地区景観整備、木戸門跡）設置

平成 7年 3月 「私の好きな散歩道」の選定

平成 7年 3月25日 坂越まち並み館開館（坂越地区景観整備）

平成 7年 9月 地先海域産魚類の有機スズ化合物の調査の実施

平成 7年11月30日 記名・学習サイン設置（坂越地区景観整備、5基）

平成 7年12月～ 展望広場整備（坂越地区景観整備）

平成 8年 7月

平成 8年 2月29日 案内サイン設置（坂越地区景観整備、1基）

平成 8年 2月29日 本町通り街灯整備（坂越地区景観整備、12基）

平成 8年10月28日 第4回赤穂市都市景観賞表彰

平成 9年 3月14日 記名学習サイン（3基）、誘導サイン（1基）設置  
(坂越地区景観整備)

平成 9年 3月25日 市道船岡公園線整備（坂越地区景観整備）

平成 9年 3月 大気環境情報システム更新（下水管管理センター内）

平成 9年10月 6日 坂越市街地景観形成地区が都市景観大賞（建設大臣賞）の「都市景観100選」に選定される

平成10年 1月13日 坂越市街地景観形成地区の記名・学習サインがさわやか街づくり賞（知事表彰）のシングルサイン部門を受賞

平成10年 3月23日 記名学習サイン（4基）、誘導サイン（5基）設置  
(坂越地区景観整備)

平成10年 3月25日 汐見・東之町地区街灯整備（坂越地区景観整備、23基）

平成10年 3月30日 坂越公民館外構整備（坂越地区景観整備）

平成10年 4月 1日 お城通り地区（北・南地区）を「市街地景観形成地区」として指定

平成10年 4月 1日 市街地景観重要建築物の指定（4件）

平成10年10月28日 第5回赤穂市都市景観賞表彰

平成10年11月17日 お城通り地区（中地区）を「市街地景観形成地区」として指定

平成11年 3月25日 市道坂越港線（旧道）整備（坂越地区景観整備）

平成 11 年 6 月	環境管理計画に関する全世帯市民アンケート実施
平成 11 年 9 月 6 日～	環境基本計画策定に係る基礎調査及び計画骨子立案
平成 12 年 3 月 23 日	
平成 11 年 11 月 1 日	環境基本計画策定委員会設置
平成 11 年 11 月 1 日	環境基本計画策定市民懇話会設置
平成 12 年 2 月	環境管理計画に関する事業所アンケート実施
平成 12 年 2 月 29 日	市道坂越港線（新道）整備（坂越地区景観整備）
平成 12 年 3 月 15 日	上高谷公園整備（坂越地区景観整備）
平成 12 年 8 月 30 日	ダイオキシン類土壌環境調査実施
平成 13 年 3 月 16 日	環境基本条例制定
平成 13 年 3 月	環境基本計画策定
平成 13 年 3 月	環境にやさしい行動指針策定
平成 13 年 7 月 7 日	赤穂環境づくり推進会議設立
平成 13 年 9 月 1 日	環境基本計画推進委員会設置
平成 14 年 3 月	地球温暖化対策実行計画策定
平成 16 年 7 月 1 日	赤穂環境パートナーシップ登録制度創設
平成 17 年 3 月 25 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（5 事業所）
平成 17 年 5 月 29 日	赤穂こどもエコクラブを創設し活動を開始
平成 17 年 9 月 30 日	環境保全協定の改定（二者協定 5 社、三者協定 14 社）
平成 18 年 3 月 23 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3 事業所）
平成 19 年 3 月 26 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（3 事業所）
平成 20 年 3 月 24 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1 事業所）
平成 20 年 3 月 25 日	環境保全協定の改定（二者協定 5 社、三者協定 13 社）
平成 20 年 12 月 1 日	赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（6 事業所 8 店舗）
平成 21 年 2 月 25 日	環境保全協定の改定（二者協定 6 社、三者協定 1 社）
平成 21 年 2 月 28 日	赤穂市におけるマイバック等の持参促進及びレジ袋の削減推進に関する協定締結（1 事業所 1 店舗）
平成 21 年 3 月 10 日	レジ袋無料配布中止等を実施
平成 21 年 3 月 30 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1 事業所）
平成 21 年 3 月	赤穂市地球温暖化対策地域推進計画「赤穂市低炭素戦略2020」策定
平成 21 年 3 月	赤穂市環境基本計画一部改訂
平成 22 年 3 月 30 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1 事業所）
平成 23 年 3 月 30 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1 事業所）
平成 23 年 4 月 1 日	住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始
平成 24 年 3 月 30 日	赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（2 事業所）

平成 25 年 1 月 11 日 微小粒子状物質測定機（県設置）により市役所にて微小粒子状物質の連続測定開始

平成 26 年 3 月 27 日 赤穂環境パートナーシップ事業所を登録（1 事業所）

平成 27 年 7 月 1 日 環境保全協定の締結（二者協定 1 社）

平成 27 年 12 月 10 日 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例制定（条例第48号）

平成 28 年 1 月 19 日 環境保全協定の締結（二者協定 1 社）

平成 28 年 3 月 赤穂市環境基本計画一部改定

平成 28 年 3 月 31 日 赤穂市生活環境の保全に関する条例施行規則改正（規則第25号）

平成 31 年 1 月 7 日 環境保全協定の締結（三者協定 1 社）

# 資 料 編

## 資料編目次

1 . 環境基準	1
2 . 大気汚染関係広報発令基準	6
3 . 気象	8
表 3 - 1 風速階級別出現状況	8
4 . 大気環境濃度測定結果	9
表 4 - 1 二酸化硫黄濃度測定結果	9
表 4 - 2 浮遊粒子状物質濃度測定結果	12
表 4 - 3 一酸化窒素濃度測定結果	15
表 4 - 4 二酸化窒素濃度測定結果	17
表 4 - 5 窒素酸化物濃度測定結果	21
表 4 - 6 オキシダント濃度測定結果	24
表 4 - 7 降下ばいじん量の経年変化	25
表 4 - 8 降下ばいじん中の主要成分測定結果	26
5 . 河川・海域水質等調査結果	27
表 5 - 1 河川水質調査結果（定例調査）	27
表 5 - 2 中ノ谷川水質調査結果	28
表 5 - 3 地先海域の水質・底質経年変化	29
6 . 自動車騒音常時監視調査結果	33
表 6 - 1 道路種類別の面的評価結果（戸数）	33
表 6 - 2 道路種類別の面的評価結果（割合）	33
表 6 - 3 路線別の面的評価結果（戸数）	34
表 6 - 4 路線別の面的評価結果（割合）	34

## 1. 環境基準

### (1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値	測 定 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

#### 備 考

- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

### (2) 水質汚濁に係る環境基準

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1, 3 - デクロロプロパン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2 - デクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふつ素	0.8mg/ℓ以下
1, 1 - デクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1, 2 - デクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1, 4 - デオキサン	0.05mg/ℓ以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

(注) 人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に適用する。

## ② 生活環境の保全に関する環境基準

### ア 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴	〃	2 〃	〃	〃	1,000 〃
B	水道3級 水産2級	〃	3 〃	〃	5 〃	5,000 〃
C	水産3級 工業用水1級	〃	5 〃	50 〃	〃	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上8.5以下	8 〃	100 〃	2 〃	—
E	工業用水3級 環境保全	〃	10 〃	ごみ等の浮遊が認められないこと	〃	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級および水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### イ 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	化 学 的 酸素要求量 (C OD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴	7.8以上8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水	〃	3 〃	5 〃	—	〃
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8 〃	2 〃	—	—

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### (3) 騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	5 0 デシベル 以 下	4 0 デシベル 以 下
A 及び B	5 5 デシベル 以 下	4 5 デシベル 以 下
C	6 0 デシベル 以 下	5 0 デシベル 以 下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、その環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	6 0 デシベル 以 下	5 5 デシベル 以 下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル 以 下	6 0 デシベル 以 下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
7 0 デシベル以下	6 5 デシベル以下
備考	
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては4 5 デシベル以下、夜間にあっては4 0 デシベル以下)によることができる。	

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

第1 環境基準

地 域 の 種 類	基 準 値
I 主として住居の用に供される地域	70 デシベル以下
II 商工業の用に供される地域等上記以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

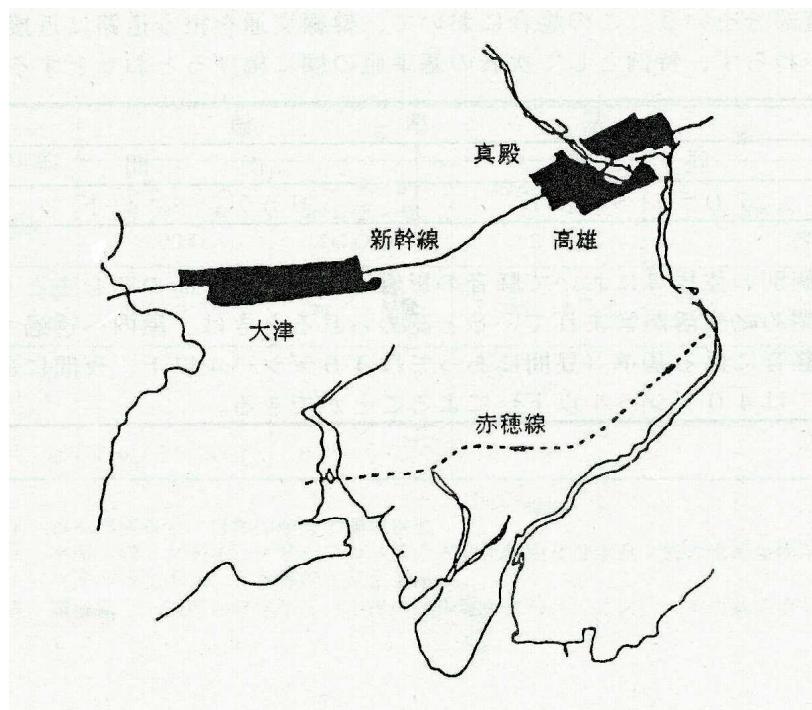
第2 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達 成 目 標 期 間		
		既設新幹線に 係る期間	工事中新幹線鉄 道に係る期間	新設新幹線鉄 道に係る期間
a	80 デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超える区域	イ 7年以内	開業時から3年 以内	開業時に直ち に
	デシベル未満の区域	ロ 10年以内		
c	70 デシベルを超える75 デシベ ル以下の区域	10年以内	開業時から5年 以内	

備考 イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

(注) 赤穂市内の区域の種類は第 I 類型である。なお環境基準に係る地域指定図は下図のとおりである。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定図



## (5) 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
シクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモナー)	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオヘンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。

## (6) ダイオキシン類に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6 pg - TEQ / m <sup>3</sup> 以下
水質	1 pg - TEQ / l 以下
土壤	1,000 pg - TEQ / g 以下

## 2. 大気汚染関係広報発令基準

汚染物質	広報の区分	発 令 基 準	工場等の対応措置	摘要
硫黄酸化物	情 報	① 0.1ppm以上の濃度が3時間以上継続したとき。 ② 0.2ppm以上の濃度が2時間以上継続したとき。 ③ 0.3ppm以上の濃度が1時間でも発生したとき。	工場全体で通常排出ばい煙量の10%以上の減少措置を講ずること	広報発令基準は兵庫県「硫黄酸化物緊急時対策実施要領」によるものである。
	注 意 報	① 0.2ppm以上の濃度が3時間以上継続したとき。 ② 0.3ppm以上の濃度が2時間以上継続したとき。 ③ 48時間平均値が0.15ppm以上の濃度になったとき。 ④ 現状の濃度および気象条件等から前記①, ②, ③のいずれかに達する恐れが予測されるとき。	同上 20%	
	警 報	① 0.5ppm以上の濃度が1時間でも発生したとき。 ② 現状の濃度および気象条件等から前記①の状態に達する恐れが予測されるとき。	同上 50%	
	重 大 警 報	① 0.5ppm以上の濃度が3時間継続したとき。 ② 0.7ppm以上の濃度が2時間継続したとき。	許容排出ばい煙量の80%以上の減少措置	
オキシダント	予 報	気象条件等から注意報の発令基準に達すると認められるとき。	窒素酸化物排出量を20%以上削減	広報発令基準および工場等の対応措置は、兵庫県「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」によるものである。
	注 意 報	0.12ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同 上	
	警 報	0.24ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	同 上	
	重 大 警 報	0.40ppm以上の濃度になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	窒素酸化物排出量を40%以上削減	

## 光化学オキシダント対策措置事項

区分	措置
予報	1. 工場・事業場は、燃料使用量の削減並びに低窒素燃料への転換等により、窒素酸化物排出量を通常の20%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 不用不急の自動車の運転を自粛すること。
注意報	上記措置の徹底及び確認
警報	上記措置の徹底及び確認
重大警報	1. 工場・事業場は、窒素酸化物排出量を通常の40%以上削減すること。 2. 揮発性有機化合物（VOC）の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3. 自動車運転者は、公安委員会の指示に従うこと。

## 光化学オキシダント広報等発令時における周知事項

- 1. 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ること。
- 2. 目に、刺激や痛みを感じた人は、洗眼する。
- 3. のど、鼻に刺激や痛みを感じた人は、うがいをする。
- 4. 症状のひどい人は、医師の手当を受ける。

### 3. 気象

表3-1 風速階級別出現状況

(単位:時間)

風測定地点 速(m/s) 月	市役所					塩屋監視局					尾崎監視局				
	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間
0.0 ~ 0.3	60	37	48	43	188	101	61	67	164	393	71	39	61	89	260
0.4 ~ 0.9	414	407	377	367	1565	486	434	465	480	1865	457	339	468	456	1720
1.0 ~ 1.9	708	595	817	703	2823	736	700	727	661	2824	690	620	826	683	2819
2.0 ~ 2.9	414	390	364	360	1528	447	540	526	456	1969	516	573	429	419	1937
3.0 ~ 3.9	277	354	245	249	1125	258	293	289	240	1080	245	338	214	257	1054
4.0 ~ 4.9	138	194	175	179	686	107	102	92	100	401	100	159	117	148	524
5.0 ~ 5.9	78	111	97	126	412	35	40	22	40	137	68	72	59	67	266
6.0 ~ 6.9	49	53	43	71	216	9	22	11	13	55	20	28	19	34	101
7.0 ~ 7.9	29	25	19	33	106	3	11	7	2	23	7	16	4	7	34
8.0 ~ 8.9	10	7	13	11	41	2	3	0	1	6	7	6	3	0	16
9.0 ~ 9.9	7	8	6	7	28	0	1	0	0	1	2	6	4	0	12
10.0 以上	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	12	1	0	14
総測定時間	2184	2181	2204	2149	8718	2184	2208	2206	2157	8755	2184	2208	2205	2160	8757
風測定地点 速(m/s) 月	天和監視局					坂越監視局					高雄監視局				
4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	
0.0 ~ 0.3	95	59	173	271	598	30	20	24	36	110	80	116	83	67	346
0.4 ~ 0.9	455	357	514	437	1763	292	241	227	270	1030	737	705	872	727	3041
1.0 ~ 1.9	837	792	710	558	2897	786	861	779	807	3233	667	609	762	664	2702
2.0 ~ 2.9	446	536	391	423	1796	691	639	722	632	2684	310	375	255	264	1204
3.0 ~ 3.9	187	247	225	255	914	247	248	317	281	1093	257	271	116	221	865
4.0 ~ 4.9	76	97	118	119	410	72	99	89	84	344	85	85	62	119	351
5.0 ~ 5.9	48	46	36	68	198	38	43	31	34	146	26	26	31	57	140
6.0 ~ 6.9	20	32	15	19	86	15	25	10	14	64	15	15	17	25	72
7.0 ~ 7.9	10	19	7	8	44	10	9	6	1	26	7	3	3	2	15
8.0 ~ 8.9	4	8	7	2	21	3	3	0	0	6	0	0	3	3	6
9.0 ~ 9.9	5	5	6	0	16	0	12	0	1	13	0	2	1	0	3
10.0 以上	1	10	3	0	14	0	8	0	0	8	0	1	0	0	1
総測定時間	2184	2208	2205	2160	8757	2184	2208	2205	2160	8757	2184	2208	2205	2149	8746
風測定地点 速(m/s) 月	大津監視局					有年監視局					下水管管理センター				
4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	4~6	7~9	10~12	1~3	年間	
0.0 ~ 0.3	84	66	31	46	227	245	207	276	265	993	19	20	8	6	53
0.4 ~ 0.9	432	447	311	346	1536	703	687	809	622	2821	230	152	116	132	630
1.0 ~ 1.9	875	804	876	809	3364	628	724	707	686	2745	737	693	670	619	2719
2.0 ~ 2.9	438	457	534	463	1892	305	304	255	322	1186	654	610	744	655	2663
3.0 ~ 3.9	212	258	252	241	963	203	198	89	157	647	242	352	304	314	1212
4.0 ~ 4.9	66	101	107	141	415	74	57	43	58	232	112	154	168	198	632
5.0 ~ 5.9	43	40	61	64	208	15	18	19	25	77	75	79	85	115	354
6.0 ~ 6.9	21	20	26	23	90	10	3	6	13	32	42	65	48	69	224
7.0 ~ 7.9	9	8	5	16	38	1	5	1	1	8	34	29	28	28	119
8.0 ~ 8.9	4	2	2	5	13	0	2	0	2	4	14	19	20	9	62
9.0 ~ 9.9	0	4	0	1	5	0	2	0	0	2	16	14	6	8	44
10.0 以上	0	1	0	1	2	0	1	0	0	1	9	21	8	4	42
総測定時間	2184	2208	2205	2156	8753	2184	2208	2205	2151	8748	2184	2208	2205	2157	8754

## 4. 大気環境濃度測定結果

表4-1 二酸化硫黄濃度測定結果

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	31	27	31	362
	測定時間	時間	716	739	715	708	734	710	733	715	740	737	658	740	8645
	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.009	0.010	0.008	0.010	0.009	0.005	0.003	0.004	0.003	0.007	0.008	0.008	0.010
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.004
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	29	363
	測定時間	時間	714	739	716	740	737	716	738	716	736	739	668	711	8670
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.009	0.009	0.006	0.009	0.010	0.005	0.003	0.005	0.004	0.008	0.009	0.007	0.010
	日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	717	742	720	744	741	719	743	720	742	743	672	741	8744
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.016	0.016	0.014	0.013	0.015	0.010	0.009	0.011	0.009	0.011	0.012	0.014	0.016
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.009	0.008	0.007	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.008	0.010

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
天和	有効測定日数	日	29	30	30	31	31	30	30	24	31	31	28	31	356
	測定時間	時間	710	733	716	740	737	716	720	584	737	739	668	732	8532
	月平均値	ppm	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.009	0.007	0.004	0.004	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.007	0.006	0.007	0.009
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	718	744	720	744	741	720	744	720	739	744	672	741	8747
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.015	0.016	0.011	0.012	0.010	0.009	0.006	0.008	0.006	0.010	0.011	0.012	0.016
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.009	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.009
大津	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	719	744	720	744	741	720	744	720	742	744	666	740	8744
	月平均値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.001	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.015	0.015	0.012	0.012	0.013	0.009	0.008	0.009	0.007	0.011	0.01	0.006	0.015
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.009	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.003	0.009

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	測定時間	時間	717	744	720	743	742	719	744	720	741	744	671	742	8747
	月平均値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.015	0.014	0.008	0.01	0.009	0.008	0.005	0.009	0.006	0.009	0.009	0.009	0.015
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.007	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.008
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
	測定時間	時間	719	742	720	743	741	720	744	720	742	742	657	735	8725
	月平均値	ppm	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた日数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	ppm	0.016	0.015	0.009	0.009	0.012	0.009	0.006	0.008	0.007	0.012	0.014	0.011	0.016
	日平均値の最高値	ppm	0.009	0.007	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.009

表4-2 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	29	31	30	31	30	31	27	31	362	
	測定時間	時間	719	743	718	730	743	719	743	719	744	740	661	743	8722
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.027	0.022	0.020	0.031	0.024	0.014	0.013	0.014	0.011	0.010	0.017	0.015	0.018
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.079	0.075	0.076	0.111	0.095	0.052	0.041	0.070	0.046	0.041	0.056	0.056	0.111
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.046	0.056	0.045	0.064	0.046	0.026	0.024	0.039	0.028	0.023	0.036	0.033	0.064
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	30	364	
	測定時間	時間	720	743	719	742	740	719	743	719	741	743	671	732	8732
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.023	0.016	0.014	0.024	0.019	0.011	0.010	0.012	0.010	0.010	0.015	0.014	0.015
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.078	0.063	0.051	0.105	0.080	0.043	0.042	0.057	0.039	0.042	0.049	0.061	0.105
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.046	0.048	0.036	0.057	0.038	0.019	0.019	0.036	0.026	0.018	0.033	0.029	0.057
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	28	31	365	
	測定時間	時間	717	741	719	743	740	717	742	719	741	742	671	740	8732
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.026	0.021	0.017	0.027	0.022	0.012	0.012	0.012	0.009	0.007	0.013	0.013	0.016
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.081	0.083	0.083	0.113	0.094	0.063	0.060	0.066	0.060	0.046	0.062	0.076	0.113
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.052	0.059	0.039	0.066	0.038	0.026	0.026	0.041	0.029	0.019	0.035	0.033	0.066

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
天和	有効測定日数	日	30	30	30	31	31	30	17	30	31	31	28	31	350
	測定時間	時間	716	734	716	741	740	718	431	718	742	740	671	740	8407
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.023	0.018	0.016	0.022	0.015	0.009	0.010	0.012	0.009	0.009	0.015	0.014	0.014
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0.061	0.076	0.078	0.094	0.064	0.030	0.031	0.066	0.041	0.038	0.044	0.052	0.094
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.042	0.050	0.037	0.057	0.033	0.018	0.018	0.036	0.026	0.018	0.034	0.030	0.057
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
坂越	有効測定日数	日	717	743	718	743	739	720	743	719	738	742	671	741	8734
	測定時間	時間	0.025	0.020	0.018	0.026	0.022	0.013	0.012	0.013	0.010	0.010	0.016	0.015	0.017
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0.067	0.071	0.059	0.128	0.088	0.044	0.044	0.062	0.048	0.045	0.060	0.058	0.128
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.043	0.048	0.040	0.057	0.040	0.023	0.020	0.035	0.028	0.021	0.036	0.034	0.057
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
大津	有効測定日数	日	719	743	718	743	740	719	744	719	741	743	667	744	8740
	測定時間	時間	0.022	0.016	0.013	0.021	0.016	0.009	0.009	0.010	0.008	0.007	0.011	0.015	0.013
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0.089	0.089	0.077	0.105	0.084	0.055	0.051	0.077	0.051	0.045	0.067	0.05	0.105
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.042	0.049	0.031	0.053	0.03	0.017	0.019	0.036	0.02	0.012	0.026	0.028	0.053
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.026	0.047	0.025	0.042	0.047	0.035	0.033	0.035	0.021	0.027	0.032	0.061	0.061

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有年	有効測定日数	日	26	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	361
	測定時間	時間	638	743	719	743	735	718	743	719	741	743	671	741	8654
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.021	0.021	0.017	0.026	0.02	0.012	0.01	0.011	0.008	0.009	0.013	0.013	0.015
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.071	0.08	0.06	0.127	0.082	0.053	0.045	0.063	0.054	0.059	0.068	0.061	0.127
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.043	0.058	0.042	0.061	0.046	0.024	0.021	0.029	0.024	0.019	0.032	0.032	0.061
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	364
	測定時間	時間	716	742	718	742	740	719	743	719	742	742	656	734	8713
	月平均値	mg/m <sup>3</sup>	0.023	0.016	0.016	0.024	0.019	0.01	0.009	0.009	0.008	0.007	0.012	0.011	0.014
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.077	0.072	0.077	0.109	0.081	0.047	0.047	0.063	0.043	0.042	0.07	0.06	0.109
	日平均値の最高値	mg/m <sup>3</sup>	0.042	0.046	0.036	0.064	0.035	0.018	0.018	0.023	0.019	0.014	0.028	0.026	0.064

表4-3 一酸化窒素濃度測定結果

測定局	項目	平成30年									平成31年			30年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	27	31	362
	測定時間	時間	716	739	716	739	739	713	737	716	740	709	657	736	8657
	月平均	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.020	0.015	0.011	0.012	0.012	0.014	0.008	0.010	0.026	0.013	0.027	0.010	0.027
	日平均値の最高値	ppm	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.008	0.004	0.005	0.003	0.008
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	29	362
	測定時間	時間	716	739	716	740	735	716	738	716	737	739	668	712	8672
	月平均	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.031	0.017	0.041	0.020	0.026	0.020	0.021	0.025	0.042	0.030	0.029	0.014	0.042
	日平均値の最高値	ppm	0.007	0.005	0.008	0.004	0.009	0.004	0.004	0.007	0.010	0.006	0.008	0.004	0.010
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	718	742	720	744	739	720	743	711	736	743	672	739	8727
	月平均	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.017	0.017	0.012	0.016	0.013	0.013	0.013	0.015	0.019	0.015	0.027	0.013	0.027
	日平均値の最高値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.006	0.003	0.003	0.004	0.004	0.006	0.005	0.006	0.004	0.006
天和	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	744	739	720	742	706	744	744	672	738	8733
	月平均	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.025	0.017	0.018	0.023	0.017	0.024	0.013	0.027	0.065	0.049	0.034	0.021	0.065
	日平均値の最高値	ppm	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.007	0.004	0.006	0.017	0.010	0.010	0.005	0.017

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
坂越	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	26	30	31	28	31	360
	測定時間	時間	720	744	720	744	739	720	744	630	735	743	672	739	8650
	月平均	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.029	0.015	0.013	0.020	0.024	0.011	0.014	0.016	0.038	0.018	0.030	0.016	0.038
	日平均値の最高値	ppm	0.008	0.004	0.004	0.006	0.007	0.003	0.007	0.008	0.016	0.008	0.008	0.006	0.016
大津	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	743	720	744	740	720	744	712	744	744	672	740	8743
	月平均	ppm	0.006	0.004	0.005	0.005	0.006	0.004	0.007	0.009	0.009	0.007	0.007	0.005	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.053	0.042	0.045	0.050	0.043	0.053	0.064	0.070	0.087	0.070	0.105	0.056	0.105
	日平均値の最高値	ppm	0.015	0.014	0.013	0.012	0.013	0.011	0.019	0.023	0.033	0.028	0.021	0.011	0.033
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	743	720	743	737	717	744	720	735	735	672	740	8726
	月平均	ppm	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.008	0.008	0.010	0.007	0.005	0.005
	1時間値の最高値	ppm	0.048	0.032	0.025	0.025	0.028	0.018	0.028	0.055	0.064	0.075	0.052	0.056	0.075
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.015	0.017	0.019	0.024	0.016	0.011	0.024
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	744	739	720	744	720	736	742	671	740	8740
	月平均	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002
	1時間値の最高値	ppm	0.017	0.012	0.016	0.016	0.020	0.015	0.015	0.016	0.028	0.020	0.023	0.017	0.028
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.003	0.004	0.005	0.006	0.003	0.007	0.004	0.015	0.006	0.005	0.005	0.015

表4-4 二酸化窒素濃度測定結果







表4-5 窒素酸化物濃度測定結果

	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	29	27	31	362
	測定時間	時間	716	739	716	739	739	713	737	716	740	709	657	736	8657
	月平均値	ppm	0.010	0.009	0.007	0.006	0.006	0.007	0.007	0.009	0.011	0.010	0.012	0.009	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.037	0.036	0.027	0.024	0.025	0.028	0.043	0.030	0.044	0.038	0.048	0.036	0.048
	日平均値の最高値	ppm	0.019	0.016	0.012	0.011	0.013	0.014	0.019	0.016	0.025	0.019	0.024	0.018	0.025
	月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	%	88.7	89.3	87.5	82.4	82.5	90.7	91.5	88.4	84.3	87.1	89.6	92.3	88.0
塩屋	有効測定日数	日	30	31	30	31	30	30	31	30	31	31	28	29	362
	測定時間	時間	716	739	716	740	735	716	738	716	737	739	668	712	8672
	月平均値	ppm	0.015	0.013	0.011	0.009	0.010	0.009	0.012	0.015	0.014	0.015	0.016	0.014	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.073	0.055	0.069	0.052	0.052	0.050	0.064	0.062	0.086	0.069	0.062	0.059	0.086
	日平均値の最高値	ppm	0.029	0.027	0.021	0.019	0.023	0.019	0.024	0.031	0.032	0.027	0.027	0.024	0.032
	月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	%	84.8	86.6	82.6	77.4	71.2	84.2	85.6	83.8	79.1	80.6	84.1	86.3	82.5
尾崎	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	測定時間	時間	718	742	720	744	739	720	743	711	736	743	672	739	8727
	月平均値	ppm	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.008	0.010	0.010	0.012	0.009	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.035	0.039	0.029	0.024	0.028	0.024	0.049	0.030	0.040	0.037	0.051	0.033	0.051
	日平均値の最高値	ppm	0.018	0.014	0.013	0.013	0.011	0.013	0.018	0.015	0.022	0.018	0.027	0.019	0.027
	月平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	%	77.8	78.6	77.1	76.0	73.2	76.5	77.2	77.6	78.2	77.6	80.2	78.9	77.7

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
天和	有効測定日数	日	73.6	75.2	73.8	71.0	72.5	74.8	76.0	76.3	79.9	78.9	77.9	79.4	76.1
	測定時間	時間	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	月平均値	ppm	720	744	720	744	739	720	742	706	744	744	672	738	8733
	1時間値の最高値	ppm	0.010	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.010	0.009	0.011	0.008	0.008
	日平均値の最高値	ppm	0.047	0.036	0.041	0.039	0.027	0.037	0.038	0.056	0.097	0.073	0.057	0.044	0.097
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	0.019	0.018	0.014	0.012	0.010	0.015	0.018	0.017	0.034	0.026	0.027	0.019	0.034
坂越	有効測定日数	日	75.2	76.4	72.9	68.7	69.6	70.6	71.3	66.6	68.5	68.6	75.0	74.7	71.7
	測定時間	時間	30	31	30	31	31	30	31	26	30	31	28	31	360
	月平均値	ppm	720	744	720	744	739	720	744	630	735	743	672	739	8650
	1時間値の最高値	ppm	0.012	0.011	0.009	0.008	0.008	0.008	0.009	0.012	0.012	0.011	0.014	0.011	0.010
	日平均値の最高値	ppm	0.048	0.045	0.041	0.034	0.038	0.032	0.057	0.039	0.056	0.043	0.049	0.042	0.057
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	0.022	0.020	0.015	0.014	0.016	0.017	0.026	0.021	0.034	0.024	0.029	0.023	0.034
大津	有効測定日数	日	77.4	80.0	77.8	69.7	69.8	78.4	78.3	76.2	71.2	73.1	74.9	76.4	75.3
	測定時間	時間	30	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	364
	月平均値	ppm	720	743	720	744	740	720	744	712	744	744	672	740	8743
	1時間値の最高値	ppm	0.022	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014	0.021	0.025	0.023	0.021	0.022	0.018	0.019
	日平均値の最高値	ppm	0.110	0.085	0.072	0.070	0.066	0.088	0.101	0.113	0.126	0.104	0.161	0.100	0.161
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	0.046	0.040	0.033	0.029	0.031	0.028	0.046	0.045	0.058	0.056	0.046	0.030	0.058

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有年	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	743	720	743	737	717	744	720	735	735	672	740	8726
	月平均値	ppm	0.016	0.012	0.010	0.009	0.010	0.010	0.013	0.018	0.018	0.022	0.020	0.015	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.069	0.047	0.046	0.038	0.038	0.032	0.049	0.073	0.088	0.097	0.083	0.085	0.097
	日平均値の最高値	ppm	0.029	0.019	0.017	0.019	0.015	0.018	0.031	0.030	0.034	0.044	0.043	0.030	0.044
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	68.9	73.0	73.6	67.8	62.8	64.2	62.4	56.0	55.8	54.7	63.4	68.3	63.1
高雄	有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	30	31	28	31	364
	測定時間	時間	720	744	720	744	739	720	744	720	736	742	671	740	8740
	月平均値	ppm	0.010	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.007	0.008	0.009	0.009	0.011	0.008	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.039	0.033	0.032	0.028	0.036	0.034	0.038	0.038	0.046	0.041	0.043	0.036	0.046
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.014	0.014	0.012	0.016	0.014	0.021	0.014	0.028	0.02	0.029	0.019	0.029
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	%	77.7	80.1	76.2	70	67.6	74.3	74.3	74.8	69.9	75	76.1	76.2	74.5

表4-6 オキシダント濃度測定結果

測定局	項目	平成30年										平成31年			30年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市役所	有効測定日数	日	28	31	30	31	31	30	31	30	31	31	27	31	362
	昼間測定時間	時間	436	465	449	465	465	450	465	450	464	465	409	465	5448
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.047	0.047	0.043	0.035	0.033	0.032	0.035	0.030	0.025	0.029	0.032	0.041	0.036
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	16	21	16	17	12	6	4	1	0	0	1	9	103
		時間	105	117	94	91	50	21	11	5	0	0	2	32	528
	昼間に1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		時間	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.101	0.118	0.112	0.107	0.127	0.070	0.071	0.066	0.050	0.057	0.063	0.079	0.127
有年	昼間の日最高1時間値の月間平均値	ppm	0.065	0.066	0.060	0.058	0.056	0.047	0.051	0.045	0.036	0.041	0.045	0.056	0.052
	有効測定日数	日	21	31	30	31	31	30	31	29	31	31	28	31	355
	昼間測定時間	時間	344	465	450	465	465	450	465	445	465	465	420	465	5364
	昼間の1時間の月平均値	ppm	0.043	0.041	0.036	0.029	0.028	0.024	0.026	0.021	0.02	0.023	0.027	0.037	0.029
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	11	18	10	12	7	2	0	0	0	0	0	4	64
		時間	65	88	62	48	35	8	0	0	0	0	0	21	327
	昼間に1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.09	0.106	0.09	0.081	0.118	0.075	0.057	0.057	0.046	0.051	0.054	0.076	0.118
	昼間の日最高1時間値の月間平均値	ppm	0.062	0.062	0.054	0.048	0.051	0.041	0.044	0.04	0.035	0.039	0.042	0.053	0.047

表4-7 降下ばいじん量の経年変化

(単位:t/km<sup>2</sup>/月)

測定場所	測定開始年月日	区分															
			16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
天和 (集会所)※	41.12 (58.4)	最高	6.26	7.79	8.70	7.85	5.95	5.81	4.76	7.48	6.77	5.53	4.90	4.89	3.48	4.20	6.87
		最低	1.46	0.87	1.51	1.47	1.82	1.57	0.50	0.54	1.14	1.01	1.51	1.07	1.13	0.87	0.74
		平均	3.67	4.25	4.84	4.09	3.82	3.43	2.21	3.42	3.32	2.82	2.71	2.63	2.02	2.06	2.58
折方 (監視局)	41.12 (58.4)	最高	7.32	7.12	7.17	7.21	4.32	4.96	6.34	6.64	5.21	5.75	4.70	5.13	3.73	4.07	4.82
		最低	0.58	0.82	0.63	0.89	0.73	1.00	0.41	0.57	0.93	0.75	0.84	0.69	1.15	0.83	0.57
		平均	3.42	3.81	3.55	2.74	2.53	2.64	3.04	2.72	2.89	2.65	2.61	2.19	1.87	1.85	2.05
大津 (監視局)	47.6	最高	6.39	7.39	5.29	5.53	2.80	5.09	4.18	6.14	4.09	4.70	3.80	4.41	2.64	4.00	3.06
		最低	0.73	0.73	0.52	0.86	0.69	0.47	0.74	0.30	0.54	0.89	0.81	0.89	0.83	1.02	0.56
		平均	2.86	3.28	2.66	2.38	1.87	2.13	2.28	2.24	2.17	2.41	2.27	2.60	1.72	1.89	1.71
塩屋 (監視局)	40.7	最高	7.16	8.56	5.46	5.29	3.41	4.14	5.10	7.16	5.26	5.19	3.04	4.36	2.81	3.97	3.21
		最低	1.14	1.12	0.68	0.84	0.86	0.88	0.82	0.21	0.60	1.21	0.75	0.67	0.80	0.72	0.72
		平均	3.31	4.14	2.66	3.03	2.13	2.22	2.61	2.61	2.40	2.88	2.10	2.53	1.71	1.88	1.83
加里屋 (市役所)	39.11	最高	7.30	4.90	5.79	6.84	3.60	3.29	4.09	7.34	4.07	5.93	3.15	5.09	3.25	3.75	2.73
		最低	0.97	1.26	0.60	0.83	0.55	1.29	0.50	0.33	0.17	0.79	0.84	0.65	1.02	0.85	0.83
		平均	3.24	3.06	2.23	2.25	1.96	2.17	1.97	2.53	2.23	2.49	2.24	2.19	1.89	1.95	1.79
千鳥 (下水処理場)	61.4	最高	5.01	4.02	7.92	4.56	3.93	3.30	5.53	9.09	3.82	4.94	6.43	4.21	2.89	3.97	6.18
		最低	1.37	1.64	0.59	0.83	0.91	1.34	0.86	0.66	0.41	1.04	0.90	0.97	0.99	1.20	1.12
		平均	2.69	2.40	3.14	2.74	2.12	1.99	2.30	2.94	2.25	2.43	2.84	2.61	1.75	1.98	2.36
尾崎 (監視局)	56.5	最高	5.29	4.39	6.76	4.25	3.10	4.22	2.81	5.53	4.12	3.79	2.52	3.85	4.39	3.37	2.85
		最低	0.43	1.20	0.54	0.90	0.75	0.65	0.55	0.29	0.43	0.78	1.24	0.62	1.00	0.84	0.53
		平均	2.64	2.67	2.67	1.82	1.99	1.81	1.66	2.08	2.12	1.89	1.98	2.32	2.11	1.89	1.51
坂越 (監視局)	47.6	最高	3.81	3.62	5.19	6.26	3.12	5.40	4.12	7.37	4.79	5.06	4.80	5.53	3.89	4.26	4.81
		最低	0.70	0.64	0.48	0.56	1.17	1.18	0.76	0.42	0.42	1.02	1.16	0.70	1.02	1.15	0.84
		平均	2.33	2.20	2.33	2.04	2.03	2.52	2.36	2.62	2.61	2.60	2.54	0.86	1.93	2.31	2.27
高雄 (監視局)	56.5	最高	4.25	4.17	6.08	4.91	2.38	3.96	3.98	6.76	5.73	6.57	4.40	4.80	3.61	5.92	4.94
		最低	0.75	0.80	0.61	0.20	0.57	0.80	0.69	0.22	0.33	0.43	1.84	0.86	1.10	0.67	0.75
		平均	2.54	2.03	2.74	2.30	1.67	1.94	2.21	2.30	2.83	2.67	2.91	2.66	2.12	2.65	1.92
東有年 (監視局)	47.6	最高	6.85	7.71	3.99	5.95	3.88	5.97	6.58	5.43	3.24	7.20	2.57	5.87	4.31	2.62	4.34
		最低	1.61	0.59	0.55	1.10	0.63	0.87	0.62	0.27	0.42	0.64	0.78	0.48	0.77	0.49	0.78
		平均	3.45	2.91	2.21	2.38	2.05	2.81	2.69	2.04	1.89	2.35	1.84	2.41	1.88	1.70	1.69
年平均			3.01	3.07	2.91	2.57	2.21	2.37	2.33	2.56	2.47	2.52	2.40	2.51	1.90	2.03	1.97

(注) 平均値は、各年度各測定点の全データを算術平均したものである。※:天和(～H21;監視局)

表4-8 降下ばいじん中の主要成分測定結果（平成30年度）

測定地点	S i (t/Km <sup>2</sup> /月)				A l (Kg/Km <sup>2</sup> /月)				C a (Kg/Km <sup>2</sup> /月)			
	最 高	最 低	平 均	比 率%	最 高	最 低	平 均	比 率%	最 高	最 低	平 均	比 率%
天 和	0.47	0.09	0.26	10.1	132	26	74	2.9	22	5	11	0.4
大 津	0.20	0.07	0.14	8.2	52	19	39	2.3	12	3	6	0.4
塩 屋	0.23	0.08	0.15	8.2	73	22	45	2.5	15	4	9	0.5
尾 崎	0.21	0.06	0.12	7.9	66	17	36	2.4	8	2	5	0.3
最 高	0.47			6.8	132			1.9	22			0.3
最 低		0.06		11.3		17		3.2		2		0.4
平 均			0.17	8.6			49	2.5			7	0.4

(注)比率とは、降下ばいじん中に占める成分の割合を示す。（比率(%)=成分量÷降下ばいじん量×100）

## 5. 河川・海域水質等調査結果

表5-1 河川水質調査結果(定例調査)

水系	測定地点名	月日	時刻	水温 ℃	生活環境項目					その他の項目					
					pH	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	DO mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml	Cl <sup>-</sup> mg/l	NH <sub>4</sub> -N mg/l	NO <sub>2</sub> -N mg/l	NO <sub>3</sub> -N mg/l	PO <sub>4</sub> -P mg/l
千種川	有年橋	5.17	10:25	20.5	7.7	ND	1.6	2	9.4	1,700	4	0.03	ND	0.30	0.01
		9.13	10:01	21.4	7.5	0.6	1.4	2	8.8	4,900	5	0.01	ND	0.75	0.02
		11.29	10:58	13.0	7.4	1.3	1.3	1	11	790	7	0.04	ND	0.24	0.02
		3.18	10:25	9.3	7.5	0.5	1.6	1	11	330	6	0.02	ND	0.51	0.01
	富原橋	5.17	10:34	21.7	7.6	ND	1.8	3	8.5	3,300	4	0.05	ND	0.28	0.01
		9.13	10:09	21.6	7.4	0.8	1.4	2	8.7	7,900	5	0.01	ND	0.77	0.02
		11.29	11:09	13.2	7.3	1.0	1.1	4	10	790	7	0.05	ND	0.30	0.02
		3.18	10:36	9.0	7.5	ND	1.7	2	11	330	7	0.03	ND	0.54	0.01
	高雄橋	5.17	10:45	21.9	7.7	ND	1.8	5	9.1	490	4	0.05	ND	0.26	0.02
		9.13	10:20	22.1	7.3	0.6	1.5	2	8.7	4,900	6	0.01	ND	0.77	0.02
		11.29	11:21	13.0	7.3	1.5	1.3	4	10	240	8	0.05	ND	0.32	0.01
		3.18	10:47	9.2	7.5	ND	1.7	2	12	23	7	0.03	ND	0.55	0.01
	旧坂越橋	5.17	10:56	21.5	7.7	ND	1.8	3	8.9	130	4	0.04	ND	0.27	0.02
		9.13	10:33	22.1	7.5	0.8	1.3	2	8.7	1,700	4	0.02	ND	0.76	0.02
		11.29	11:36	12.7	7.4	0.8	1.1	2	10	70	6	0.04	ND	0.31	0.01
		3.18	11:00	9.2	7.5	ND	2.0	2	11	330	6	0.03	ND	0.55	0.01
	新赤穂大橋	5.17	11:17	21.9	7.6	ND	1.7	3	8.7	330	700	0.05	ND	0.32	0.02
		9.13	10:53	22.5	7.4	ND	1.5	2	8.6	2,400	270	0.02	ND	0.76	0.02
		11.29	13:12	15.4	7.8	1.5	2.5	3	9.0	7.8	14,000	0.05	0.02	0.11	0.02
		3.18	11:20	9.9	7.5	ND	1.9	1	11	79	670	0.03	ND	0.51	0.01
加里屋川	中洲橋	5.17	11:12	20.3	7.6	ND	2.1	3	9.0	3,300	4	0.04	ND	0.24	0.02
		9.13	10:44	22.2	7.3	1.0	2.2	6	7.9	7,900	6	0.03	ND	0.61	0.03
		11.29	11:46	12.2	7.8	1.1	2.4	1	11.0	110	7	0.04	ND	0.08	0.02
		3.18	11:13	10.1	7.5	ND	3.6	4	11.0	170	6	0.06	0.01	0.32	0.02
	城南橋	5.17	11:25	22.8	7.7	0.7	3.1	10	9.9	1,100	12	0.08	0.01	0.13	0.04
		9.13	10:59	23.0	7.5	0.9	2.4	6	9.8	1,700	9	0.02	ND	0.59	0.04
		11.29	13:22	15.8	7.8	29	17	24	14	24,000	1,600	84	0.37	1.4	0.05
		3.18	11:28	12.0	7.8	6.6	3.4	16	12	2,400	630	32	0.13	0.57	0.02
新川	城西橋	5.17	11:33	22.9	7.9	ND	2.6	3	8.4	2,400	430	0.12	0.01	0.23	0.09
		9.13	11:03	23.1	7.6	0.8	2.3	2	7.8	2,400	180	0.08	ND	0.86	0.10
		11.29	13:25	16.3	8.2	1.8	4.6	3	12	700	2,900	0.16	0.01	0.07	0.14
		3.18	11:32	8.8	8.0	0.8	4.4	4	11	490	1,300	0.24	0.01	0.26	0.16
	※湯ノ谷橋	5.17	9:42	14.5	6.9	ND	0.8	ND	9.8	170	4	0.02	ND	0.15	ND
長谷川	上組橋	9.13	9:20	19.7	6.8	ND	0.9	ND	8.8	1,400	10	0.01	ND	0.23	ND
		11.29	10:02	10.9	6.6	1.1	0.5	ND	10	240	7	0.03	ND	0.48	ND
		3.18	9:44	7.5	6.8	ND	1.3	ND	11	130	5	0.03	ND	0.21	ND
		5.17	9:50	16.6	7.0	ND	0.9	ND	9.8	490	3	0.02	ND	0.11	ND
	船渡橋	9.13	9:35	21.3	6.8	0.9	1.0	1	8.6	3,300	5	0.01	ND	0.28	ND
大津川	石ヶ崎橋	11.29	10:13	11.8	6.8	1.4	1.1	ND	11	1,300	5	0.01	ND	0.16	ND
		3.18	9:54	8.1	6.8	ND	1.2	ND	15	330	6	0.03	ND	0.25	ND
		5.17	9:20	18.6	7.4	ND	1.5	2	9.8	3,300	32	0.03	ND	0.59	ND
		9.13	9:06	22.2	7.1	0.7	2.3	4	8.8	13,000	16	0.02	ND	0.81	0.01
	塩屋橋	11.29	9:40	14.2	7.3	1.0	1.1	1	10	1,700	280	0.05	ND	0.44	0.01
矢野川	黒尾橋	5.17	9:12	21.8	8.0	1.1	4.9	9	8.4	790	9,600	0.08	0.01	0.06	0.02
		9.13	8:57	24.1	7.6	1.2	4.4	9	6.3	2,200	7,800	0.10	0.01	0.39	0.07
		11.29	9:30	14.2	7.8	1.7	3.1	14	8.0	220	14,000	0.08	0.02	0.17	0.02
		3.18	9:20	9.8	8.0	0.5	2.2	4	10	13	16,000	0.09	ND	0.04	0.01
	定量限界					0.5	0.5	1	0.5	2		0.01	0.01	0.01	0.01

※補完的に実施

表5－2 中ノ谷川水質調査結果

地点名	日時	水温 °C	p H	B O D mg/L	C O D mg/L	S S mg/L	大腸菌群数 MPN/100ml	備考
中ノ谷川	H30.4.18 13:24	24.8	9.2	3.3	5.0	1	$2.4 \times 10^4$	
	H30.5.17 13:18	17.9	7.6	<0.5	2.0	<1	$2.4 \times 10^3$	流水量が多かった。
	H30.6.14 14:20	14.9	6.7	<0.5	2.0	1	$4.9 \times 10^3$	流水量が多かった。
	H30.7.19 14:37	29.5	9.0	6.8	5.8	5	$3.3 \times 10^5$	水量が少なく、藻が繁殖していた影響有り。
	H30.8	—	—	—	—	—	—	渇水のため採水できなかつた。
	H30.9.11 13:24	19.9	6.9	0.5	3.0	1	$4.9 \times 10^3$	流水量が多かった。
	H30.10.17 13:27	25.5	7.7	20	13	9	$4.9 \times 10^5$	水量が少なく、濁りがあった。
	H30.11.21 13:25	20.5	8.4	4.6	4.4	1	$7.9 \times 10^5$	流水量が少なかつた。
	H30.12.13 14:50	11.5	6.9	0.9	3.7	<1	$1.3 \times 10^4$	流水量が多かった。
	H31.1.17 13:20	10.7	8.9	11	6.1	4	$7.9 \times 10^3$	流水量が少なかつた。
	H31.2.14 13:22	13.5	8.7	7.1	6.8	2	$4.9 \times 10^4$	流水量が少なかつた。
	H31.3.7 14:57	10.6	7.3	0.6	3.4	2	$1.3 \times 10^3$	

表5-3 地先海域の水質・底質経年変化

No	地 点 名	年 度	水 質					底 質									
			pH	DO mg/l	COD mg/l	大腸菌群数 MPN/100m	Cl <sup>-</sup> 0/00	pH	COD mg/g	強熱減量 %	Cu mg/kg	Pb mg/kg	Zn mg/kg	Cd mg/kg	Mn mg/kg	As mg/kg	T-Hg mg/kg
4	江見ノ鼻沖	17	8.2	8.8	1.8	10	17.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	8.4	8.1	1.8	10	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		19	8.2	8.3	2.7	5	17.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	8.1	8.8	1.8	7	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		21	8.0	7.7	2.4	0	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		22	8.0	8.6	2.2	1.1	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		23	8.1	9.1	2.8	0.5	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.6	2.2	1.125	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.2	2.5	3.8	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	9.2	3.2	4.1	16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.7	2.5	6.9	16.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.8	2.6	6.8	26.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.5	2.3	1.8	17.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.2	9.6	2.6	9	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	松 ノ 鼻	17	8.1	8.0	2.9	120	16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	8.3	7.6	3.0	980	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		19	8.2	8.0	2.5	689	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	8.0	8.2	2.4	201	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		21	8.0	7.7	2.2	22	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		22	8.0	8.6	2.3	16	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		23	8.0	8.8	2.0	41.8	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.6	2.3	15.5	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		25	8.2	8.0	2.7	31.9	15.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.1	8.9	3.6	417	15.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		27	8.1	9.4	2.9	862	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.0	8.3	3.0	255	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		29	8.2	9.4	2.6	277	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.6	2.8	22	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	取 揚 島	17	8.3	8.3	2.0	1400	18.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	8.4	8.3	2.1	80	15.6	7.2	42.0	12.9	48	25	160	1.4	860	12.0	0.30
		19	8.2	8.0	2.5	3	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	8.0	8.4	2.3	434	14.0	7.6	27.4	8.1	41	40	150	0.6	980	10.0	0.14
		21	8.1	8.2	2.4	0.5	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		22	8.0	8.7	2.1	5	17.4	8.9	28.2	10.0	40	7	150	<0.5	1,100	16.0	0.15
		23	8.1	8.9	2.2	6.2	15.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.0	8.7	2.1	5	17.4	7.5	31.0	8.2	45	28	150	0.5	1,100	12.0	0.27
		25	8.2	8.4	2.6	16	15.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.4	3.3	12.5	16.4	7.1	11.0	9.3	42	12	130	<0.20	1,300	6.7	0.10
		27	8.1	9.0	2.4	14	16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	8.0	2.4	75.0	16.0	8.4	20.0	8.0	44	32	150	0.4	1,000	9.2	0.09
		29	8.2	9.6	2.7	13	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.1	2.2	31	15.2	7.1	24.0	14.0	52.0	38.0	160.0	0.4	1200	17.0	0.10



No	地 点 名	年 度	水 質					底 質									
			pH	DO	COD	大腸菌群数	Cl <sup>-</sup>	pH	COD	強熱減量	Cu	Pb	Zn	Cd	Mn	As	T-Hg
			mg/l	mg/l	MPN/100m	0/00	mg/g	%	mg/kg	mg/kg	mg/kg						
10	放水口地先	17	8.3	8.5	2.9	10	18.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	8.4	7.5	2.5	0	17.9	7.4	24.8	10.3	68	36	240	1.7	1,200	6.3	0.20
		19	8.2	7.7	2.4	2	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	8.1	8.2	2.4	1	18.1	7.5	29.5	10.0	46	42	180	0.8	1,100	9.3	0.16
		21	8.1	8.1	2.2	0	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		22	8.1	8.8	2.3	0	17.5	8.9	19.2	8.5	56	11	200	<0.5	1,100	10.0	0.20
		23	8.0	8.8	2.1	1.7	17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.1	8.8	2.3	0	17.5	7.6	21.9	6.9	46	27	170	<0.5	1,100	9.2	0.32
		25	8.2	8.3	2.6	0	17.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.3	3.2	4.8	17.4	7.1	11.0	11.8	53	18	170	<0.20	1,200	8.2	0.14
		27	8.1	8.3	2.3	3.9	16.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.1	7.9	2.4	13	17.3	8.5	10.0	8.7	29	29	110	0.2	1,100	6.5	0.06
		29	8.2	9.1	2.1	5	18.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.4	2.4	9	17.0	6.9	26.0	15.0	43.0	31.0	160.0	0.5	1500.0	12.0	0.15
11	生 島 沖	17	8.3	8.6	2.6	20	18.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	8.4	8.2	2.3	0	17.7	7.2	21.8	10.1	86	44	390	2.2	890	6.6	0.30
		19	8.3	8.1	2.3	1	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	8.0	8.3	2.5	2	18.2	7.5	34.0	10.3	53	53	260	1.4	770	9.3	0.27
		21	8.1	8.2	2.2	0.5	18.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		22	8.1	8.5	2.1	0.5	17.4	8.9	35.3	10.6	71	19	270	1.0	810	9.7	0.30
		23	8.1	8.9	2.3	0	17.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		24	8.1	8.5	2.1	0.5	17.4	7.5	22.9	8.8	72	41	350	0.9	900	9.8	0.66
		25	8.2	8.3	2.5	6.3	17.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		26	8.2	9.4	3.3	35	16.6	6.9	7.7	10.3	65	23	240	<0.20	840	7.4	0.17
		27	8.2	9.1	2.4	2	16.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		28	8.2	8.2	2.4	6	17.5	8.4	28.0	12.1	82	57	320	1.4	980	9.5	0.24
		29	8.2	8.9	2.4	31	18.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		30	8.1	9.5	2.1	19	16.7	7.0	26.0	14.0	83.0	58.0	360.0	1.8	760.0	11.0	0.26

## 6. 自動車騒音常時監視調査結果

### (1) 環境基準の達成状況(道路種類別)

表 6-1 道路種類別の面的評価結果(戸数)

道路種別	面的評価結果(全体)					面的評価結果(近接空間)					面的評価結果(非近接空間)				
	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)
高速自動車国道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
都市高速道路															
一般国道	1,302	1,269	28	0	5	457	442	13	0	2	845	827	15	0	3
都道府県道	1,380	1,380	0	0	0	529	529	0	0	0	851	851	0	0	0
4車線以上の市町村道															
その他の道路															
全体 (住居等戸数)	2,689	2,656	28	0	5	991	976	13	0	2	1,698	1,680	15	0	3

表 6-2 道路種類別の面的評価結果(割合)

道路種別	面的評価結果(全体)				面的評価結果(近接空間)				面的評価結果(非近接空間)			
	昼夜とも基準値 以下 (%)	昼のみ基準値 以下 (%)	夜のみ基準値 以下 (%)	昼夜とも基準値 超過 (%)	昼夜とも基準値 以下 (%)	昼のみ基準値 以下 (%)	夜のみ基準値 以下 (%)	昼夜とも基準値 超過 (%)	昼夜とも基準値 以下 (%)	昼のみ基準値 以下 (%)	夜のみ基準値 以下 (%)	昼夜とも基準値 超過 (%)
高速自動車国道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
都市高速道路												
一般国道	97.5	2.2	0.0	0.4	96.7	2.8	0.0	0.4	97.9	1.8	0.0	0.4
都道府県道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
4車線以上の市町村道												
その他の道路												
全体 (割合)	98.8	1.0	0.0	0.2	98.5	1.3	0.0	0.2	98.9	0.9	0.0	0.2

(2) 環境基準の達成状況(路線別)

表 6-3 路線別の面的評価結果(戸数)

一連番号	路線名	面的評価(全体)					面的評価(近接空間)					面的評価(非近接空間)				
		住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)	住居等戸数 ①+②+ ③+④ (戸)	昼夜とも基準値 以下 ① (戸)	昼のみ基準値 以下 ② (戸)	夜のみ基準値 以下 ③ (戸)	昼夜とも基準値 超過 ④ (戸)
1	山陽自動車道	7	7	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2	0	0	0
2	一般国道2号線	168	136	28	0	4	46	30	13	0	2	123	106	15	0	2
3	一般国道250号線	1134	1133	0	0	1	412	412	0	0	0	722	721	0	0	1
4	県道坂越御崎加里屋線	809	809	0	0	0	344	344	0	0	0	465	465	0	0	0
5	県道赤穂佐伯線	86	86	0	0	0	21	21	0	0	0	65	65	0	0	0
6	県道岡山赤穂線	42	42	0	0	0	15	15	0	0	0	27	27	0	0	0
7	県道赤穂港線	229	229	0	0	0	81	81	0	0	0	148	148	0	0	0
8	県道周世尾崎線	214	214	0	0	0	68	68	0	0	0	146	146	0	0	0

表 6-4 路線別の面的評価結果(割合)

一連番号	路線名	面的評価(全体)				面的評価(近接空間)				面的評価(非近接空間)			
		昼夜とも基準値 以下 ① (%)	昼のみ基準値 以下 ② (%)	夜のみ基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも基準値 以下 ① (%)	昼のみ基準値 以下 ② (%)	夜のみ基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも基準値 超過 ④ (%)	昼夜とも基準値 以下 ① (%)	昼のみ基準値 以下 ② (%)	夜のみ基準値 以下 ③ (%)	昼夜とも基準値 超過 ④ (%)
1	山陽自動車道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	一般国道2号線	81.0	16.7	0.0	2.4	66.7	28.9	0.0	4.4	86.2	12.2	0.0	1.6
3	一般国道250号線	99.9	0.0	0.0	0.1	100.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.0	0.0	0.1
4	県道坂越御崎加里屋線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	県道赤穂佐伯線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	県道岡山赤穂線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	県道赤穂港線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	県道周世尾崎線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

# 赤穂の環境（第50号）

令和元年度版

令和元年9月発行

編 集 赤穂市市民部環境課  
赤穂市加里屋81番地  
TEL: 0791 (43) 6821